

ヲ新設ノ義ヲ表スルニ非スシテ固有ノ國體ハ憲法ニ由テ益々鞏固ナルコトヲ示スナリ

### 第一條 大日本帝國ハ萬世一系ノ天皇之ヲ統治ス

恭テ按スルニ神祖開國以來時ニ盛衰アリト雖、世ニ治亂アリト雖、皇統一系寶祚ノ隆ハ天地ト與ニ窮ナシ本條首メニ立國ノ大義ヲ掲ケ我カ日本帝國ハ一系ノ皇統ト相依テ終始シ古今永遠ニ亘リ一アリテ二ナク常アリテ變ナキコトヲ示シ以テ君民ノ關係ヲ萬世ニ昭カニス

統治ハ大位ニ居リ大權ヲ統ヘテ國土及臣民ヲ治ムルナリ古典ニ天祖ノ勅ヲ舉ケテ瑞穗國是吾子孫可<sub>レ</sub>王之<sub>レ</sub>地宜爾皇孫就<sub>レ</sub>而治焉<sub>ト</sub>云ヘリ又神祖ヲ稱ヘタマツリテ治御國<sub>ハツクニシテ</sub>天皇ト謂ヘリ日本武尊ノ言ニ吾者纏向ノ日代宮ニ坐シテ大八島國知ロシメス大帶日子淤斯呂和氣天皇ノ御子トアリ文武天皇即位ノ詔ニ天皇カ御子ノアレマサム<sub>ハツクニシテ</sub>爾繼繼ニ大八島國知ラサム次トノタマヒ又天下ヲ調ヘタマヒ平ケタマヒ公民ヲ惠ミタマイ撫テタマハムトノタマヘリ世々

ノ天皇皆此ノ義ヲ以テ傳國ノ大訓トシタマハサルハナク其ノ後御<sub>レ</sub>大八洲<sub>レ</sub>天皇ト謂フヲ以テ詔書ノ例式トハナサレタリ所謂シラス<sub>ト</sub>ハ即チ統治ノ義ニ外ナラス蓋祖宗ノ天職ヲ重ンシ君主ノ德ハ八洲臣民ヲ統治スルニ在テ一人一家ニ享奉スルノ私事ニ非サルコトヲ示サレタリ此レ乃憲法ノ據テ以テ其ノ基礎ト爲ス所ナリ

我カ帝國ノ版圖古ニ大八島ト謂ヘルハ淡路島<sub>即今ノ淡路</sub>秋津島<sub>即本伊豫ノ二名</sub>島<sub>即四筑紫島</sub>壹岐島津島<sub>對馬</sub>隱岐島佐渡島ヲ謂ヘルコト古典ニ載セタリ景行天皇東蝦夷ヲ征シ西熊襲ヲ平ケ疆土大ニ定マル推古天皇ノ時百八十餘ノ國造アリ延喜式ニ至リ六十六國及二島ノ區畫ヲ載セタリ明治元年陸奥出羽ノ二國ヲ分チ七國トス二年北海道ニ十一國ヲ置ク是ニ於テ全國合セテ八十四國トス現在ノ疆土ハ實ニ古ノ所謂大八島延喜式六十六國及各島并ニ北海道沖繩諸島及小笠原諸島トス蓋土地ト人民トハ國ノ以テ成立スル所ノ元質ニシテ一定ノ疆土ハ以テ一定ノ邦國ヲ爲シ而シテ一定ノ憲章其ノ間



ニ行ハル故ニ一國ハ一個人ノ如ク一國ノ疆土ハ一個人ノ體軀ノ如ク以テ統一完全ノ版圖ヲ成ス

### 第二條 皇位ハ皇室典範ノ定ムル所ニ依リ皇男子孫之ヲ繼承ス

恭テ按スルニ皇位ノ繼承ハ祖宗以來既ニ明訓アリ以テ皇子孫ニ傳ヘ萬世易フルコト無シ若夫繼承ノ順序ニ至テハ新ニ勅定スル所ノ皇室典範ニ於テ之ヲ詳明ニシ以テ皇室ノ家法トシ更ニ憲法ノ條章ニ之ヲ掲クルコトヲ用キサルハ將來ニ臣民ノ干涉ヲ容レサルコトヲ示スナリ  
皇男子孫トハ祖宗ノ皇統ニ於ケル男系ノ男子ヲ謂フ此ノ文皇室典範第一條ト詳略相形ハス

### 第三條 天皇ハ神聖ニシテ侵スヘカラス

恭テ按スルニ天地剖判シテ神聖位ヲ正ス神代紀蓋天皇ハ天縱惟神至聖ニシテ臣民群類ノ表ニ在リ欽仰スヘクシテ干犯スヘカラス故ニ君主ハ固ヨリ法律

ヲ敬重セサルヘカラス而シテ法律ハ君主ヲ責問スルノ力ヲ有セス獨不敬ヲ以テ其ノ身體ヲ干瀆スヘカラサルノミナラス併セテ指斥言議ノ外ニ在ル者トス

### 第四條 天皇ハ國ノ元首ニシテ統治權ヲ總攬シ此ノ憲法ノ條規ニ依リ之ヲ行フ

恭テ按スルニ統治ノ大權ハ天皇之ヲ祖宗ニ承ケ之ヲ子孫ニ傳フ立法行政數百揆ノ事凡ソ以テ國家ニ臨御シ臣民ヲ綏撫スル所ノ者一ニ皆之ヲ至尊ニ總ヘテ其ノ綱領ヲ攬ラサルコトナキハ譬ヘハ人身ノ四支百骸アリテ而シテ精神ノ經絡ハ總テ皆其ノ本源ヲ首腦ニ取ルカ如キナリ故ニ大政ノ統一ナラサルヘカラサルハ宛モ人心ノ貳三ナルヘカラサルカ如シ但シ憲法ヲ親裁シ以テ君民俱ニ守ルノ大典トシ其ノ條規ニ遵由シテ愆ラス遺レサルノ盛意ヲ明カニシタマフハ即チ自ラ天職ヲ重ンシテ世運ト俱ニ永遠ノ規模ヲ大成スル者ナリ蓋統治權ヲ總攬スルハ主權ノ體ナリ憲法ノ條規ニ依リ之ヲ行フハ主



權ノ用ナリ體有リテ用無ケレハ之ヲ專制ニ失フ用有リテ體無ケレハ之ヲ散慢ニ失フ

(附記)歐洲輓近政理ヲ論スル者ノ説ニ曰國家ノ大權大別シテ二トナス曰立法權行政權而シテ司法ノ權ハ實ニ行政權ノ支派タリ三權各其ノ機關ノ輔翼ニ依リ之ヲ行フコト一ニ皆元首ニ總ヘサレハ以テ其ノ生機ヲ有ツコト能ハサルナリ憲法ハ即チ國家ノ各部機關ニ向テ適當ナル定分ヲ與ヘ其ノ經絡機能ヲ有タシムル者ニシテ君主ハ憲法ノ條規ニ依リテ其ノ天職ヲ行フ者ナリ故ニ彼ノ羅馬ニ行ハレタル無限權勢ノ説ハ固ヨリ立憲ノ主義ニ非ス而シテ西曆第十八世紀ノ末ニ行ハレタル三權分立シテ君主ハ特ニ行政權ヲ執ルノ説ノ如キハ又國家ノ正當ナル解義ヲ謬ル者ナリト是ノ説ハ我カ憲法ノ主義ヲ相發揮スルニ足ル者アルヲ以テ茲ニ之ヲ附記シ以テ參考ニ當ツ

第五條 天皇ハ帝國議會ノ協贊ヲ以テ立法權ヲ行フ

恭テ按スルニ立法ハ天皇ノ大權ニ屬シ而シテ之ヲ行フハ必議會ノ協贊ニ依ル天皇ハ内閣ヲシテ起草セシメ或ハ議會ノ提案ニ由リ兩院ノ同意ヲ經ルノ後之ヲ裁可シテ始メテ法律ヲ成ス故ニ至尊ハ獨行政ノ中極タルノミナラス又立法ノ淵源タリ

(附記)之ヲ歐洲ニ參考スルニ百年以來偏理ノ論一タヒ時變ト投合シ立法ノ事ヲ以テ主トシテ議會ノ權ニ歸シ或ハ法律ヲ以テ上下ノ約束トシ君民共同ノ事トスルノ重點ニ傾向シタルハ要スルニ主權統一ノ大義ヲ誤ル者タルコトヲ免レス我カ建國ノ體ニ在テ國權ノ出ル所一ニシテ二ナラサルハ譬ヘハ主一ノ意思ハ以テ能ク百骸ヲ指使スヘキカ如シ而シテ議會ノ設ハ以テ元首ヲ助ケテ其ノ機能ヲ全クシ國家ノ意思ヲシテ精鍊強健ナラシムルノ效用ヲ見ムトスルニ外ナラス蓋立法ノ大權ハ固ヨリ天皇ノ總フル所ニシテ議會ハ乃協翼參贊ノ任ニ居ル本末ノ間儼然トシテ紊ルヘカラサル者ナリ



第六條 天皇ハ法律ヲ裁可シ其ノ公布及執行ヲ命ス

恭テ按スルニ法律ヲ裁可シ式ニ依リ公布セシメ及執行ノ處分ヲ宣命ス裁可ハ以テ立法ノ事ヲ完結シ公布ハ以テ臣民遵行ノ效力ヲ生ス此レ皆至尊ノ大權ナリ裁可ノ權既ニ至尊ニ屬スルトキハ其ノ裁可セサルノ權ハ之ニ從フコト言ハスシテ知ルヘキナリ裁可ハ天皇ノ立法ニ於ケル大權ノ發動スル所ナリ故ニ議會ノ協贊ヲ經ト雖裁可ナケレハ法律ヲ成サス蓋古言ニ法ヲ訓ミテ宣トス播磨風土記云大法山今名勝部岡品太ノ天皇應神天皇於此山宣大法故曰大法山ト言語ハ古傳遺俗ヲ徵明スルノ一大資料タリ而シテ法律ハ即チ王言ナルコトハ古人既ニ一定ノ釋義アリテ謬ラサリシナリ

(附記) 之ヲ歐洲ニ參考スルニ君主法案ノ成議ヲ拒ムノ權ヲ論スル者其ノ說一ニ非ス英國ニ於テハ此レヲ以テ君主ノ立法權ニ屬シ三體君主及上院下院ヲ云フ平衡ノ兆證トシ佛國ノ學者ハ此レヲ以テ行政ノ立法ニ對スル節制ノ權トス抑々彼ノ所謂拒否ノ權ハ消極ヲ以テ主義トシ法ヲ立ツル者ハ議會ニシ

テ之ヲ拒否スル者ハ君主タリ此レ或ハ君主ノ大權ヲ以テ行政ノ一偏ニ限局シ或ハ君主ヲシテ立法ノ一部分ヲ占領セシムルノ論理ニ出ル者ナルニ過キス我カ憲法ハ法律ハ必王命ニ由ルノ積極ノ主義ヲ取ル者ナリ故ニ裁可ニ依テ始メテ法律ヲ成ス夫レ唯王命ニ由ル故ニ從テ裁可セサルノ權アリ此レ彼ノ拒否ノ權ト其ノ跡相似テ其ノ實ハ霄壤ノ別アル者ナリ

第七條 天皇ハ帝國議會ヲ召集シ其ノ開會閉會停會及衆議院ノ解散ヲ命ス

恭テ按スルニ議會ヲ召集スルハ專ラ至尊ノ大權ニ屬ス召集ニ由ラスシテ議院自ラ會集スルハ憲法ノ認ムル所ニ非ス而シテ其ノ議スル所ノ事總テ效力ナキ者トス

召集ノ後議會ヲ開閉シ兩院ノ始終ヲ制スルハ亦均ク至尊ノ大權ニ由ル開會ノ初天皇親ラ議會ニ臨ミ又ハ特命勅使ヲ派シテ勅語ヲ傳ヘシムルヲ式トシ而シテ議會ノ議事ヲ開始スルハ必其ノ後ニ於テス開會ノ前閉會ノ後ニ於テ



議事ヲナス者ハ總テ無效トス  
停會ハ議會ノ議事ヲ中絶セシムルノ謂ナリ有期ノ停會ハ其ノ期ヲ經テ再ヒ  
會議ヲ繼續ス

衆議院ヲ解散スルハ更ニ新選ノ議院ニ向テ輿論ノ屬スル所ヲ問フ所以ナリ  
此ニ貴族院ヲ謂ハサルハ貴族院ハ停會スヘクシテ解散スヘカラサレハナリ

第八條 天皇ハ公共ノ安全ヲ保持シ又ハ其ノ災厄ヲ避クル  
爲緊急ノ必要ニ由リ帝國議會閉會ノ場合ニ於テ法律ニ代  
ルヘキ勅令ヲ發ス

此ノ勅令ハ次ノ會期ニ於テ帝國議會ニ提出スヘシ若議會  
ニ於テ承諾セサルトキハ政府ハ將來ニ向テ其ノ効力ヲ失  
フコトヲ公布スヘシ

恭テ按スルニ國家一旦急迫ノ事アルニ臨ミ又ハ國民凶荒癘疫及其ノ他ノ災

害アルニ當テ公共ノ安全ヲ保チ其ノ災厄ヲ豫防救濟スル爲ニ力ノ及フ所ヲ  
極メテ必要ノ處分ヲ施サ、ルコトヲ得ス此ノ時ニ於テ議會偶々開會ノ期ニ  
在ラサルニ當テハ政府ハ進テ其ノ責ヲ執リ勅令ヲ發シテ法律ニ代ヘ遺計無  
ラシムルハ國家自衛及保護ノ道ニ於テ固ヨリ已ムヲ得サルニ出ル者ナリ故  
ニ前第五條ニ於テ立法權ノ行用ハ議會ノ協賛ヲ經ト云ヘルハ其ノ常ヲ示ス  
ナリ本條ニ勅令ヲ以テ法律ニ代フルコトヲ許スハ緊急時機ノ爲ニ除ト外ト  
例ヲ示スナリ是ヲ緊急命令ノ權トス抑々緊急命令ノ權ハ憲法ノ許ス所ニシ  
テ又憲法ノ尤濫用ヲ戒ムル所ナリ憲法ハ公共ノ安全ヲ保持シ又ハ災厄ヲ避  
クル爲ノ緊急ナル必要ニ限リ此ノ特權ヲ用キルコトヲ許シ而シテ利益ヲ保  
護シ幸福ヲ増進スルノ通常ノ理由ニ因リ之ヲ濫用スルコトヲ許サス故ニ緊  
急命令ハ其ノ之ヲ發スルニ當テ本條ニ準據スルコトヲ宣告スルヲ式トスヘ  
キナリ若政府ニシテ此ノ特權ニ託シ容易ニ議會ノ公議ヲ回避スルノ方便ト  
シテ又以テ容易ニ既定ノ法律ヲ破壊スルニ至ルコトアラハ憲法ノ條規ハ亦



空文ニ歸シ一モ臣民ノ爲ニ保障ヲ爲スコト能ハサラムトス故ニ本條ハ又議會ヲ以テ此ノ特權ノ監督者タラシメ緊急命令ヲ事後ニ検査シテ之ヲ承諾セシムヘキコトヲ定メタリ

本條ハ憲法ノ中ニ於テ尤疑問多キ者トス今逐一問目ヲ設ケテ以テ之ヲ解釋セムトス第一此ノ勅令ハ以テ法律ノ曠缺ヲ補充スルニ止マルカ又ハ現行ノ法律ヲ停止シ變更シ廢止スルコトヲ得ルカ曰此ノ勅令ハ既ニ憲法ニ依リ法律ニ代ルノ力ヲ有スルトキハ凡ソ法律ノ爲スコトヲ得ルノ事ハ皆此ノ勅令ノ爲スコトヲ得ル所タリ但シ次ノ會期ニ於テ議會若之ヲ承諾セサルトキハ政府ハ此ノ勅令ノ效力ヲ失フコトヲ公布スルト同時ニ其ノ廢止又ハ變更シタル所ノ法律ハ總テ其ノ舊ニ復スヘキナリ第二議會ニシテ此ノ勅令ヲ承諾スルトキハ其ノ效力ハ如何曰更ニ公布ヲ待タスシテ勅令ハ將來ニ法律ノ效力ヲ繼續スヘキナリ第三議會ニシテ此ノ勅令ノ承諾ヲ拒ムトキハ政府ハ更ニ將來ニ效力ヲ失フノ旨ヲ公布スルノ義務ヲ負フハ何ソ乎曰公布ニ依テ始

メテ人民遵由ノ義務ヲ解ケハナリ第四議會ハ何ノ理由ニ因リ其ノ承諾ヲ拒ムコトヲ得ヘキヤ曰此ノ勅令ノ憲法ニ矛盾シ又ハ本條ニ掲ケタル要件ヲ缺キタルコトヲ發見シタルトキ又ハ其ノ他ノ立法上ノ意見ニ由リ承諾ヲ拒ムコトヲ得ヘシ第五此ノ勅令ニシテ政府若次ノ會期ニ於テ之ヲ議會ニ提出セサルトキ或ハ議會其ノ承諾ヲ拒ムノ後政府ニ於テ仍廢止ノ令ヲ發セサルトキハ如何曰政府ハ憲法違反ノ責ヲ負フヘキナリ第六議會若承諾ヲ拒ムトキハ前日ニ沂リ勅令ノ效力ヲ取消スコトヲ求ムルコトヲ得ルカ曰憲法既ニ君主ノ緊急命令ヲ發シ以テ法律ニ代フルコトヲ許シタルトキハ其ノ勅令ノ成存スルノ日ハ其ノ效力ヲ有スヘキハ固ヨリ當然タリ故ニ議會之ヲ承諾セサルトキハ單ニ將來ニ法律トシテ繼續ノ效力ヲ有スルコトヲ拒ムコトヲ得而シテ之ヲ過去ニ及ホスコトヲ得サルナリ第七議會ハ勅令ヲ修正シテ以テ之ヲ承諾スルコトヲ得ヘキカ曰本條ノ正文ニ依レハ議會ハ之ヲ承諾シ又ハ承諾セサルノ二塗ノ一ヲ取ルコトヲ得而シテ之ヲ修正スルコトヲ得サルナリ



第九條 天皇ハ法律ヲ執行スル爲ニ又ハ公共ノ安寧秩序ヲ保持シ及臣民ノ幸福ヲ増進スル爲ニ必要ナル命令ヲ發シ又ハ發セシム但シ命令ヲ以テ法律ヲ變更スルコトヲ得ス恭テ按スルニ本條ハ行政命令ノ大權ヲ掲クルナリ蓋法律ハ必議會ノ協賛ヲ經而シテ命令ハ專ラ天皇ノ裁定ニ出ツ命令ノ由テ發スル所ノ目的二アリ一ニ曰法律ヲ執行スル爲ノ處分并ニ詳節ヲ規定ス二ニ曰公共ノ安寧秩序ヲ保持シ及臣民ノ幸福ヲ増進スル爲ノ必要ニ於テス此レ皆至尊行政ノ大權ニ依リ立法ノ軌轍ニ由ラスシテ一般遵守ノ條規ヲ設クルコトヲ得ル者ナリ蓋法律ト命令トハ均ク臣民ニ遵守ノ義務ヲ負ハシムル者ナリ但シ法律ハ以テ命令ヲ變更スルコトヲ得ヘク命令ハ以テ法律ヲ變更スルコトヲ得ス若兩々相矛盾スルノ事アルニ至レハ法律ハ常ニ命令ノ上ニ效力ヲ有スヘキナリ命令ハ均ク至尊ノ大權ニ由ル而シテ其ノ勅裁ニ出テ親署ヲ經ル者之ヲ勅令トス其ノ他閣省ノ命令ハ皆天皇大權ノ委任ニ由ル本條ニ命令ヲ發シ又ハ發

セシムト謂ヘルハ此ノ兩般ノ命令ヲ兼ネテ之ヲ指言スルナリ

前條ニ掲ケタル緊急命令ハ以テ法律ニ代ハルコトヲ得本條ニ掲クル行政命令ハ以テ法律ノ範圍ノ内ニ處分シ又ハ法律ノ曠闕ヲ補充スルコトヲ得ルモ法律ヲ變更シ及憲法ニ特ニ掲ケテ法律ヲ要スル所ノ事件ヲ規定スルコトヲ得ス行政命令ハ常ニ用キル所ニシテ緊急命令ハ變ニ處スル所ナリ

(附記)

之ヲ歐洲ニ參考スルニ命令ノ區域ヲ論スル者其ノ主義一ナラス第

一ニ佛國白國ノ憲法ハ命令ノ區域ヲ以テ專ラ法律ヲ執行スルニ止メ而シテ普國ノ憲法亦之ニ模倣シタルハ君主行政ノ大權ヲ狹局ノ範圍ノ内ニ制限スルノ謬見タルコトヲ免レス蓋所謂行政ハ固ヨリ法律ノ條則ヲ執行スルニ止マラス何トナレハ法律ハ普通準繩ノ爲ニ其ノ大則ヲ定ムルノ能力アリテ而シテ萬殊事物ノ活動ニ對シ逐一ニ其ノ權宜ヲ指示スルコト能ハサルハ宛モ一個人ノ豫定セル心志ハ以テ行動ノ方嚮ヲ指導スヘシト雖變化窮リナキノ事緒ニ順應シテ其ノ機宜ヲ愆ラサルハ又必臨時ノ思慮ヲ要



スルカ如シ若行政ニシテ法律ヲ執行スルノ限闕ニ止マラシメハ國家ハ法律ノ曠闕ナル地ニ於テハ其ノ當然ノ職ヲ盡スニ由ナカラムトス故ニ命令ハ獨執行ノ作用ニ止マラスシテ又時宜ノ必要ニ應シ其ノ固有ノ意思ヲ發動スルコトアル者ナリ第二ニ法理ヲ論スル者安寧秩序ヲ保持スルヲ以テ行政命令ノ唯一ノ目的トスル者アルハ此レ亦行政ノ區域ヲ定ムルニ適當ナル釋義ヲ缺ク者ナリ蓋古歐陸各國政府ハ安寧ヲ保持スルヲ以テ最大職任トシ其ノ内治ニ於ケルハ一ニ苟簡ヲ以テ主ト爲シタリシニ人文漸ク開ケ政治益々進ムニ及テ始メテ經濟及教育ノ方法ニ倚リ人民ノ生活及智識ヲ發達セシメ其ノ幸福ヲ増進スルノ必要ヲ發見スルニ至レリ故ニ行政命令ノ目的ハ獨警察ノ消極手段ニ止マラスシテ更ニ一步ヲ進メ經濟上國民ノ生活ヲ富殖シ教育上其ノ智識ヲ開發スルノ積極手段ヲ取ルコトヲ務メサルヘカラサルナリ但シ行政ハ固ヨリ各人ノ法律上ノ自由ヲ干スヘカラス其ノ適當ナル範圍ニ於テ勸導扶掖シテ其ノ發達ヲ喚起スヘキナリ行政

ハ固ヨリ法律ノ既ニ制定セル限界ヲ離レスシテ法律ヲ保護シ以テ國家ノ職ヲ當然ノ區域ノ内ニ盡スヘキナリ

**第十條** 天皇ハ行政各部ノ官制及文武官ノ俸給ヲ定メ及文武官ヲ任免ス但シ此ノ憲法又ハ他ノ法律ニ特例ヲ掲ケタルモノハ各々他ノ條項ニ依ル

恭テ按スルニ至尊ハ建國ノ必要ニ依リ行政各部ノ官局ヲ設置シ其ノ適當ナル組織及職權ヲ定メ文武ノ材能ヲ任用シ及之ヲ罷免スルノ大權ヲ執ル之ヲ上古ニ考フルニ神武天皇大業ヲ定メ國造縣主ヲ置ク是ヲ立官ノ始メテ史乘ニ見ユル者トス孝德天皇八省ヲ置キ職官大ニ備ハル維新ノ初大寶ノ舊ニ依リ増損スル所アリ其ノ後屢々更張ヲ經官制及俸給ノ制ヲ定メラル而シテ大臣ハ天皇ノ親ク任免スル所タリ勅任以下高等官ハ大臣ノ上奏ニ由リ裁可シテ之ヲ任免ス均ク皆至尊ノ大命ニ出サルハアラス但シ裁判所及會計検査院ノ構成ハ勅令ニ依ラスシテ法律ヲ以テ之ヲ定メ裁判官ノ罷免ハ裁判ニ依リ



之ヲ行フハ此レ憲法及法律ノ掲クル所ノ特例ニ依ルモノナリ  
官ヲ分チ職ヲ設クルコト既ニ王者ノ大權ニ屬スルトキハ俸祿ヲ給與スルコ  
ト亦從ヲ之ニ附屬スヘキナリ

(附記) 之ヲ獨逸ノ史乘ニ考ルニ昔時官吏ノ任免ハ專ラ君主及長官ノ隨意  
ニ任セタリシニ第十七世紀ニ及テ帝國大裁判所ノ裁判官ハ裁判ニ由ラサ  
レハ其ノ官ヲ免スルコト能ハストナシ此ノ原則ヲ帝國參事官ニモ適用シ  
タリ其ノ後第十八世紀ニ至リテ行政官吏ノ任職モ亦其ノ確定權利ニ屬ス  
ルノ説行ハレ往々各國法律ノ採用スル所トナリタリシニ第十九世紀ノ初  
ニ及テ官吏ハ俸給ニ就キ確定ノ權利ヲ有スト雖其ノ職ニ就キ之ヲ有スル  
コトナシ故ニ俸給又ハ恩給ヲ與ヘテ其ノ職ヲ免スルハ行政上ノ處分ヲ以  
テ足レリトストノ主義ヲ論スル者アリ此ノ論理ハ首メニ巴威倫ノ官吏ノ  
職制法ノ掲クル所トナリ政府ハ懲戒裁判ニ由ラスシテ行政上ノ便宜ニ由  
リ官吏ノ官階及官階俸ヲ存シテ其ノ職務及職務俸及職服ヲ解クコトヲ得

セシメタリ千八百十八年法獨英國ハ獨逸各國ト固ヨリ其ノ例ヲ殊ニシ或ル一部ノ  
官吏ヲ除ク外ハ君主ハ隨意ニ文武官ヲ任免スルノ特權アルモノトスルコ  
ト今仍古ノ如キナリ

### 第十一條 天皇ハ陸海軍ヲ統帥ス

恭テ按スルニ太祖實ニ神武ヲ以テ帝國ヲ肇造シ物部韃負部來目部ヲ統率シ  
嗣後歷代ノ天子内外事アレハ自ラ元戎ヲ帥キ征討ノ勞ヲ親ラシ或ハ皇子皇  
孫ヲシテ代リ行カシメ而シテ臣連二造ハ其ノ編裨タリ天武天皇兵政官長ヲ  
置キ文武天皇大ニ軍令ヲ修メ三軍ヲ總フルコトニ大將軍一人アリ大將ノ出  
征ニハ必節刀ヲ授ク兵馬ノ權ハ仍朝廷ニ在リ其ノ後兵柄一タヒ武門ニ歸シ  
テ政綱從テ衰ヘタリ

今上中興ノ初親征ノ詔ヲ發シ大權ヲ總攬シ爾來兵制ヲ釐革シ積弊ヲ洗除シ  
帷幕ノ本部ヲ設ケ自ラ陸海軍ヲ總ヘタマフ而シテ祖宗ノ耿光遺烈再ヒ其ノ  
舊ニ復スルコトヲ得タリ本條ハ兵馬ノ統一ハ至尊ノ大權ニシテ專ラ帷幄ノ



大令ニ屬スルコトヲ示スナリ

### 第十二條 天皇ハ陸海軍ノ編制及常備兵額ヲ定ム

恭テ按スルニ本條ハ陸海軍ノ編制及常備兵額モ亦天皇ノ親裁スル所ナルコトヲ示ス此レ固ヨリ責任大臣ノ輔翼ニ依ルト雖亦帷幄ノ軍令ト均ク至尊ノ大權ニ屬スヘクシテ而シテ議會ノ干涉ヲ須タサルヘキナリ所謂編制ノ大權ハ之ヲ細言スレハ軍隊艦隊ノ編制及管區方面ヨリ兵器ノ備用給與軍人ノ教育檢閲紀律禮式服制衛戍城寨及海防守港並ニ出師準備ノ類皆其ノ中ニ在ルナリ常備兵額ヲ定ムト謂フトキハ毎年ノ徵員ヲ定ムルコト亦其ノ中ニ在ルナリ

### 第十三條 天皇ハ戰ヲ宣シ和ヲ講シ及諸般ノ條約ヲ締結ス

恭テ按スルニ外國ト交戰ヲ宣告シ和親ヲ講盟シ及條約ヲ締結スルノ事ハ總テ至尊ノ大權ニ屬シ議會ノ參贊ヲ假ラス此レ一ハ君主ハ外國ニ對シ國家ヲ代表スル主權ノ統一ヲ欲シ二ハ和戰及條約ノ事ハ專ラ時機ニ應シ籌謀敏速

ナルヲ尙フニ由ルナリ諸般ノ條約トハ和親貿易及聯盟ノ約ヲ謂フナリ

(附記) 歐洲ノ舊例ニ依ルニ中古各國ノ君主ハ往々外交ノ事ヲ親ラシ英國

「ウキリヤム」三世ノ如キハ躬外務長官ノ任ニ當リ當時ノ人其ノ尤外交事務ニ長シタルコトヲ稱贊シタリ近時立憲ノ主義漸クニ進歩ヲ加フルニ及テ各國外交ノ事務亦責任宰相ノ管掌ニ屬シ君主ハ其ノ輔翼ニ倚リテ之ヲ行フコト他ノ行政事務ト一般ナルニ至レリ那破列翁佛國ノ執權タリシ時兩國講和ノ文函ヲ作り直ニ英國ノ君主ニ贈リシニ英國ハ其ノ書ヲ受ケテ而シテ外務執政ノ書ヲ以テ之ニ答ヘタリ今日國際法ニ於テ慶弔ノ親書ヲ除ク外各國交際條約ノ事總テ皆執政大臣ヲ經由スルハ列國ノ是認スル所ナリ本條ノ掲クル所ハ專ラ議會ノ關涉ニ由ラスシテ天皇其ノ大臣ノ輔翼ニ依リ外交事務ヲ行フヲ謂フナリ

### 第十四條 天皇ハ戒嚴ヲ宣告ス

戒嚴ノ要件及効力ハ法律ヲ以テ之ヲ定ム



恭テ按スルニ戒嚴ハ外敵内變ノ時機ニ臨ミ常法ヲ停止シ司法及行政ノ一部ヲ舉ケテ之ヲ軍事處分ニ委ヌル者ナリ本條ハ戒嚴ノ要件及効力ヲ以テ法律ノ定ムル所トシ其ノ法律ノ條項ニ準據シテ時ニ臨テ之ヲ宣告シ又ハ其ノ宣告ヲ解クハ之ヲ至尊ノ大權ニ歸シタリ要件トハ戒嚴ヲ宣告スルノ時機及區域ニ於ケル必要ナル限局及宣告スル爲ノ必要ナル規程ヲ謂フ効力トハ戒嚴ヲ宣告スルノ結果ニ依ル權力ノ及フ所ノ限界ヲ謂フ

合圍ノ地ニ在テ戰權ヲ施行シ臨時戒嚴ヲ宣告スルハ之ヲ其ノ地ノ司令官ニ委ネ處分シテ後ニ上申スルコトヲ許ス此レ又法律ニ於テ便宜ニ至尊ノ大權ヲ將帥ニ委任スル者ナリ十五年三十  
六號布告

### 第十五條 天皇ハ爵位勳章及其ノ他ノ榮典ヲ授與ス

恭テ按スルニ至尊ハ榮譽ノ源泉ナリ蓋功ヲ賞シ勞ニ酬ヒ及卓行善舉ヲ表彰シ顯榮ノ品位紀章及殊典ヲ授與スルハ專ラ至尊ノ大權ニ屬ス而シテ臣子ノ竊弄ヲ容サ、ル所ナリ我カ國太古簡朴ノ世加、婆、禰ヲ以テ貴賤ノ別ヲ爲ス

推古天皇始メテ冠位十二階ヲ定メ諸臣ニ頒チ賜フ天武天皇定メテ四十八階トナス文武天皇賜冠ヲ停メテ易フルニ位記ヲ以テス大寶令載スル所凡ソ三十階是レ今ノ位階ノ因テ起ル所ナリ又勳位十二等ハ以テ武功ヲ賞シ及孝弟力田ノ人ニ賜ヘリ中古以降武門專權ノ時ニ當テ賞罰ノ柄既ニ幕府ニ移ルト雖叙授ノ儀典ハ猶朝廷ニ屬スルコトヲ失ハサリシ維新ノ後明治二年位制ヲ定メ一位ヨリ九位ニ至ル八年勳等賞牌ノ制ヲ定メ十七年五等爵ノ制ヲ定ム此レ皆以テ賞獎ヲ昭ニシ顯榮ノ大典ヲ示ス者ナリ

### 第十六條 天皇ハ大赦特赦減刑及復權ヲ命ス

恭テ按スルニ國家既ニ法廷ヲ設ケ法司ヲ置キ正理公道ヲ以テ平等ニ臣民ノ權利ヲ保護セシム而シテ猶法律ノ未タ各般ノ人事ヲ曲悉スルニ足ラスシテ時アリテ犯人事情仍憫諒スヘキ者アリ立法及司法ノ軌轍遂ニ以テ其ノ闕漏ニ周匝ナルコト能ハサラムコトヲ恐ル故ニ恩赦ノ權ハ至尊慈仁ノ特典ヲ以テ法律ノ及ハサル所ヲ補濟シ一民ノ其ノ情ヲ得サル者無ラシメムコトヲ期



スルナリ

大赦ハ特別ノ場合ニ於テ殊例ノ恩典ヲ施行スル者ニシテ一ノ種類ノ犯罪ニ對シ之ヲ赦スナリ特赦ハ一個犯人ニ對シ其ノ刑ヲ赦スナリ減刑ハ既ニ宣告セラレタルノ刑ヲ減スルナリ復権ハ既ニ剝奪セラレタルノ公權ヲ復スルナリ

第四條以下第十六條ニ至ルマテ元首ノ大權ヲ列擧ス抑々元首ノ大權ハ憲法ノ正條ヲ以テ之ヲ制限スルノ外及ハサル所ナキコト宛モ太陽ノ光線ノ遮蔽ノ外ニ映射セサル所ナキカ如シ此レ固ヨリ逐節叙列スルヲ待チテ始メテ存立スル者ニ非ス而シテ憲法ノ掲クル所ハ既ニ其ノ大綱ヲ擧ケ又其ノ節目中ノ要領ナル者ヲ羅列シテ以テ標準ヲ示スニ過キササルノミ故ニ鑄幣ノ權度量ヲ定ムルノ權ノ如キハ一々之ヲ詳ニスルニ及ハス其ノ之ヲ略スルハ即チ之ヲ包括スル所以ナリ

### 第十七條 攝政ヲ置クハ皇室典範ノ定ムル所ニ依ル攝政ハ

天皇ノ名ニ於テ大權ヲ行フ

恭テ按スルニ攝政ハ天皇ノ事ヲ攝行ス故ニ凡ソ至尊ノ名分ヲ除ク外一切ノ大政總テ天皇ノ名ニ於テ之ヲ行ヒ又大政ニ付キ其ノ責ニ任セサルコト一ニ天皇ニ同シ但シ第七十五條ノ場合ニ於テ制限スル所アルノミ天皇ノ名ニ於テト謂ヘルハ天皇ニ代テト謂ヘルノ義ノ如シ蓋攝政ノ政令ハ即チ天皇ニ代リ之ヲ宣布スルナリ

攝政ヲ置クハ皇室ノ家法ニ依ル攝政ニシテ王者ノ大權ヲ總攬スルハ事國憲ニ係ル故ニ後者ハ之ヲ憲法ニ掲ケ前者ハ皇室典範ノ定ムル所ニ依ル蓋攝政ヲ置クノ當否ヲ定ムルハ專ラ皇室ニ屬スヘクシテ而シテ臣民ノ容議スル所ニ非ス抑々天子違豫ノ事アリテ政治ヲ親ラスルコト能ハサルハ稀ニ見ル所ノ變局ニシテ而シテ國家動亂ノ機亦往々此時ニ伏ス彼ノ或國ニ於テ兩院ヲ召集シ兩院合會シテ攝政ヲ設クルノ必要ヲ議決スルコトヲ憲法ニ掲クルカ如キハ皇室ノ大事ヲ以テ民議ノ多數ニ委ネ皇統ノ尊嚴ヲ干瀆スルノ漸ヲ啓



ク者ニ近シ本條攝政ヲ置クノ要件ヲ皇室典範ニ讓リ之ヲ憲法ニ載セサルハ蓋專ラ國體ヲ重シシ微ヲ防キ漸ヲ慎ムナリ

### 第一章 臣民權利義務

第二章ハ第一章ニ次キ臣民ノ權利及義務ヲ掲ク蓋祖宗ノ政ハ專ラ臣民ヲ愛重シテ名クルニ大寶オホミタカラノ稱ヲ以テシタリ非常赦ノ時檢非違使佐囚徒ニ仰スルノ詞ニ爲公御財御調物備進ト云ヘリテオホミタカラトミツキモ江家ウヰノ歷世ノ天子即位ノ日ハ皇親以下天下ノ人民ヲ集メ大詔ヲ宣タマフノ詞ニ集侍皇子等王臣百官人等天下公民ウヰナハレルミコタチオホキミタチオモチモツカサヒトクチアメノシタノオホミ諸々聞食ト詔ルトアリ史臣用キル所ノ公民ノ字ハ即チ「オホミタカラ」ノ名稱ヲ譯シタルナリ其ノ臣民ニ在テ亦自ラ稱ヘテ御民ト云天平六年海犬養宿禰岡麻呂應詔歌ニミタミワレ、イケル、シルシ、アリ、アメツチノサカユルトキニ、アヘラク、オモヘハト謂ヘル是ナリ蓋上ニ在テハ愛重ノ意ヲ致シ待ツニ邦國ノ實ヲ以テシ下ニ在テハ大君ニ服從シ自ラ視テ以テ幸福ノ臣民トス是レ我カ國ノ典故舊俗ニ存スル者ニシテ本章ニ掲クル所ノ臣民ノ權利義務亦此ノ義

ニ源流スルニ外ナラス抑々中古武門ノ政士人ト平民トノ間ニ等族ヲ分チ甲者公權ヲ專有シテ乙者預ラサルノミナラス其ノ私權ヲ併セテ乙者其ノ享有ヲ全クスルコト能ハス公民ノ義、是ニ於テ滅絶シテ伸ヒサルニ近シ維新ノ後、屢々大令ヲ廢シ士族ノ殊權ヲ廢シ日本臣民タル者始メテ平等ニ其ノ權利ヲ有シ其ノ義務ヲ盡スコトヲ得セシメタリ本章ノ載スル所ハ實ニ中興ノ美果ヲ培殖シ之ヲ永久ニ保明スル者ナリ

### 第十八條 日本臣民タルノ要件ハ法律ノ定ムル所ニ依ル

日本臣民トハ外國臣民ト之ヲ區別スルノ謂ナリ日本臣民タル者ハ各々法律上ノ公權及私權ヲ享有スヘシ此レ臣民タルノ要件ハ法律ヲ以テ之ヲ定ムルヲ必要トスル所以ナリ日本臣民タルニ二ツノ類アリ第一ハ出生ニ因ル者第二ハ歸化又ハ其ノ他法律ノ効力ニ依ル者國民ノ身分ハ別法ノ定ムル所ニ依ル但シ私權ノ完全ナル享有ト及公權ハ專ラ國民ノ身分ニ伴隨スルヲ以テ特別法ヲ以テ之ヲ定ムルノ旨ヲ憲法ニ掲



クルコトヲ怠ラス故ニ別法ノ掲クル所ハ即チ憲法ノ指命スル所タリ又憲法ニ於ケル臣民ノ權利義務ノ由テ係屬スル所タリ  
選舉被選ノ權任官ノ權ノ類之ヲ公權トス公權ハ憲法又ハ其ノ他ノ法律ニ依テ之ヲ認定シ專ラ本國人ノ享有スル所トシテ之ヲ外國人ニ許サ、ルハ各國普通ノ公法ナリ私權ニ至テハ内外ノ間ニ懸絶ノ區別ヲナシタルハ既ニ歴史上ノ往事ニ屬シ今日ハ一ニ例外ヲ除ク外各國大抵外國人ヲシテ本國人ト同様ニ之ヲ享受スルコトヲ得セシムルノ傾向ヲ取リタリ

### 第十九條 日本臣民ハ法律命令ノ定ムル所ノ資格ニ應シ均

ク文武官ニ任セラレ及其ノ他ノ公務ニ就クコトヲ得  
文武官ニ登任シ及其ノ他ノ公務ニ就クハ門閥ニ拘ラス是ヲ維新改革ノ美果ノ一トス往昔門地ヲ以テ品流ヲ差別セシ時ニ當テハ官ヲ以テ家ニ屬シ族ニ依テ職ヲ襲キ賤類ニ出ル者ハ才能アリト雖顯要ニ登用セラル、コトヲ得ス維新ノ後陋習ヲ一洗シテ門閥ノ弊ヲ除キ爵位ノ等級ハ一モ就官ノ平等タル

ニ妨クルコトナシ此レ乃憲法ノ之ヲ本條ニ保明スル所ナリ但シ法律命令ヲ以テ定ムル所ノ相當資格即チ年齡納稅及試驗能力ノ諸般資格ハ仍官職及公務ニ就クノ要件タルノミ

日本臣民ハ均ク文武官ニ任セラレ及其ノ他ノ公務ニ就クコトヲ得ト謂フトキハ特別ノ規定アルニ依ルノ外外國臣民ニ此ノ權利ヲ及ホサ、ルコト知ルヘキナリ

### 第二十條 日本臣民ハ法律ノ定ムル所ニ從ヒ兵役ノ義務ヲ有ス

日本臣民ハ日本帝國成立ノ分子ニシテ俱ニ國ノ生存獨立及光榮ヲ護ル者ナリ上古以來我カ臣民ハ事アルニ當テ其ノ身家ノ私ヲ犠牲ニシ本國ヲ防護スルヲ以テ丈夫ノ事トシ忠義ノ精神ハ榮譽ノ感情ト俱ニ人々祖先以來ノ遺傳ニ根因シ心肝ニ浸漸シテ以テ一般ノ風氣ヲ結成シタリ聖武天皇ノ詔ニ曰大伴佐伯宿禰ハ常モ云フコトク天皇カ朝守リ仕ヘ奉ル事顧ミナキ人等ニアレ



ハ汝等ノ祖ドモノ云ヒ來ラク、海行カバ、ミヅク屍山行カバ草ムス屍王ノヘニ  
 コソ死ナメ、ノドニハ死ナジ」ト云ヒ來ル人等トナモ聞シメスト、此ノ歌即チ武  
 臣ノ相傳ヘテ以テ忠武ノ教育ヲナセル所ナリ大寶以來軍團ノ設アリ海内丁  
 壯兵役ニ堪フル者ヲ募ル持統天皇ノ時毎國正丁四分ノ一ヲ取レルハ即チ徵  
 兵ノ制ノ由テ始マル所ナリ武門執權ノ際ニ至テ兵農職ヲ分チ兵武ノ事ヲ以  
 テ一ノ種族ノ專業トシ舊制久ク失ヒタリシニ維新ノ後明治四年武士ノ常職ヲ  
 解キ五年古制ニ基キ徵兵ノ令ヲ頒行シ全國男兒二十歳ニ至ル者ハ陸軍海軍  
 ノ役ニ充タシメ平時毎年ノ徵員ハ常備軍ノ編制ニ從ヒ尙ホ十七歳ヨリ四十  
 歳迄ノ人員ハ盡ク國民軍トシ戰時ニ當リ臨時召集スルノ制トシタリ此レ徵  
 兵法ノ現行スル所ナリ本條ハ法律ノ定ムル所ニ依リ全國臣民ヲシテ兵役ニ  
 服スルノ義務ヲ執ラシメ類族門葉ニ拘ラス又一般ニ其ノ志氣身體ヲ併セテ  
 平生ニ教養セシメ一國雄武ノ風ヲ保持シテ將來ニ失墜セシメサラムコトヲ  
 期スルナリ

第二十一條 日本臣民ハ法律ノ定ムル所ニ從ヒ納稅ノ義務  
 ナ有ス

納稅ハ一國共同生存ノ必要ニ供應スル者ニシテ兵役ト均ク臣民ノ國家ニ對  
 スル義務ノ一タリ  
 租稅ハ古言ニ「チカラ」ト云民力ヲ輸スノ義ナリ稅ヲ課スルヲ「オフス」ト云各人  
 ニ負ハシムルノ義ナリ祖宗既ニ統治ノ義ヲ以テ國ニ臨ミタマヒ國庫ノ費ハ  
 之ヲ全國ノ正供ニ取ル租稅ノ法由テ來ル所久シ孝德天皇租庸調ノ制ヲ行ヒ  
 維新ノ後地租ノ改正ヲ行フ是ヲ稅法ノ二大變革トス其ノ詳ナルハ志籍ニ備  
 ハルヲ以テ茲ニ之ヲ註明セス蓋租稅ハ臣民國家ノ公費ヲ分擔スルモノニシ  
 テ徵求ニ供給スル獻饋ノ類ニ非サルナリ又承諾ニ起因スル德澤ノ報酬ニ非  
 サルナリ

(附記) 佛國ノ學者ハ其ノ偏理ノ見ヲ以テ租稅ノ義ヲ論シタリ千七百八十  
 九年ミラボー氏カ佛國人民ニ向テ國費ヲ募ル公文ニ曰租稅ハ享ル所ノ利



益ニ酬ユル代價ナリ公共安寧ノ保護ヲ得ムカ爲ノ前拂ナリト、エミル、ド、ヂ  
ラルヂン氏ハ又説ヲ爲シテ曰租税ハ權利ノ享受、利益ノ保護ヲ得ルノ目的  
ノ爲ニ國ト名ケタル一會社ノ社員ヨリ納ムル所ノ保険料ナリト、此レ皆民  
約ノ主義ニ淵源シ單ニ納税ヲ以テ政府ノ職務ト人民ノ義務ト互相交換ス  
ルノ物トスル者ニシテ其ノ説巧ナリト雖、實ニ千里ノ謬タルコトヲ免レス  
蓋租税ハ一國ノ公費ニシテ一國ノ分子タル者ハ均ク其ノ共同義務ヲ負フ  
ヘキナリ故ニ臣民ハ獨現在ノ政府ノ爲ニ納税スヘキノミナラス又前世過  
去ノ負債ノ爲ニモ納税セサルコトヲ得ス獨得ル所ノ利益ノ爲ニ供給スヘ  
キノミナラス其ノ利益ヲ享受セサルモ亦之ヲ供給セサルコトヲ得ス抑々  
經費ハ所及儉省ナラムコトヲ欲シ租税ハ所及薄カラムコトヲ欲ス此レ固  
ヨリ政府ノ本務ニシテ而シテ議會ノ財政ヲ監督シ租税ヲ議定スルニ於ケ  
ル立憲ノ要議亦此レニ外ナラス然ルニ若租税ノ義務ヲ以テ之ヲ上下相酬  
ノ市道ナリトシ納税ノ諾否ハ專ラ享クル所ノ利益ト乗除相關ル者トセハ

人々自カラ其ノ胸臆ニ斷定シテ以テ年租ヲ拒ムコトヲ得ム而シテ國家ノ  
成立危殆ナラサラムコトヲ欲スルモ得ヘカラサルヘシ近時ノ論者既ニ前  
説ノ非ヲ辯シテ餘蘊ナカラシメ而シテ租税ノ定義纔ニ歸着スル所ヲ得タ  
リ今其ノ一二ヲ擧クルニ曰租税ハ國家ヲ保持スル爲ニ設クル者ナリ政府  
ノ職務ニ酬ユルノ代價ニ非ス何トナレハ政府ト國民トノ間ニ契約アリテ  
存セサレハナリ(佛國フオスタ  
ン・エリイ氏)曰國家ハ租税ヲ賦課スルノ權アリ而シテ臣民ハ  
之ヲ納ムルノ義務アリ租税ノ法律上ノ理由ハ臣民ノ純然タル義務ニ在リ  
國家ノ本分ト其ノ目的トニ於テ缺クヘカラサルノ費用アルニ從ヒ國ノ分  
子タル臣民ハ之ヲ供納セサルヘカラス國民ハ無形ノ一體トシテ國家ナル  
自個ノ職分ノ爲ニ資需ヲ給スヘク而シテ各人ハ從テ之ヲ納メサルヘカラ  
ス何トナレハ各人ハ國民ノ一個分子ナレハナリ彼ノ國民及各個ノ臣民ハ  
國家ノ外ニ立チ其ノ財産ノ保護ヲ受クル爲ノ報酬ナリトシテ租税ノ義ヲ  
解釋スルハ極メテ不是ナル謬説ナリト(獨國スタ  
ール氏)此ニ記シテ以テ參考ニ充ツ



## 第二十二條 日本臣民ハ法律ノ範圍内ニ於テ居住及移轉ノ自由ヲ有ス

本條ハ居住及移轉ノ自由ヲ保明ス封建ノ時藩國疆ヲ畫リ各々關柵ヲ設ケ人民互ニ其ノ本籍ノ外ニ居住スルコトヲ計サス並ニ許可ナクシテ旅行及移轉スルコトヲ得ス其ノ自然ノ運動及營業ヲ束縛シテ植物ト其ノ類ヲ同クセシメタリシニ維新ノ後廢藩ノ舉ト俱ニ居住及移轉ノ自由ヲ認メ凡ソ日本臣民タル者ハ帝國疆内ニ於テ何レノ地ヲ問ハス定住ノ借住シ寄留シ及營業スルノ自由アラシメタリ而シテ憲法ニ其ノ自由ヲ制限スルハ必法律ニ由リ行政處分ノ外ニ在ルコトヲ掲ケタルハ此レヲ貴重スルノ意ヲ明ニスルナリ以下各條ハ臣民各個ノ自由及財産ノ安全ヲ保明ス蓋法律上ノ自由ハ臣民ノ權利ニシテ其ノ生活及智識ノ發達ノ本源タリ自由ノ民ハ文明ノ良民トシテ以テ國家ノ昌榮ヲ翼賛スルコトヲ得ル者ナリ故ニ立憲ノ國ハ皆臣民各個ノ自由及財産ノ安全ヲ以テ貴重ナル權利トシテ之ヲ確保セサルハナシ但シ自

由ハ秩序アル社會ノ下ニ棲息スル者ナリ法律ハ各個人ノ自由ヲ保護シ又國權ノ必要ヨリ生スル制限ニ對シテ其ノ範圍ヲ分割シ以テ兩者ノ間ニ適當ノ調和ヲ爲ス者ナリ而シテ各個臣民ハ法律ノ許ス所ノ區域ノ中ニ於テ其ノ自由ヲ享受シ綽然トシテ餘裕アルコトヲ得ヘシ此レ乃憲法ニ確保スル所ノ法律上ノ自由ナル者ナリ

## 第二十三條 日本臣民ハ法律ニ依ルニ非スシテ逮捕監禁審問處罰ヲ受クルコトナシ

本條ハ人身ノ自由ヲ保明ス逮捕監禁審問ハ法律ニ載スル所ノ場合ニ限り其ノ載スル所ノ規程ニ從ヒ之ヲ行フコトヲ得ヘク而シテ又法律ノ正條ニ依ルニ非スシテ何等ノ所爲ニ對シテモ處罰スルコトヲ得ス必是ノ如クニシテ然後ニ人身ノ自由始メテ安全ナルコトヲ得ヘキナリ蓋人身ノ自由ハ警察及治罪ノ處分ト密切ノ關係ヲ有シ其ノ間分毫ノ餘地ヲ容ル、コト能ハス一方ニ於テハ治安ヲ保持シ罪惡ヲ防制シ及檢探糾治スルノ必要ナル處分ヲシテ敏



捷強勁ナラシムルニ拘ラス他ノ一方ニ於テハ各人ノ自由ヲ尊重シテ其ノ界限ヲ峻嚴ニシ威權ノ蹂躪スル所タラシメサルハ立憲ノ制ニ於テ尤至重ノ要件トスル所ナリ故ニ警察及司獄官吏法律ニ依ラスシテ人ヲ逮捕シ又ハ監禁シ又ハ苛刻ノ所爲ヲ施シタル者ハ其ノ罰私人ヨリ重カラシメ刑法第二百七十九條第二而シテ審問ノ方法ニ至テハ亦之ヲ警察官ニ委ネスシテ必之ヲ司法官ニ訴ヘシメ辯護及公開ヲ行ヒ司法官又ハ警察官被告人ニ對シ罪狀ヲ供述セシムル爲ニ凌虐ヲ加フル者ハ重ヲ加ヘテ處斷ス刑法第二百八十二條凡ソ處罰ノ法律ノ正條ニ依ラサル者ハ裁判ノ効ナキモノトス治罪法第四百十條 刑法法第二條此レ皆務メテ周匝縝密ノ意ヲ致シテ以テ臣民ヲ保護スル所以ニシテ而シテ拷問及其ノ他中古ノ斷獄ハ歷史上既往ノ事蹟トシテ復現時ニ再生スルコトヲ得セシメス本條更ニ之ヲ確保シ以テ人身ノ自由ヲシテ安固ノ塗轍ニ入ラシメタリ

第二十四條 日本臣民ハ法律ニ定メタル裁判官ノ裁判ヲ受クルノ權ヲ奪ハル、コトナシ

本條亦各人ノ權利ヲ保護スル爲ノ要件タリ法律ニ依リ構成設置スル所ノ裁判官ハ威權ノ牽制ヲ受ケスシテ兩造ノ間ニ衡平ヲ持シ臣民ハ其ノ孤弱貧賤ニ拘ラス勢家權門ト曲直ヲ訟廷ニ争ヒ檢斷ノ官吏ニ對シ情狀ヲ辯護スルコトヲ得ヘシ故ニ憲法ハ法律ニ定メタル正當ナル裁判官ノ外ニ特ニ臨時ノ裁判所又ハ委員ヲ設ケテ以テ裁判ノ權限ヲ侵犯シ各人ノ爲ニ其ノ權利ヲ奪フコトヲ許サス而シテ各人ハ獨立ノ裁判所ニ倚賴シテ以テ司直ノ父トスルコトヲ得ヘシ

第二十五條 日本臣民ハ法律ニ定メタル場合ヲ除ク外其ノ許諾ナクシテ住所ニ侵入セラレ及搜索セラル、コトナシ

本條ハ住所ノ安全ヲ保明ス蓋家宅ハ臣民各個安棲ノ地タリ故ニ私人ニシテ家主ノ承諾ナクシテ他人ノ住所ニ侵入スルコトヲ得サルノミナラス警察司法及收税ノ官吏民事又ハ刑事又ハ行政ノ處分ヲ問ハス凡テ法律ニ指定シタル場合ニ非スシテ及法律ノ規程ニ依ラスシテ臣民ノ家宅ニ侵入シ又ハ之ヲ



搜索スルコトアレハ總テ憲法ノ見テ以テ不法ノ所爲ト做ス所ニシテ刑法ヲ以テ論セラル、コトヲ免レサルヘキナリ刑法第百七十二條

### 第二十六條 日本臣民ハ法律ニ定メタル場合ヲ除ク外信書ノ秘密ヲ侵サル、コトナシ

信書ノ秘密ハ近世文明ノ惠賜ノ一タリ本條ハ刑事ノ檢探又ハ戰時及事變及其ノ他法律ノ正條ヲ以テ指定シタル必要ノ場合ノ外信書ヲ開披シ又ハ破毀シテ以テ其ノ秘密ヲ侵スヲ許サ、ルコトヲ保明ス

### 第二十七條 日本臣民ハ其ノ所有權ヲ侵サル、コトナシ公益ノ爲必要ナル處分ハ法律ノ定ムル所ニ依ル

本條ハ所有權ノ安全ヲ保明ス所有權ハ國家公權ノ下ニ存立スル者ナリ故ニ所有權ハ國權ニ服屬シ法律ノ制限ヲ受ケサルヘカラス所有權ハ固ヨリ不可侵ノ權ニシテ而シテ無限ノ權ニ非サルナリ故ニ城壘ノ周圍線一定ノ距離ニ於テ或ル建築ヲ禁スルニ賠償ヲ要セス鑛物ハ鑛法ノ管理ニ屬シ山林ハ山林

經濟ノ標準ニ依リ規定シタル條則ニ由ラシメ鐵道線ヨリ一定ノ距離ニ於テ樹ヲ植ルコトヲ禁シ墓域ヨリ一定ノ距離ニ於テ井ヲ鑿ルコトヲ禁スルカ如キノ類此レ皆所有權ニ制限アルノ證徴ニシテ而シテ各個人ノ所有ハ各個ノ身體ト同ク國權ニ對シ服屬ノ義務ヲ負フ者ナルコトヲ認知スルニ足ル者ナリ蓋所有權ハ私法上ノ權利ニシテ全國統治ノ最高權ノ專ラ公法ニ屬スル者ト牴觸スル所アルニ非サルナリ歐洲ニ於テ和蘭ノ「グロシユス」氏其ノ萬國公スルノ說ヲ唱ヘタリ近時ノ國法學者ハ其ノ意ヲ取リ而テ國土主權ノ義ヲ以テ最高所有權ノ名ニ換ヘタリ  
上古臣民私地ヲ獻シ罪アリテ領地ヲ沒官セラレ私地ヲ賣リ價ヲ索ムルノ事史籍ニ見ユ孝德天皇大化二年處々ノ屯倉及田莊ヲ廢シ以テ兼併ノ害ヲ除キ而シテ隋唐ノ制ニ倣ヒ班田ノ制ヲ行ヒタリシモ其ノ後所領莊園ノ弊仍盛ニ行ハレ從テ封建ノ勢ヲ成シ德川氏ノ時ニ至テ農民ハ概ネ領主ノ佃戶タルニ過キサリシ維新ノ初元年十二月大令ヲ發シテ村々ノ地面ハ總テ百姓ノ持地タルヘキコトヲ定メタリ四年ニ各藩版籍ヲ奉還シテ私領ノ遺物始メテ跡ヲ



絶チタリ五年二月地所永代賣買ノ禁ヲ解キ又地券ヲ發行シ六年三月地所名稱ノ達ヲ發シ公有地私有地ノ稱ヲ設ケ七年ニ私有地ヲ改メテ民有地トシ八年ニ地券ニ所有ノ名稱ヲ記載シタリ地券離形ニ日本帝國ノ土地ヲ所スル者ハ必此券狀ヲ有スヘシ此レ皆歐洲ニ在テ或ハ兵革ヲ用キテ領主ノ專權ヲ廢棄シ或ハ巨大ノ金額ヲ用キテ以テ佃戸ノ爲ニ權利ヲ償却シタル者ニシテ而シテ我カ國ニ於テハ各藩ノ推讓ニ依テ容易ニ一般ノ統治ニ歸シ以テ之ヲ小民ニ惠賜スルコトヲ得タリ此レ實ニ史籍アリテ以來各國ニ其ノ例ヲ見サル所ニシテ中興新政ノ紀念タル者ナリ公共利益ノ爲ニ必要ナルトキハ各個人民ノ意嚮ニ反シテ其ノ私產ヲ收用シ以テ需要ニ應セシム此レ即チ全國統治ノ最高主權ニ根據スル者ニシテ而シテ其ノ條則ノ制定ハ之ヲ法律ニ屬シタリ蓋公益收用處分ノ要件ハ其ノ私產ニ對シ相當ノ補償ヲ付スルニ在リ而シテ必法律ヲ以テ制定スルヲ要シ命令ノ範圍ノ外ニ在ルハ又憲法ノ證明スル所ナリ

第二十八條 日本臣民ハ安寧秩序ヲ妨ケス及臣民タルノ義

務ニ背カサル限ニ於テ信教ノ自由ヲ有ス

中古西歐宗教ノ盛ナル之ヲ内外ノ政事ニ混用シ以テ流血ノ禍ヲ致シ而シテ東方諸國ハ又嚴法峻刑ヲ以テ之ヲ防禁セムト試ミタリシニ四百年來信教自由ノ説始メテ萌芽ヲ發シ以テ佛國ノ革命北米ノ獨立ニ至リ公然ノ宣告ヲ得漸次ニ各國ノ是認スル所トナリ現在各國政府ハ或ハ其ノ國教ヲ存シ或ハ社會ノ組織又ハ教育ニ於テ仍一派ノ宗教ニ偏袒スルニ拘ラス法律上一般ニ各人ニ對シ信教ノ自由ヲ予ヘサルハアラス而シテ異宗ノ人ヲ戮辱シ或ハ公權私權ノ享受ニ向テ差別ヲ設クルノ陋習ハ既ニ史乘過去ノ事トシテ獨逸各邦千八百四十八年マテ仍猶太教徒ニ向テ政權ヲ予ヘサリシ復其ノ跡ヲ留メサルニ至レリ此レ乃信教ノ自由ハ之ヲ近世文明ノ一大美果トシテ看ルコトヲ得ヘク而シテ人類ノ尤至貴至重ナル本心ノ自由ト正理ノ伸長ハ數百年間沈淪茫昧ノ境界ヲ經過シテ纔ニ光輝ヲ發揚スルノ今日ニ達シタリ蓋本心ノ自由ハ人ノ内部ニ存スル者ニシテ固ヨリ國法ノ干涉スル區域ノ外ニ在リ而シテ國教ヲ以テ偏信ヲ強フルハ



尤人智自然ノ發達ト學術競進ノ運歩ヲ障害スル者ニシテ何レノ國モ政治上ノ威權ヲ用キテ以テ教門無形ノ信依ヲ制壓セムトスルノ權利ト權能トヲ有セサルヘシ本條ハ實ニ維新以來取ル所ノ針路ニ從ヒ各人無形ノ權利ニ向テ濶大ノ進路ヲ予ヘタルナリ

但シ信仰歸依ハ専ラ内部ノ心識ニ屬スト雖其ノ更ニ外部ニ向ヒテ禮拜儀式布教演說及結社集會ヲ爲スニ至テハ固ヨリ法律又ハ警察上安寧秩序ヲ維持スル爲ノ一般ノ制限ニ遵ハサルコトヲ得ス而シテ何等ノ宗教モ神明ニ奉事スル爲ニ憲法ノ外ニ立チ國家ニ對スル臣民ノ義務ヲ逃ル、ノ權利ヲ有セス故ニ内部ニ於ケル信教ノ自由ハ完全ニシテ一ノ制限ヲ受ケス而シテ外部ニ於ケル禮拜布教ノ自由ハ法律規則ニ對シ必要ナル制限ヲ受ケサルヘカラス及臣民一般ノ義務ニ服從セサルヘカラス此レ憲法ノ裁定スル所ニシテ政教互相關係スル所ノ界域ナリ

## 第二十九條 日本臣民ハ法律ノ範圍内ニ於テ言論著作印行

### 集會及結社ノ自由ヲ有ス

言論著作印行集會結社ハ皆政治及社會ノ上ニ勢力ヲ行フ者ニシテ而シテ立憲ノ國ハ其ノ變シテ罪惡ヲ成シ又ハ治安ヲ妨害スル者ヲ除ク外總テ其ノ自由ヲ予ヘテ以テ思想ノ交通ヲ發達セシメ且以テ人文進化ノ爲ニ有益ナル資料ヲラシメサルハナシ但シ他ノ一方ニ於テハ此レ等ノ所爲ハ容易ニ濫用スヘキ銳利ナル器械タルカ故ニ此レニ由テ他人ノ榮譽權利ヲ傷害シ治安ヲ妨ケ罪惡ヲ教唆スルニ至テハ法律ニ依リ之ヲ處罰シ又ハ法律ヲ以シ委任スル所ノ警察處分ニ依リ之ヲ防制セサルコトヲ得サルハ此レ亦公共ノ秩序ヲ保持スルノ必要ニ出ル者ナリ但シ此ノ制限ハ必法律ニ由リ而シテ命令ノ區域ノ外ニ在リ

## 第三十條 日本臣民ハ相當ノ敬禮ヲ守リ別ニ定ムル所ノ規程ニ從ヒ請願ヲ爲スコトヲ得

請願ノ權ハ至尊仁愛ノ至意ニ由リ言路ヲ開キ民情ヲ通スル所以ナリ孝徳天



皇ノ時ニ鐘ヲ懸ケ匱ヲ設ケ諫言憂訴ノ道ヲ開キタマヒ中古以後歷代ノ天皇朝殿ニ於テ百姓ノ申文ヲ讀マセ大臣納言ノ輔佐ニ依リ親ク之ヲ聽斷シタマヘリ嵯峨天皇以後此ノ事廢レタリ○愚管抄 之ヲ史乘ニ考フルニ古昔明良ノ君主ハ皆言路ヲ洞通シ冤屈ヲ伸疏スルコトヲ力メサルハアラス蓋議會未タ設ケス裁判聽訟ノ法未タ備ハラサルノ時ニ當テ民言ヲ容納シ民情ヲ疏通スルハ獨君主仁慈ノ懿德タルノミナラス又政事上衆思ヲ集メ鴻益ヲ廣ムルノ必要ニ出ル者ナリ今ハ諸般ノ機關既ニ整備ニ就キ公議ノ府亦一定ノ所アリ而シテ猶臣民請願ノ權ヲ存シ匹夫匹婦疾苦ノ訴ト父老獻芹ノ微衷トヲシテ九重ノ上ニ洞達シ阻障スル所ナキヲ得セシム此レ憲法ノ民權ヲ貴重シ民生ヲ愛護シ一ノ遺漏ナキヲ以テ終局ノ目的ト爲スニ由ル而シテ政事上ノ德義是ニ至テ至厚ナリト謂フコトヲ得ヘシ

但シ請願者ハ正當ノ敬禮ヲ守ルヘク憲法上ノ權利ヲ濫用シテ以テ至尊ヲ干瀆シ又ハ他人ノ隱私ヲ摘發シテ徒ニ讒誣ヲ長スルカ如キハ德義上ノ尤モ戒慎スヘキ所ニシテ而シテ法律命令又ハ議院規則ニ依リ規程ヲ設クルハ又己ムヲ得サルニ出ル者ナリ

請願ノ權ハ君主ニ進ムルニ始マリ而シテ推廣シテ議院及官衙ニ呈出スルニ及フ其ノ各個人ノ利益ニ係ルト又ハ公益ニ係ルトヲ問ハス法律上彼此ノ間ニ互ニ制限ヲ設ケサルナリ

### 第三十一條

本章ニ掲ケタル條規ハ戰時又ハ國家事變ノ場合ニ於テ天皇大權ノ施行ヲ妨クルコトナシ

本章掲ケタル所ノ條規ハ憲法ニ於テ臣民ノ權利ヲ保明スル者ナリ蓋立憲ノ主義ハ獨臣民ノミ法律ニ服從スルニ非ス又臣民ノ上ニ勢力ヲ有スル國權ノ運用ヲシテ法律ノ檢束ヲ受ケシムルニ在リ唯然リ故ニ臣民倚テ以テ其ノ權利財產ノ安全ヲ享有シテ專橫不法ノ疑懼ヲ免ル、コトヲ得ヘシ此レヲ本章ノ大義トス但シ憲法ハ猶非常ノ變局ノ爲ニ非常ノ例外ヲ掲ケルコトヲ怠ラス蓋國家ノ最大目的ハ其ノ存立ヲ保持スルニ在リ練熟ナル船長ハ覆没ヲ避ケ



航客ノ生命ヲ救フ爲ニ必要ナルトキハ其ノ積荷ヲ海中ニ投棄セサルヘカラス良將ハ全軍ノ敗ヲ避クル爲ニ已ムヲ得サルノ時機ニ當リテ其ノ一部曲ヲ棄テサルコトヲ得ス國權ハ危難ノ時機ニ際シ國家及國民ヲ救濟シテ其ノ存立ヲ保全スル爲ニ唯一ノ必要方法アリト認ムルトキハ斷シテ法律及臣民權利ノ一部ヲ犠牲ニシテ以テ其ノ最大目的ヲ達セサルヘカラス此レ乃元首ノ權利ナルノミナラス亦其ノ最大義務タリ國家ニシテ或ハ若此ノ非常權ナカリセハ國權ハ非常ノ時機ニ際リテ其ノ職ヲ盡スニ由ナカラムトス

各國ノ憲法ニ此ノ義ヲ明示シ或ハ明示セサルトニ拘ラス其實際ニ於テ存立ヲ保全スル國家ノ權力ヲ認許セサルハアラス何トナレハ各國總テ皆戰時ノ爲ニ必要ナル處分ヲ施行スルハ誣フヘカラサルノ事實ナレハナリ但シ常變ノ際間ニ髮ヲ容ル、コト能ハス夫ノ時機ノ必要ニ非スシテ妄ニ非常權ニ推托シ以テ臣民ノ權利ヲ蹂躪スルカ如キハ各國憲法ノ決シテ許サ、ル所ナリ蓋正條ニ非常權ヲ掲ケ及其ノ要件ヲ示ス者ハ非常ノ時機ノ爲ニ憲法上ノ空

缺ヲ遺スコトヲ肯ムセサルナリ或ル國ニ於テ之ヲ不言ニ附スル者ハ臨機ノ處分ヲ以テ憲法區域ノ外ニ置キ議院ノ判決ニ任セ以テ其ノ違法ノ責ヲ解カムトスルナリ近世ノ國法學ヲ論スル者甲ノ方法ノ尤完全ナルヲ贊稱ス

### 第三十二條 本章ニ掲ケタル條規ハ陸海軍ノ法令又ハ紀律

ニ牴觸セサルモノニ限り軍人ニ準行ス

軍人ハ軍旗ノ下ニ在テ軍法軍令ヲ恪守シ專ラ服從ヲ以テ第一義務トス故ニ本章ニ掲ケタル權利ノ條規ニシテ軍法軍令ト相牴觸スル者ハ軍人ニ通行セス即チ現役軍人ハ集會結社シテ軍制又ハ政事ヲ論スルコトヲ得ス政事上ノ言論著述印行及請願ノ自由ヲ有セサルノ類是ナリ

## 第三章 帝國議會

第三章ハ帝國議會ノ成立及權利ノ大綱ヲ舉ク蓋議會ハ立法ニ參スル者ニシテ主權ヲ分ツ者ニ非ス法ヲ議スルノ權アリテ法ヲ定ムルノ權ナシ而シテ議



會ノ參贊ハ憲法ノ正條ニ於テ附與スル所ノ範圍ニ止マリ無限ノ權アルニ非サルナリ

議會ノ立法ニ參スルハ立憲ノ政ニ於ケル要素ノ機關タル所以ナリ而シテ議會ハ獨立法ニ參スルノミナラス併セテ行政ヲ監視スルノ任ヲ間接ニ負擔スル者ナリ故ニ我カ憲法及議院法ハ議會ノ爲ニ左ノ權利ヲ認メタリ一ニ曰請願ヲ受クルノ權、二ニ曰上奏及建議ノ權、三ニ曰議員政府ニ質問シ辯明ヲ求ムルノ權、四ニ曰財政ヲ監督スルノ權是ナリ若議會ニシテ果シテ老熟着實ノ氣象ニ基キ平和靜穩ノ手段ヲ用キテ此ノ四條ノ權ヲ適當ニ使用スルコトヲ慾ラサルトキハ以テ權力ノ偏重ヲ制シ立法行政ノ際調和平衡シテ善良ナル臣民ノ代議タルニ負カサルヘキナリ

### 第三十三條 帝國議會ハ貴族院衆議院ノ兩院ヲ以テ成立ス

貴族院ハ貴紳ヲ集メ衆議院ハ庶民ニ選フ兩院合同シテ一ノ帝國議會ヲ成立シ以テ全國ノ公議ヲ代表ス故ニ兩院ハ或ル特例ヲ除ク外平等ノ權力ヲ有チ

一院獨立法ノ事ヲ參贊スルコト能ハス以テ謀議周匝ニシテ輿論ノ公平ヲ得ルヲ期セムトス

二院ノ制ハ歐洲各國ノ既ニ久シク因襲スル所ニシテ其ノ効績ヲ史乘ニ徵驗シ而シテ此ニ反スルノ一院制ヲ取レル者ハ皆其ノ流禍ヲ免レサルコトヲ證明シタリ佛國千七百九十一年及千八百四十八年西班牙千八百十二年憲法近來二院制ノ祖國ニ於テ論者却テ其ノ社會發達ノ淹滯障礙タルノ説ヲ爲ス者アリ抑々二院ノ利ヲ主持スル者既ニ熟套ノ論アリテ今茲ニ引擧スルヲ必要トセサルヘシ但シ貴族院ノ設ハ以テ王室ノ屏翰ヲ爲シ保守ノ分子ヲ貯存スルニ止マルニ非ス蓋立國ノ機關ニ於テ固ヨリ其ノ必要ヲ見ル者ナリ何トナレハ凡ソ高尚ナル有機物ノ組織ハ獨各種ノ元素ヲ包含シテ以テ成體ヲ爲スノミナラス又必各種ノ機器ニ倚テ以テ中心ヲ輔翼セサルハアラス兩目各々其ノ位ヲ殊コセサレハ以テ視力ノ角點ヲ得ヘカラス兩耳各々其ノ方ヲ異ニセサレハ以テ聽官ノ偏聾ヲ免ルヘカラス故ニ元首ハ一ナラサルヘカラス而シテ衆庶ノ意思ヲ集ムルノ機關ハ



兩個ノ一ヲ缺クヘカラサルコト宛モ兩輪ノ其ノ一ヲ失フヘカラサルカ如シ夫レ代議ノ制ハ以テ公議ノ結果ヲ収メムトスルナリ而シテ勢力ヲ一院ニ集メ一時感情ノ反射ト一方ノ偏向トニ任シテ互相牽制其ノ平衡ヲ持スル者ナカラシメハ孰レカ其ノ傾流奔注ノ勢容易ニ範防ヲ踰越シ一變シテ多數壓制トナリ再變シテ橫議亂政トナラサルコトヲ保證スル者アラム乎此レ其ノ弊ハ却テ代議ノ制ナキノ日ヨリ猶甚キモアラムトス故ニ代議ノ制設ケサレハ已ム之ヲ設ケテ二院ナラサレハ必偏重ヲ招クコトヲ免レス此レ乃物理ノ自然ニ原由スル者ニシテ一時ノ情況ヲ以テ之ヲ掩蔽スヘキニ非サルナリ要スルニ二院ノ制ノ代議法ニ於ケルハ之ヲ學理ニ照シ之ヲ事實ニ徵シテ其ノ不易ノ機關タルコトヲ結論スルコトヲ得ヘキナリ彼ノ或國ニ於ケル貴族院ノ懶庸ニシテ議事延滞ノ弊アルヲ論スルカ如キハ此レ一時ノ短ヲ摘發スルニ過キス而シテ國家ノ長計ニ對シテハ其ノ言ノ價值アルヲ見サルナリ

### 第三十四條 貴族院ハ貴族院令ノ定ムル所ニ依リ皇族華族

及勅任セラレタル議員ヲ以テ組織ス

貴族院議員ハ其ノ或ハ世襲タリ或ハ選舉又ハ勅任タルニ拘ラス均ク上流ノ社會ヲ代表スル者タリ貴族院ニシテ其ノ職ヲ得ルトキハ政權ノ平衡ヲ保チ政黨ノ偏張ヲ制シ橫議ノ傾勢ヲ抑ヘ憲法ノ鞏固ヲ扶ケ上下調和ノ機關トナリ國福民慶ヲ永久ニ維持スルニ於テ其ノ効果ヲ收ムルコト多キニ居ラムトス蓋貴族院ハ以テ貴胃ヲシテ立法ノ議ニ參預セシムルノミニ非ス又以テ國ノ勳勞學識及富豪ノ士ヲ集メテ國民慎重練熟耐久ノ氣風ヲ代表セシメ抱合親和シテ俱ニ上流ノ一團ヲ成シ其ノ効用ヲ全クセシムル所以ナリ其ノ構成制規ハ貴族院令ニ具ハルヲ以テ憲法ニ之ヲ列舉セサルナリ

### 第三十五條 衆議院ハ選舉法ノ定ムル所ニ依リ公選セラレタル議員ヲ以テ組織ス

衆議院ノ議員ハ其ノ資格ト其ノ任期トヲ定メテ廣ク全國人民ノ公選スル所ヲ取ラムトス本條議員選舉ノ制規ヲ以テ之ヲ別法ニ讓ル者ハ蓋選舉ノ方法



ハ時宜ノ必要ヲ將來ニ見ルニ從ヒ之ヲ補修スルノ便ヲ取ルコトアラムトス  
故ニ憲法ハ其ノ細節ニ涉ルコトヲ欲セサルナリ

衆議院ノ議員ハ總テ皆全國ノ衆民ヲ代表スル者タリ而シテ衆議院ノ選舉ニ  
選舉區ヲ設クルハ代議士ノ選舉ヲシテ全國ニ普通ナラシメ及選舉ノ方法ニ  
便リスルニ外ナラス故ニ代議士ハ各個ノ良心ニ從ヒ自由ニ發言スル者ニシ  
テ其ノ所屬選舉區ノ人民ノ爲ニ一地方ノ委任使トナリ委囑ヲ代行スル者ニ  
非サルナリ之ヲ歐洲ノ史乘ニ參考スルニ往昔ノ議會ハ其ノ議員タル者往々  
委囑ノ主旨ニ依リ一部ノ利益ヲ主張シテ全局ヲ達觀スルノ公義ヲ忘レ從テ  
多數ヲ以テ議決トスルノ代議ノ大則ヲ拋棄スルニ至ル者往々ニシテコレア  
リ此レ代議士ノ本分ヲ知ラサルノ過ニ由ルナリ

### 第三十六條 何人モ同時ニ兩議院ノ議員タルコトヲ得ス

兩院ハ一ノ議會ニシテ分チテ兩局トシ其ノ成素ヲ殊ニシ平衡相持スルノ位  
置ニ居ル故ニ一人ニシテ同時ニ兩院ノ議員ヲ兼ヌルハ兩院分設ノ制ノ許サ

サル所ナリ

### 第三十七條 凡テ法律ハ帝國議會ノ協賛ヲ經ルヲ要ス

法律ハ國家主權ヨリ出ル軌範ニシテ而シテ必議會ノ協賛ヲ經ルヲ要スルハ  
之ヲ立憲ノ大則トス故ニ議會ノ議ヲ經サル者ハ之ヲ法律トスルコトヲ得サ  
ルナリ一院ノ可トスル所ニシテ他ノ一院ノ否トスル所ハ亦之ヲ法律トスル  
コトヲ得サルナリ

(附記) 何等ノ事物ハ法律ヲ以テ定ムルヲ要スル乎ノ問題ニ至テハ蓋一ノ  
例言ヲ以テ之ヲ概括シ難シ普國ノ普通法ヲ公布セル勅令ニ本法ハ別段ノ  
法律ニ依テ定メサル國民ノ權利義務ヲ判明スヘキ條規ヲ包括スト云ヘリ  
又巴威倫千八百十八年五月二十六日憲法ノ第七章第二條ニ人身ノ自由又  
ハ國民ノ財産ニ關ル普通ノ法ヲ發シ或ハ現行法ヲ變更シ解釋シ廢止スル  
ニハ國會ノ協同ヲ要スト云ヘリ然ルニ學者多クハ法律ノ區域ハ權利義務  
若ハ自由財産ニ止マルヘカラサルコトヲ駁シ且事物ヲ以テ法律ト命令ト



ノ區域ヲ分割セムトスルハ憲法上及學問上ノ試驗ニ於テ一モ其ノ結果ヲ得サルコトヲ論シタリ蓋法律及命令ノ區域ハ專ラ各國政治發達ノ程度ニ從フ而シテ唯憲法史以テ之ヲ論斷スヘキノミ但シ憲法ノ明文ニ依リ特ニ法律ヲ要スル者ハ之ヲ第一ノ限界トシ既ニ法律ヲ以テ制定シタル者ハ法律ニ非サレハ之ヲ變更スルコトヲ得サルハ之ヲ第二ノ限界トス此レ乃立憲各國ノ同キ所ナリ

### 第三十八條 兩議院ハ政府ノ提出スル法律案ヲ議決シ及各法律案ヲ提出スルコトヲ得

政府ニ於テ法律ヲ起草シ天皇ノ命ニ由リ之ヲ議案トナシ兩議院ニ付スルトキハ兩議院ハ之ヲ可トシ之ヲ否トシ又ハ之ヲ修正スルコトヲ得若兩議院ニ於テ或ル法律ヲ發行スルヲ必要ナリトスルトキハ各々其ノ案ヲ提出スルコトヲ得而シテ甲議院之ヲ提出シ乙議院之ニ同意シ又ハ之ヲ修正シテ可決シタル後天皇ノ裁可アルトキハ亦法律トナルコト政府ノ起案ニ異ナルコトナ

### 第三十九條 兩議院ノ一ニ於テ否決シタル法律案ハ同會期中ニ於テ再ヒ提出スルコトヲ得ス

シ至尊ノ議會ニ於ケルハ召集開閉ノ勅命及法律裁可ノ外會期中總テ國務大臣ヲシテ議案及其ノ他ノ往復ニ當ラシム故ニ之ヲ政府ノ提出ト謂フナリ

再議ノ提出ハ議院ノ權利ヲ毀損スルノミナラス又會期遷延シテ一事ニ拘滯スルノ弊アラムトス故ニ本條ニ之ヲ禁止セリ既ニ否決ヲ經タル同一ノ議案ヲ以テ其ノ名稱文字ヲ變更シ再ヒ之ヲ提出シ以テ本條ノ規定ヲ避ルハ亦憲法ノ許サ、ル所ナリ

君主ノ裁可ヲ得サルノ法案ハ同一會期ノ中ニ議院ヨリ提出スルコトヲ得サルハ此レ固ヨリ元首ノ大權ニ對スル事理ノ當然ニシテ更ニ言明ヲ假ラス但シ仍建議ノ條ニ於テ其ノ再ヒ建議スルコトヲ禁スルコトヲ掲クルハ提出議案ノ裁可ノ有無ハ至尊ノ勅命ニ由リ而シテ建議採納ノ有無ハ政府ノ取捨ニ存ス其ノ間固ヨリ輕重ノ差アリ從テ豫メ疑義ヲ判明スルノ要用ヲ見レハナ



第四十條 兩議院ハ法律又ハ其ノ他ノ事件ニ付各々其ノ意見ヲ政府ニ建議スルコトヲ得但シ其ノ採納ヲ得サルモノハ同會期中ニ於テ再ヒ建議スルコトヲ得ス

本條ハ議院ニ建議ノ權アルコトヲ掲クルナリ上條既ニ兩議院ニ各々法律案ヲ提出スルノ權ヲ予ヘタリ而シテ本條ニ又法律ニ付意見ヲ建議スルコトヲ得ト謂ヘルハ何ソ乎議院自ラ法律ヲ起案シテ之ヲ提出スルト或ハ某ノ新法ノ制定スヘク某ノ舊法ノ改正又ハ廢止スヘキコトヲ決議シ成案ヲ具ヘス單ニ其ノ意見ヲ以テ政府ニ啓陳シ政府ノ採ル所トナルトキハ其ノ起草制定スルニ任スルト兩様ノ方法ニ就テ議院ヲシテ其ノ一ヲ擇ハシムルナリ蓋之ヲ歐洲ニ參考スルニ議院自ラ議案提出ノ權ヲ有スルハ各國ノ同キ所ナリ(瑞西ヲ除ク外但シ議院自ラ多數ニ倚頼シテ法律ノ條項ヲ制定スルハ往々議事遷延ト成條ノ疎漏ニ

シテ首尾完整ナラサルトノ弊ヲ免レス寧政府ノ委員ノ練熟ナルニ倚任スルノ愈レルニ若カス此レ各國學者ノ之ヲ事實ニ徵驗シテ其ノ得失ヲ論スル所ナリ議會ハ立法ノ事ニ參預スルノミナラス併セテ間接ニ行政ヲ監視スルノ任ヲ負フ者ナリ故ニ兩議院ハ又立法ノ外ノ事件ニ付意見ヲ以テ政府ニ建議シ利弊得失ヲ論白スルコトヲ得

但シ法律又ハ其ノ他ノ事件ニ拘ラス議院ノ意見ニシテ政府ノ採納ヲ得サル者ハ同一會期ノ間再ヒ建議スルコトヲ得サラシムルハ蓋紛議強迫ニ涉ルノ塗ヲ防ク所以ナリ

#### 第四十一條 帝國議會ハ每年之ヲ召集ス

議會ヲ召集スルハ專ラ天皇ノ大權タリ然ルニ本條ニ毎年召集スルコトヲ定ムルハ憲法ニ於テ議會ノ存立ヲ保障スル所以ナリ但シ第七十條ニ掲ケタル場合ノ如キハ非常ノ例外ナリ

#### 第四十二條 帝國議會ハ三箇月ヲ以テ會期トス必要アル場



合ニ於テハ勅命ヲ以テ之ヲ延長スルコトアルヘシ

三箇月ヲ以テ會期トスル者ハ議事遷延シ窮期ナキコトアルヲ防クナリ其ノ已ムヲ得サルノ必要アルニ當リ會期ヲ延長シ閉會ヲ延期スルハ亦勅命ニ由ル議會自ラ之ヲ行フコトヲ得サルナリ  
議會閉會シタルトキハ會期ノ事務ハ終ヲ告ル者トシ特別ノ規定アル者ヲ除ク外議事ノ已ニ議決シタルト未タ議決セサニトヲ問ハス次回ノ會期ニ繼續スルコトナシ

第四十三條 臨時緊急ノ必要アル場合ニ於テ常會ノ外臨時

會ヲ召集スヘシ

臨時會ノ會期ヲ定ムルハ勅命ニ依ル

議會ハ一年ニ一會ヲ開ク之ヲ常會トス憲法ニ常會ノ時期ヲ掲ケスト雖蓋常會ハ以テ毎年ノ豫算ヲ議スルノ便ヲ取ル故ニ冬季ニ開會スルヲ例トス而シ

テ常會ノ外臨時緊急ノ必要アルトキハ特ニ勅命ヲ發シテ臨時會ヲ召集ス  
臨時會ノ會期ハ憲法ニ之ヲ限定セス而シテ臨時召集スル所ノ勅命ノ定ムル所ニ從フ亦其ノ必要如何ニ依ラシムルナリ

第四十四條 帝國議會ノ開會閉會會期ノ延長及停會ハ兩院

同時ニ之ヲ行フヘシ

衆議院解散ヲ命セラレタルトキハ貴族院ハ同時ニ停會セラルヘシ

貴族院ト衆議院ハ兩局ニシテ一揆ノ議會タリ故ニ一議院ノ議ヲ經スンテ他ノ議院ノ成議ヲ以テ法律ト爲スヘカラス一議院ノ會期ノ外ニ他ノ議會ノ會議ヲ有効ナラシムヘカラス本條ニ兩院ハ必同時ニ開閉始終スルヲ定ムルハ此ノ義ニ依レルナリ  
貴族院ノ一部ハ世襲議員ヲ以テ組織ス故ニ貴族院ハ停會スヘクシテ解散ス



ヘカラス衆議院ノ解散ヲ命セラレタルニ當テハ貴族院ハ同時ニ停會ヲ命セラル、ニ止マルナリ

第四十五條 衆議院解散ヲ命セラレタルトキハ勅命ヲ以テ新ニ議員ヲ選舉セシメ解散ノ日ヨリ五箇月以内ニ之ヲ召集スヘシ

本條ハ議會ノ爲ニ永久ノ保障ヲ與フルナリ蓋解散ハ將ニ舊議員ヲ解散シテ新議員ヲ召集セムトスル者ナリ而シテ憲法若議院解散ノ後新ニ召集スルノ時期ヲ一定セサルトキハ議會ノ存立ハ政府ノ隨意ニ廢止スル所ニ任スルニ至ラムトス

第四十六條 兩議院ハ各々其ノ總議員三分ノ一以上出席スルニ非サレハ議事ヲ開キ議決ヲ爲スコトヲ得ス  
出席議員三分ノ一ニ充タサルトキハ以テ會議ヲ成立スルニ足ラス故ニ議事

ヲ開クコトヲ得ス及議決ヲ爲スコトヲ得サルナリ

總議員トハ選舉法ニ定メタル議員ノ總數ヲ謂フ三分ノ一以上出席スルニ非サレハ議事ヲ開クコトヲ得サルトキハ三分ノ一以上召集ニ應スルニ非サレハ議院ノ成立ヲ告クルコト能ハサルコト亦知ルヘキナリ

第四十七條 兩議院ノ議事ハ過半数ヲ以テ決ス可否同數ナルトキハ議長ノ決スル所ニ依ル

過半数ヲ以テ決ヲ舉ルハ議事ノ常則タリ本條過半数トハ出席議員ニ就テ之ヲ謂ヘルナリ兩議平分シテ各々同數ヲ得ルノ場合ニ當テ議長ノ見ル所ニ依リ決ヲ爲スハ事理宜ク然ルヘキナリ但シ第七十三條ニ於ケル憲法改正ノ議事ハ例外トス又議院ニ於テ議長及其他ノ委員ヲ選舉スルニ付特ニ定ムルノ多數及委員會ノ規程ハ各々其ノ規則ニ依ルヘクシテ本條ニ干渉ナキナリ

第四十八條 兩議院ノ會議ハ公開ス但シ政府ノ要求又ハ其



ノ院ノ決議ニ依リ秘密會ト爲スコトヲ得

議院ハ衆庶ヲ代表ス故ニ討論可否之ヲ衆目ノ前ニ公ニス但シ議事ノ秘密ヲ要スル者外交事件人事及職員委員ノ選舉又ハ或ル財政兵政或ル治安ニ係ル行政法ノ如キハ其ノ變例トシ政府ノ要求ニ依リ又ハ各院ノ決議ニ依リ秘密會ト爲シ公開ヲ閉ツルコトヲ得

第四十九條 兩議院ハ各々天皇ニ上奏スルコトヲ得

上奏ハ文書ヲ上呈シテ天皇ニ奏聞スルヲ謂フ或ハ勅語ニ奉對シ或ハ慶賀吊傷ノ表辭ヲ上リ或ハ意見ヲ建白シ請願ヲ陳疏スルノ類皆其ノ中ニ在リ而シテ或ハ文書ヲ上呈スルニ止マリ或ハ總代ヲ以テ觀謁ヲ請ヒ之ヲ上呈スルモ皆相當ノ敬禮ヲ用ウヘク逼迫強抗ニシテ尊嚴ヲ干犯スルコトアルヲ得サルヘキナリ

第五十條 兩議院ハ臣民ヨリ呈出スル請願書ヲ受クルコトヲ得

臣民ハ至尊ニ請願シ又ハ行政官衙ニ請願シ議院ニ請願スルコト總テ其ノ意ニ隨フコトヲ得其ノ議院ニ在テハ各人ノ請願ヲ受ケテ之ヲ審査シ或ハ單ニ之ヲ政府ニ紹介シ或ハ之ニ意見書ヲ附シテ政府ノ報告ヲ求ムルコトヲ得但シ議院ハ必シモ請願ヲ議定スルノ義務アルコトナク政府ハ必シモ請願ヲ許可スルノ義務アルコトナシ若夫請願ノ立法ニ係ル者ハ請願ヲ以テ直ニ提出法律案ノ動議ト爲スヘカラスト雖議員ハ其ノ請願ノ主旨ニ依リ通常動議ノ方法ニ從フコトヲ得ヘシ

第五十一條 兩議院ハ此ノ憲法及議院法ニ掲クルモノ、外  
内部ノ整理ニ必要ナル諸規則ヲ定ムルコトヲ得

内部ノ整理ニ必要ナル諸規則トハ議長ノ推選議長及事務局ノ職務各部ノ分設委員ノ推選委員ノ事務議事規則議事記錄請願取扱規則議員請暇規則紀律及議院會計ノ類ヲ謂フ而シテ憲法及議院法ノ範圍内ニ於テ議院ノ自ラ之ヲ制定スルニ任スルナリ



第五十二條 兩議院ノ議員ハ議院ニ於テ發言シタル意見及  
表決ニ付院外ニ於テ責ヲ負フコトナシ但シ議員自ラ其ノ  
言論ヲ演說刊行筆記又ハ其ノ他ノ方法ヲ以テ公布シタル  
トキハ一般ノ法律ニ依リ處分セラルヘシ

本條ハ議院ノ爲ニ言論ノ自由ヲ認ム蓋議院ノ内部ハ議院ノ自治ニ屬ス故ニ  
言論ノ規矩ヲ越エ德義ヲ紊リ又ハ人ノ私事ヲ讒毀スルカ如キハ議院ノ紀律  
ニ據リ議院自ラ之ヲ制止シ及懲戒スヘキ所ニシテ而シテ司法官ハ之ニ干渉  
セサルヘキナリ議決ハ以テ法律ノ成案ヲ爲サムトス而シテ議員ノ討論ハ異  
同相摩シテ其ノ一ニ歸結スルノ資料ヲ爲ス者ナリ故ニ議院ノ議ハ以テ刑事  
及民事ノ責ヲ問フヘカラサルナリ此レ一ハ議院ノ權利ヲ尊重シ二ハ議員ノ  
言論ヲシテ十分ニ價量アラシメムトナリ但シ議員自ラ議院ノ言論ヲ公布シ  
其ノ自由ヲ冒用シテ之ヲ外部ニ普及スルニ至テハ動議ト駁議トヲ問ハス總

テ法律ノ責問ヲ免ルコトヲ得ス

第五十三條 兩議院ノ議員ハ現行犯罪又ハ内亂外患ニ關ル  
罪ヲ除ク外會期中其ノ院ノ許諾ナクシテ逮捕セラル、コ  
トナシ

兩議院ハ立法ノ大事ヲ參贊ス故ニ會期ノ間議員ニ予フルニ例外特權ヲ以テ  
シ議員ヲシテ不羈ノ體面ヲ有チ其ノ重要ノ職務ヲ盡スコトヲ得セシメムト  
ス若夫現行犯罪又ハ内亂外患ニ係ルノ罪ニ至テハ議院ノ特典ノ庇護スル所  
ニ非サルナリ會期中トハ召集ノ後閉會ノ前ヲ謂フ非現行犯及普通ノ罪犯ハ  
議院ニ通牒シ其ノ許諾ヲ得テ後ニ之ヲ逮捕シ其ノ現行犯及内亂外患ニ關ル  
罪犯ハ先ツ逮捕シテ後ニ議院ニ通知スヘキナリ

第五十四條 國務大臣及政府委員ハ何時タリトモ各議院ニ  
出席シ及發言スルコトヲ得

議會ノ議事ニ當リ議場ニ辯明スルハ大臣重任ノ在ル所ニシテ萬衆ニ對シ心



胸ヲ開キ正理ヲ公議ニ訴ヘ嘉謀ヲ時論ニ求メ其ノ底蘊ヲ叩キ遺憾ナカラシム蓋此ノ如クナラサレハ以テ立憲ノ効用ヲ收ムルニ足ラサルナリ但シ出席及發言ノ權ハ政府ノ自由ニ任セ或ハ大臣自ラ討論シ又ハ辯明シ或ハ他ノ委員ヲシテ討論辯明セシメ或ハ時宜ノ許サ、ルヲ以テ討論辯明ヲ爲サ、ルコトヲ得皆其ノ意ニ隨フナリ

#### 第四章 國務大臣及樞密顧問

國務大臣ハ輔弼ノ任ニ居リ詔命ヲ宣奉シ政務ヲ施行ス而シテ樞密顧問ハ重要ノ諮詢ニ應ヘ樞密ノ謀議ヲ展フ皆天皇最高ノ輔翼タル者ナリ

#### 第五十五條 國務各大臣ハ天皇ヲ輔弼シ其ノ責ニ任ス

凡テ法律勅令其ノ他國務ニ關スル詔勅ハ國務大臣ノ副署ヲ要ス

國務各大臣ハ入テ内閣ニ參贊シ出テ各部ノ事務ニ當リ大政ノ責ニ任スル者

ナリ凡ソ大政ノ施行ハ必内閣及各部ニ由リ其ノ門ヲ二ニセス蓋立憲ノ目的ハ主權ノ使用ヲシテ正當ナル軌道ニ由ラシメムトスルニ在リ即チ公議ノ機關ト宰相ノ輔弼ニ依ルヲ謂フナリ故ニ大臣ノ君ニ於ケルハ務メテ獎順匡救ノ力ヲ致シ其ノ道ヲ愆ルトキハ君命ヲ藉口シテ以テ其ノ責ヲ逃ル、コトヲ得サルナリ

我カ國上古大臣大連輔弼ノ任ニ居ル孝德天皇ノ詔ニ夫君於天地之間而宰萬民者不可獨制要須臣翼ト云ヘリ天智天皇ノ時始メテ太政官ヲ置キ而來太政大臣左右大臣ハ政務ヲ統理シ大納言ハ參議シ旨ヲ宣ヘ中務卿ハ詔勅ヲ審署シ太政官ハ中務式部治部民部兵部刑部大藏宮内ノ八省ヲ統ヘ官制粗備ル其ノ後重臣專ラ太政ヲ關白シ宮禁ノ中藏人ノ小臣亦王命ヲ出納シ院宣内旨或ハ女官ノ文書ヲ以テ大事ヲ下行スルニ至ル而シテ朝綱全ク廢レタリ維新ノ初首メニ攝關及傳奏議奏ヲ廢シ又特ニ宮中ニ令シ内議請謁ノ禁ヲ嚴ニシ尋テ太政官制ヲ復ス明治二年七月左右大臣參議及六省ヲ置ク四年太政大臣ヲ



置ク六年十月參議諸省卿ニ兼任ス其ノ後又更革ヲ經十八年十二月ニ至テ太  
 政大臣參議各省卿ノ職制ヲ廢シ更ニ内閣總理大臣及外務内務大藏陸軍海軍  
 司法文部農商務遞信ノ十大臣ヲ以テ内閣ヲ組織シタリ蓋太寶ノ制ニ據ルト  
 キハ太政官ハ諸省ノ上ニ冠首トシ諸省ハ其ノ下ノ分司タリ諸省卿ノ職ハ太  
 政官符ヲ施行スルニ過キス而シテ事ヲ天皇ニ受ケ重責ニ任スル者ニ非ス維  
 新ノ後歷次潤色ヲ經十八年ノ詔命ニ至リ大ニ内閣ノ組織ヲ改メ諸省大臣ヲ  
 シテ天皇ニ奉對シ各々其ノ責ニ當ラシメ統フルニ内閣總理大臣ヲ以テシ一  
 ハ以テ各大臣ノ職權ヲ重クシ擔任スル所ヲ知ラシメ二ハ以テ内閣ノ統一ヲ  
 保チ多岐分裂ノ弊無ラシメタリ

歐洲ノ學者大臣ノ責任ヲ論スル者其ノ說一ナラスシテ各國ノ制度亦各々趣  
 ヲ異ニス或ハ政事ノ責ノ爲ニ特ニ糾彈ノ法ヲ設ケ下院告訴シテ上院之ヲ裁  
 斷スルアリ英國或ハ大審院又ハ特ニ設ケタル政事法院ニ委ヌルニ裁斷ノ權ヲ  
 以テスルアリ白國ハ下院告訴シ大審院裁斷ス澳國ハ兩院告訴シ特置政事法院主  
 トシテ政事罪ヲ裁斷シ併セテ刑事罪ヲ裁斷ス普國ハ憲法ニ正條アリ

設リテ而シテ糾彈斷罪ノ別法未タ 或ハ政事ノ責ヲ以テ刑事ト分離シ裁決ノ結果  
 ハ罷免剝職ニ止マルトスルアリ米國及巴威里干 或ハ謀反贓賄濫費及違犯憲  
 法ノ類ヲ指定シ特ニ大臣ノ責トスルアリ米普葡及佛千七百九十一年千八百十  
 任ノ刑名ヲ指定ス 或ハ君ニ對スルノ責任トシ和蘭ノ一宰相ハ予ハ君主ニ對シ  
 ルノ非ヲ論シタリ 或ハ人民即チ議院ニ對スルノ責任トス佛白葡等ノ國ノ憲法ハ國王ノ  
 シト主張 或ハ人民即チ議院ニ對スルノ責任トス佛白葡等ノ國ノ憲法ハ國王ノ  
 命令ハ大臣ノ責任糾治ヲ解ク  
 トチ揭ケタルコ 總テ之ヲ論スルニ憲法上ノ疑義ニシテ未タ一定ノ論決ヲ經サ  
 ルコト未タ大臣責任ノ條ヨリ甚シキハアラサルナリ蓋之ヲ正理ニ酌ミ之ヲ  
 事情ニ考フルニ大臣ハ憲法ニ依リ輔弼ノ重局ニ當リ行政上ノ強大ナル權柄ヲ  
 掌有シ獨獎順贊襄ノ職ニ在ルノミナラス又匡救矯正ノ任ニ居ル宜ク躬ヲ以  
 テ責ニ任スヘキナリ若大臣ニシテ責ニ任スルノ義ナカラシメハ行政ノ權力  
 ハ容易ニ法律ノ外ニ踰越スルコトヲ得法律ハ徒ニ空文タルニ歸セムトス故  
 ニ大臣ノ責任ハ憲法及法律ノ支柱タル所以ナリ但シ大臣ノ責ハ其ノ執ル所  
 ノ政務ニ屬ス而シテ刑事ノ責ニ非サルナリ故ニ大臣其ノ職ヲ愆ルトキハ其



ノ責ヲ裁制スル者專ラ一國ノ主權者ニ屬セサルヘカラス唯之ヲ任スル者唯之ヲ黜クヘシ大臣ヲ任シ又之ヲ黜ケ又之ヲ懲罰スル者人主ニ非スシテ孰カ敢テ此ニ預ラム乎憲法既ニ大臣ノ任免ヲ以テ君主ノ大權ニ屬シタリ其ノ大臣責任ノ裁制ヲ以テ之ヲ議院ニ屬セサルハ固ヨリ當然ノ結果トス但シ議員ハ質問ニ由リ公衆ノ前ニ大臣ノ答辯ヲ求ムルコトヲ得ヘク議院ハ君主ニ奏上シテ意見ヲ陳疏スルコトヲ得ヘク而シテ君主ノ材能ヲ器用スルハ憲法上其ノ任意ニ屬スト雖衆心ノ嚮フ所ハ亦其ノ採酌ノ一ニ洩レサルコト知ルヘキトキハ此レ亦間接ニ大臣ノ責ヲ問フ者ト謂フコトヲ得ヘシ故ニ我カ憲法ハ左ノ結論ヲ取ル者ナリ第一大臣ハ其ノ固有職務ナル輔弼ノ責ニ任ス而シテ君主ニ代リ責ニ任スルニ非サルナリ第二大臣ハ君主ニ對シ直接ニ責任ヲ負ヒ又人民ニ對シ間接ニ責任ヲ負フ者ナリ第三大臣ノ責ヲ裁判スル者ハ君主ニシテ人民ニ非サルナリ何トナレハ君主ハ國ノ主權ヲ有スレハナリ第四大臣ノ責任ハ政務上ノ責ニシテ刑事及民事ノ責ト相關涉スルコトナク又相

牴觸シ及乗除スルコトナカルヘキナリ而シテ刑事民事ノ訴ハ之ヲ通常裁判所ニ付シ行政職務ノ訴ハ之ヲ行政裁判所ニ付スヘキノ外政務責任ハ君主ニ由リ懲罰ノ處分ニ付セラルヘキナリ

内閣總理大臣ハ職務ヲ奏宣シ旨ヲ承ケテ大政ノ方向ヲ指示シ各部統督セサル所ナシ職掌既ニ廣ク責任從テ重カラサルコトヲ得ス各省大臣ニ至テハ其ノ主任ノ事務ニ就キ各別ニ其ノ責ニ任スル者ニシテ連帶ノ責任アルニ非ス蓋總理大臣各省大臣ハ均ク天皇ノ選任スル所ニシテ各相ノ進退ハ一ニ叡旨ニ由リ首相既ニ各相ヲ左右スルコト能ハス各相亦首相ニ繫屬スルコトヲ得サレハナリ彼ノ或國ニ於テ内閣ヲ以テ團結ノ一體トナシ大臣ハ各個ノ資格ヲ以テ參政スルニ非サル者トシ連帶責任ノ一點ニ偏傾スルカ如キハ其ノ弊ハ或ハ黨援聯結ノ力遂ニ以テ天皇ノ大權ヲ左右スルニ至ラムトス此レ我カ憲法ノ取ル所ニ非サルナリ若夫レ國ノ内外ノ大事ニ至テハ政府ノ全局ニ關係シ各部ノ專任スル所ニ非ス而シテ謀猷措畫必各大臣ノ協同ニ依リ互相推



諉スルコトヲ得ス此ノ時ニ當テ各大臣ヲ擧ケテ全體責任ノ位置ヲ取ラサル  
ヘカラサルハ固ヨリ其ノ本分ナリ  
大臣ノ副署ハ左ノ二様ノ效果ヲ生ス一ニ法律勅令及其ノ他國事ニ係ル詔勅  
ハ大臣ノ副署ニ依テ始メテ實施ノ力ヲ得大臣ノ副署ナキ者ハ從テ詔命ノ効  
ナク外ニ付シテ宣下スルモ所司ノ官吏之ヲ奉行スルコトヲ得サルナリ二ニ  
大臣ノ副署ハ大臣擔當ノ權ト責任ノ義ヲ表示スル者ナリ蓋國務大臣ハ内外  
ヲ貫流スル王命ノ溝渠タリ而シテ副署ニ依テ其ノ義ヲ昭明ニスルナリ但シ  
大臣政事ノ責任ハ獨法律ヲ以テ之ヲ論スヘカラス又道義ノ關ル所タラサル  
ヘカラス法律ノ限界ハ大臣ヲ待ツ爲ノ單一ナル範圍トスルニ足ラサルナリ  
故ニ朝廷ノ失政ハ署名ノ大臣其ノ責ヲ逃レサルコト固ヨリ論ナキノミナラ  
ス即チ議ニ預カルノ大臣ハ署名セサルモ亦其ノ過ヲ負ハサルコトヲ得サル  
ヘシ若專ラ署名ノ有無ヲ以テ責任ノ在ル所ヲ判セムト欲セハ形式ニ拘リ事  
情ニ戻ル者タルコトヲ免レス故ニ副署ハ以テ大臣ノ責任ヲ表示スヘキモ副

署ニ依テ始メテ責任ヲ生スルニ非サルナリ

太寶公式令ニ據ルニ詔書案成リ御一畫一日訖テ中務卿ニ給フ其ノ御畫日アル  
者ハ之ヲ中務省ニ留メテ案ト爲シ別ニ一通ヲ寫シ中務卿宣中務大輔奉中務  
少輔行ト署シ太政官ニ送ル太政官ニ於テ太政大臣左右大臣及大納言四人署  
名シテ覆奏シ外ニ付シテ施行セムト謂フ乃御一畫一可シ其ノ御畫可アル者ハ  
官ニ留メテ案ト爲シ更ニ謄寫シテ天下ニ布告ス蓋審署ノ式尤慎重ヲ加ヘタ  
リ維新ノ後明治四年七月勅書ニ加名鈐印スルヲ以テ太政大臣ノ任トス但シ  
宣布ノ詔多クハ奉勅ノ署名ナキハ草創ノ際未タ一定ニ至ラザリシナリ十四  
年十一月各省卿其ノ主管ノ事務ニ屬スル法律規則及布達ニ署名スルノ制ヲ  
定ム十九年一月副署ノ式ヲ定ム公文施行ノ法是ニ至テ蓋大ニ備ハレリ

第五十六條 樞密顧問ハ樞密院官制ノ定ムル所ニ依リ天皇  
ノ諮詢ニ應ヘ重要ノ國務ヲ審議ス

恭テ按スルニ天皇ハ既ニ内閣ニ倚テ以テ行政ノ揆務ヲ總持シ又樞密顧問ヲ



設ケテ以テ詢謀ノ府トシ聰明ヲ裨補シテ偏聽ナキヲ期セムトス蓋内閣大臣ハ内外ノ局ニ當リ敏給捷活以テ事機ニ應ス而シテ優裕靜暇思ヲ潜メ慮ヲ凝シ之ヲ今古ニ考ヘ之ヲ學理ニ照シ永圖ヲ籌畫シ制作ニ從事スルニ至テハ別ニ專局ヲ設ケ練達學識其ノ人ヲ得テ之ニ倚任セサルヘカラス此レ乃他ノ人事ト均ク一般ノ常則ニ從ヒ二種ノ要素各々其ノ業ヲ分ツナリ蓋君主ハ其ノ天職ヲ行フニ當リ謀リテ而シテ後之ヲ斷セムトス即チ樞密顧問ノ設實ニ内閣ト俱ニ憲法上至高ノ輔翼タラサルコトヲ得ス若夫レ樞密顧問ニシテ聖聰ヲ啓沃シ偏セス黨セス而シテ又能ク疑問ヲ解剖スルノ補益ヲ爲スニ至テハ果シテ憲法上ノ機關タルニ負カサルヘク且大ニシテハ緊急命令又ハ戒嚴令ノ發布ニ當リ小ニシテハ會計上法規ノ外ニ臨時處分ノ必要アルノ類之ヲ諮詢シテ然後ニ決行スルハ即チ爲政ノ慎重ヲ加フル所以ニシテ此ノ場合ニ於テハ樞密顧問ハ憲法又ハ法律ノ一ノ屏翰タルノ任ニ居ルヘキナリ樞密顧問ノ職是ノ如キノ重キナリ故ニ凡ソ勅令ニシテ顧問ノ議ヲ經ル者ハ其ノ上諭ニ

於テ之ヲ宣言スルヲ例式トス但シ樞密顧問ハ至尊ノ諮詢アルヲ待テ始メテ審議スルコトヲ得而シテ其ノ意見ノ採擇ハ亦皆一ニ至尊ノ聖裁ニ由ルノミ樞密顧問ノ職守ハ可否ヲ獻替シ必忠誠ヲ以テシ隱避スル所ナク而シテ審議ノ事ハ細大トナク至尊ノ特別ノ許可ヲ得ルニ非サレハ之ヲ公洩スルコトヲ得ス蓋樞密密勿ノ府ハ人臣外ニ向テ譽ヲ求ムルノ地ニ非サルナリ

## 第五章 司法

司法權ハ法律ノ定ムル所ニ依遵シ正理公道ヲ以テ臣民權利ノ侵害ヲ回復シ及刑罰ヲ判斷スルノ職司トス古ヘ政治簡朴ナルニ當テ各國政廳ノ設未タ司法行政ノ別アラサリシハ史籍ノ證明スル所ナリ其ノ後文化彌々進ミ人事益益繁キニ至テ始メテ司法ト行政トノ間ニ職司ヲ分割シ其ノ構制ヲ殊ニシ其ノ畛域ヲ慎ミ互ニ相干渉セス以テ立憲ノ政體ニ至大ノ進歩ヲ成サシメタリ

## 第五十七條 司法權ハ天皇ノ名ニ於テ法律ニ依リ裁判所之



ヲ行フ

裁判所ノ構成ハ法律ヲ以テ之ヲ定ム

行政ト司法ト兩權ノ區別ヲ明ニスル爲ニ茲ニ之ヲ約説スヘシ曰行政ハ法律ヲ執行シ又ハ公共ノ安寧秩序ヲ保持シ人民ノ幸福ヲ増進スル爲ニ便宜ノ經理及處分ヲ爲ス者ナリ司法ハ權利ノ侵害ニ對シ法律ノ規準ニ依リ之ヲ判斷スル者ナリ司法ニ在テハ專ラ法律ニ從屬シ便益ヲ酌量セス行政ニ在テハ社會ノ活動ニ從ヒ便益ト必要トニ依リ法律ハ其ノ範圍ヲ限制シテ區域ノ外ニ濫越スルヲ防クニ止マルノミ行政司法ノ兩權其ノ性質ヲ殊ニスルコト此ノ如シ故ニ行政ノ官アリテ司法ノ職ヲ分ツコトナカリセハ各個人民ノ權利ハ社會ノ便益ノ爲ニ隨時移動スルコトヲ免レスシテ而シテ其ノ流弊ハ遂ニ權勢威力ノ侵犯ヲ被ルニ至ラントス

唯然リ故ニ裁判ハ必法律ニ依ル法律ハ裁判ノ單純ノ準繩タリ而シテ又必裁判所ニ由リ之ヲ行フ但シ君主ハ正理ノ源泉ニシテ司法ノ權亦主權ノ發動ス

ル光線ノ一タルニ外ナラス故ニ裁判ハ必天皇ノ名ニ於テ宣告シ以テ至尊ノ大權ヲ代表ス

裁判所ノ構成ハ必法律ヲ以テ之ヲ定メ行政ノ組織ト別異スル所アラシム而シテ司法ノ官ハ實ニ法律ノ基址ニ立チ不羈ノ地位ヲ有ツ者タリ

我カ中古ノ制刑部省ノ設ハ他ノ各省ト俱ニ太政官ニ隸屬シ面シテ刑部卿ハ鞫獄定刑名決疑讞良賤名籍囚禁債負ノ事ヲ掌ル判事ハ刑部卿ニ屬シ案一覆鞫一狀斷一定刑名判諸事ヲ掌ル是レ民刑二事ヲ併セテ之ヲ一省ニ總ヘタリ武門ノ盛ナルニ至テ大柄一タヒ移リ檢斷ノ權檢非違使ニ歸シ武斷ヲ以テ政ヲ爲シ封建ノ際概ネ其ノ陋習ヲ因襲シ越訴ヲ以テ大禁ト爲ルニ至レリ維新ノ初刑法官ヲ置キ司法ノ權復天皇ノ統攬ニ歸ス四年始メテ東京裁判所ヲ置ク裁判ノ爲ニ專廳ヲ設クルハ此レヲ以テ始トス是歲大藏省ノ聽訟事務ヲ以テ改メテ司法省ニ屬ス五年開市場裁判所ヲ設ク嗣テ司法裁判府縣裁判區裁判ノ各等裁判ヲ置キ始メテ控訴覆審ヲ許ス八年大審院ヲ置キ以テ憲法ノ



統一ヲ主持スルノ所トシ司法卿ノ職制ヲ定メテ檢務ヲ統理シ裁判ニ干預セサル者トス是ヨリ後漸次釐革スル所アリ以テ裁判獨立ヲ期スルノ針路ヲ取リタリ是ヲ司法事務沿革ノ概略トス

歐洲前世紀ノ末ニ行ハレタル三權分立ノ說ハ既ニ學理上及實際上ニ排斥セラレタリ而シテ司法權ハ行政權ノ一支派トシテ均ク君主ノ統攬スル所ニ屬シ立法權ニ對シテ之ヲ謂フトキハ行政權ハ概括ノ意義ヲ有テ司法ハ行政ノ一部タルニ過キス更ニ行政權中ニ就キ職司ノ分派ヲ論スルトキハ又司法ト行政ト各々其ノ一部ヲ占ムル者タリ此レ蓋近時國法學者ノ普通ニ是認スル所ニシテ茲ニ詳論スルヲ假ラサル者ナリ但シ君主ハ裁判官ヲ任命シ裁判所ハ君主ノ名義ヲ以テ裁判ヲ宣告スルニ拘ラス君主自ラ裁判ヲ施行セス不羈ノ裁判所ヲシテ專ラ法律ニ依遵シ行政威權ノ外ニ之ヲ施行セシム是ヲ司法權ノ獨立トス此レ乃三權分立ノ說ニ依ルニ非スシテ仍不易ノ大則タルコトヲ失ハス

第五十八條 裁判官ハ法律ニ依リ定メタル資格ヲ具フル者ヲ以テ之ニ任ス

裁判官ハ刑法ノ宣告又ハ懲戒ノ處分ニ由ルノ外其ノ職ヲ免セラル、コトナシ

懲戒ノ條規ハ法律ヲ以テ之ヲ定ム

裁判官ハ法律ヲ主持シ人民ノ上ニ衡平ノ柄ヲ執ラムトス故ニ專科ノ學識及經驗ハ裁判官タルノ要件タリ而シテ臣民ノ倚テ以テ其ノ權利財產ヲ託スルハ亦實ニ其ノ法律上正當ノ資格アルヲ頼マスムハアラス故ニ本條第一項ハ法律ヲ以テ其ノ資格ヲ定ムヘキコトヲ保明シタリ

裁判ノ公正ヲ保タムト欲セハ裁判官ヲシテ威權ノ干涉ヲ離レ不羈ノ地ニ立チ勢位ノ得失ト政論ノ冷熱ヲ以テ牽束ヲ受ルコトナカラシムヘシ故ニ裁判官ハ刑法又ハ懲戒裁判ノ判決ニ由リ罷免セラル、ヲ除ク外終身其ノ職ニ在ル者トス而シテ裁判官ノ懲戒條規ハ又法律ヲ以テ之ヲ定メ裁判所ノ判決ヲ



以テ之ヲ行ヒ行政長官ノ干涉スル所トナラス此レ憲法ニ於テ特ニ裁判官ノ獨立ヲ保明スル所ナリ

其ノ他停職非職轉任老退ニ於ケル詳細ハ總テ法律ノ掲クル所タリ

第五十九條 裁判ノ對審判決ハ之ヲ公開ス但シ安寧秩序又ハ風俗ヲ害スルノ虞アルトキハ法律ニ依リ又ハ裁判所ノ決議ヲ以テ對審ノ公開ヲ停ムルコトヲ得

裁判ヲ公開シ公衆ノ前ニ於テ對理口審スルハ人民ノ權利ニ對シ尤効力アルノ保障タリ裁判官ヲシテ自ラ其ノ義務ヲ尊重シ正理公道ノ代表ト爲ラシムルハ蓋亦公開ノ助ニ倚ル者少シトセサルナリ我カ國從來自洲裁判ノ習久シク慣用スル所タリシニ明治八年以來始メテ對審判決ノ公開ヲ許シタルハ實ニ司法上ノ一大進歩タリ

刑事ノ審理ニ豫審アリ對審アリ此ニ對審ト謂ヘハ豫審ハ其ノ中ニ在ラサルナリ安寧秩序ヲ害ストハ内亂外患ニ關ル罪及嘯聚教唆ノ類人心ヲ煽起刺衝スル者ヲ謂フナリ風俗ヲ害ストハ内行ノ事之ヲ公衆ノ視聽ニ暴ストキハ醜辱ヲ流シ風教ヲ傷ル者ヲ謂フナリ安寧秩序又ハ風俗ヲ害スルノ虞アリト謂ヘルハ其ノ果シテ害アルト然ラサルトヲ判定スルハ專ラ裁判所ノ所見ニ任スルナリ法律ニ依ルト謂ヘルハ治罪法訴訟法ノ明文ニ依ルナリ裁判所ノ決議ヲ以テト謂ヘルハ法律ノ明文ナシト雖亦裁判所ノ議ヲ以テ之ヲ決スルコトヲ得ルナリ對審ノ公開ヲ停ムト謂フトキハ判決宣告ハ仍必之ヲ公開スルナリ

第六十條 特別裁判所ノ管轄ニ屬スヘキモノハ別ニ法律ヲ以テ之ヲ定ム

陸海軍人ノ軍法會議ニ屬スルハ即チ普通ナル司法裁判所ノ外ニ於ケル特別裁判所ノ管轄ニ屬スルモノトス其ノ他商工ノ爲ニ商工裁判所ヲ設クルノ必要アルニ至ラハ亦普通ノ民事裁判ノ外ニ特別ノ管轄ニ屬スルモノトス凡ソ



此レ皆法律ヲ以テ之ヲ規定スヘクシテ命令ヲ以テ法律ノ除外例ヲ設クルコトヲ得ス

若夫レ法律ノ外ニ於テ非常裁判ヲ設ケ行政ノ勢威ヲ以テ司法權ヲ侵蝕シ人民ノ爲ニ司直ノ府ヲ褫奪スルカ如キハ憲法ノ之ヲ認メサル所ナリ

### 第六十一條 行政官廳ノ違法處分ニ由リ權利ヲ傷害セラレ

タリトスルノ訴訟ニシテ別ニ法律ヲ以テ定メタル行政裁判所ノ裁判ニ屬スヘキモノハ司法裁判所ニ於テ受理スルノ限ニ在ラス

行政裁判ハ行政處分ニ對スルノ訟ヲ裁判スルノ謂ナリ蓋法律既ニ臣民ノ權利ニ向テ一定ノ限界ヲ爲シ以テ之ヲ安固ナラシメタリ而シテ政治ノ機關タル者亦之ニ服從セサルコトヲ得ス故ニ行政官廳ニシテ其ノ職務上ノ處置ニ依リ法律ニ違ヒ又ハ職權ヲ超エ臣民ノ權利ヲ傷害スルコトアルニ當リテハ

行政裁判所ノ斷定ヲ受クルコトヲ免レス

抑々訴訟ヲ判定スルハ司法裁判所ノ職任トス而シテ別ニ行政裁判所アルハ何ソヤ司法裁判所ハ民法上ノ爭訟ヲ判定スルヲ以テ當然ノ職トシ而シテ憲法及法律ヲ以テ委任サレタル行政官ノ處分ヲ取消スノ權力ヲ有セサルナリ何トナレハ司法權ノ獨立ヲ要スルカ如ク行政權モ亦司法權ニ對シ均ク其ノ獨立ヲ要スレハナリ若行政權ノ處置ニシテ司法權ノ監督ヲ受ケ裁判所ヲシテ行政ノ當否ヲ判定取舍スルノ任ニ居ラシメハ即チ行政官ハ正ニ司法官ニ隸屬スル者タルコトヲ免レス而シテ社會ノ便益ト人民ノ幸福ヲ便宜ニ經理スルノ餘地ヲ失フヘキナリ行政官ノ措置ハ其ノ職務ニ依リ憲法上ノ責任ヲ有シ從テ其ノ措置ニ抗拒スル障害ヲ除去シ及其ノ措置ニ由リ起ル所ノ訴訟ヲ裁定スルノ權ヲ有スヘキハ固ヨリ當然ニシテ若此ノ裁定ノ權ヲ有セサルトキハ行政ノ効力ハ麻痺消燼シテ憲法上ノ責任ヲ盡スニ由ナカルヘキナリ此レ司法裁判ノ外ニ行政裁判ノ設ヲ要スル所以ノ一ナリ行政ノ處分ハ以テ



公益ヲ保持セムトス故ニ時アリテ公益ノ爲ニ私益ヲ枉ルコトアルハ亦事宜ノ必要ニ出ル者アリ而シテ行政ノ事宜ハ司法官ノ通常慣熟セサル所ニシテ之ヲ其ノ判決ニ任スルハ危道タルコトヲ免レス故ニ行政ノ訴訟ハ必行政ノ事務ニ密切練達ナルノ人ヲ得テ以テ之ヲ聽理セサルコトヲ得ス此レ司法裁判ノ外ニ行政裁判ノ設ヲ要スル所以ノ二ナリ但シ行政裁判所ノ構成ハ亦必法律ヲ以テ之ヲ定ムルヲ要スルコト司法裁判所ト異ナルコトナキナリ

明治五年司法省第四十六號達ハ凡ソ地方官ヲ訟フル者皆裁判所ニ於テセシメタリシニ地方官吏ヲ訟フルノ文書法廷ニ帽集シ俄ニ司法官行政ヲ牽制スルノ弊端ヲ見ルニ至レリ七年第二十四號ノ達ハ始メテ行政裁判ノ名稱ヲ設ケ地方官ヲ訟フル者ハ司法官ニ於テ具狀シテ太政官ニ申稟セシム是レ姑ク一時ノ弊ヲ救フニ過キスシテ而シテ行政裁判所ノ構成ハ仍之ヲ將來ニ期シタリ

本條ニ行政官廳ノ違法ノ處分ト謂フトキハ法律又ハ正當ナル職權ニ依ルノ

處分ハ之ヲ訴フルコトヲ得サルコト知ルヘキナリ例之ハ公益ノ爲ニ所有ヲ制限スルノ法律ニ依ル處分ヲ受クル者ハ之ヲ訴フルコトヲ得サルナリ本條ニ又權利ヲ傷害セラレタリトスル者ト謂フトキハ單ニ利益ヲ傷害セラレタリトスル者ハ請願ノ自由アリテ行政訴訟ノ權ナキコト知ルヘキナリ例之ハ鐵道ヲ開クノ工事アリ行政官ハ定規ノ手續ニ遵由シテ其ノ線路ヲ定メタルニ地方ノ人民他ノ線路ヲ取ルノ利益アリトシテ之ヲ爭フ者アラム此レ其ノ爭ハ單ニ利益ニ屬シテ權利ニ屬セサルカ故ニ之ヲ當該官廳ニ請願スルコトヲ得ルモ之ヲ行政裁判ニ訴フルコトヲ得サルナリ

## 第六章 會計

會計ハ國家ノ歲出歲入ヲ整理スル所ノ行政ノ要部ニシテ臣民ノ生計ト密切ノ關鍵ヲ爲ス者ナリ故ニ憲法ハ殊ニ之ヲ慎重シテ帝國議會ノ協賛及監督ノ權限ヲ明確ニス



第六十二條 新ニ租稅ヲ課シ及稅率ヲ變更スルハ法律ヲ以テ之ヲ定ムヘシ  
但シ報償ニ屬スル行政上ノ手數料及其ノ他ノ收納金ハ前項ノ限ニ在ラス

國債ヲ起シ及豫算ニ定メタルモノヲ除ク外國庫ノ負擔トナルヘキ契約ヲ爲スハ帝國議會ノ協賛ヲ經ヘシ

新ニ租稅ヲ課スルニ當テ議會ノ協賛ヲ必要トシ之ヲ政府ノ專行ニ任セサルハ立憲政ノ一大美果トシテ直接ニ臣民ノ幸福ヲ保護スル者ナリ蓋既ニ定マレル現稅ノ外ニ新ニ徵額ヲ起シ及稅率ヲ變更スルニ當テ適當ノ程度ヲ決定スルハ專ラ議會ノ公論ニ倚賴セサルコトヲ得ス若此ノ有効ナル憲法上ノ防範ナカリセハ臣民ノ富資ハ其ノ安固ヲ保證スルコト能ハサラムトス  
第二項報償ニ屬スル行政上ノ手數料及其ノ他ノ收納金トハ各個人ノ要求ニ

由リ又ハ各個人ニ利益ヲ予フル爲ノ政府ノ事業又ハ事務ニ對シ上納セシムル者ニシテ普通ノ義務トシテ賦課スル所ノ租稅ト其ノ性質ヲ殊ニスル者ヲ謂フ即鐵道切符料倉庫料學校授業料ノ類ハ行政命令ヲ以テ之ヲ定ムルコトヲ得ヘク必シモ法律ニ依ルヘキノ限ニ在ラサル者トス但シ行政上ノ手數料ト謂フトキハ司法上ノ手數料ト其ノ類ヲ異ニスルコト知ルヘキナリ  
第三項國債ハ將來ニ國庫ノ負擔義務ヲ約束スル者ナリ故ニ新ニ國債ヲ起スニハ必議會ノ協賛ヲ取ラサルヘカラス豫算ノ効力ハ一ノ會計年度ニ限ル故ニ豫算ノ外ニ涉リ將來ニ國庫ノ負擔タルヘキ補助保證及其ノ他ノ契約ヲ爲スハ皆國債ニ同シク議會ノ協賛ヲ要スルナリ

第六十三條 現行ノ租稅ハ更ニ法律ヲ以テ之ヲ改メサル限ハ舊ニ依リ之ヲ徵收ス

前條已ニ新ニ課スルノ租稅ハ必法律ヲ以テ之ヲ定ムヘキコトヲ保明シタリ而シテ本條ハ現行ノ租稅ハ嗣後更ニ新定ノ法律ヲ以テ之ヲ改正スルノ事ア



ラサル限ハ總テ從前ノ舊制及舊稅率ニ依遵シテ之ヲ徵收スヘキコトヲ定ム  
蓋國家ハ其ノ必要ノ經費ニ供スル爲ニ一定ノ歲入アルヲ要ス故ニ現行租稅  
ニ屬スル國家ノ歲入ハ憲法ニ由テ移動セサルノミナラス憲法ハ更ニ明文ヲ  
以テ之ヲ確定シタリ

(附記) 之ヲ歐洲各國ニ參考スルニ毎一年ニ徵稅ノ全部ヲ議會ノ議ニ付ス  
ルハ其ノ實多クハ無用ノ形式タルニ拘ラス一般ニ理論ノ貴重スル所トナ  
リ或國ノ憲法ハ租稅議決ノ効力ハ一年ニ限り明文ヲ以テ之ヲ更新スルニ  
非サレハ一年以外ニ存立セサルコトヲ掲ケタリ今其ノ由テ來タル所ヲ推  
究スルニ其ノ一ハ歐洲中古各國ノ君家ハ家事ヲ以テ國務ト相混シ家産ヲ  
以テ國費ニ充テ私邑ヲ封殖シテ其ノ租入ヲ取り以テ文武需要ニ供給シタ  
リシニ其ノ後常備兵ノ設軍需鉅大ナルト及宮室園囿ノ費トニ因リ内庫缺  
乏スルニ至リ國中ノ豪族ヲ召集シ其ノ貢獻ヲ徵シ以テ歲費ヲ補給スルノ  
方法ヲ取リタリ此レ乃歐洲各國ニ於ケル租稅ノ起源ハ實ニ人民ノ貢獻寄

附タルニ過キス 瓦敦堡憲法第九條ニ王室財産ノ收入ニシテ足ラサルトキハ  
租稅ヲ徵收シテ國費ヲ支給スヘシト云ヘルハ其ノ一證ナリ  
故ニ國民ハ王家壓クコト無キノ徵求ヲ防制スル爲ニ政府ヲシテ其ノ必要  
ヲ證明シ以テ國民ノ承諾ヲ經ルヲ要セシメ承諾ナケレハ租稅ナシト謂ヘ  
ルノ約束ヲ以テ國憲ノ大則トスルニ至レリ此レ歷史上ノ沿革ヨリ來ル者  
ナリ其ノ二ハ主權在民ノ主義ニ據リ國民ハ全部ノ租稅ニ對シ專ラ自由承  
諾ノ權ヲ有シ國民ニシテ租稅ヲ承諾セサルトキハ政府ハ其ノ存立ヲ失フ  
ヲ以テ自然ノ結果トスヘシト謂ヘル極端ノ論ヨリ來ル者ナリ抑々此ノ歷  
史上ノ遺傳ト架空ノ理論トハ兩々抱合シテ以テ各國ノ憲法ノ上ニ強大ナ  
ル勢力ヲ有シ牢固ニシテ破ルヘカラサルニ至レルニ拘ラス願ミテ其ノ實  
際如何ト問フニ至テハ英國ニ在テハ地租關稅物產稅印紙稅ハ常久ニ之ヲ  
徵收シ固定資金ニ拂ヒ込ム者計ソ歲入ノ全部七分ノ六ニ居ル 「ダイシ」氏  
ニ據ル〇千  
八百八十四年ノ統計ニ據ルニ歲入全部八千七百二十萬五千八百四十四磅ニシテ其  
ノ千四百萬磅ハ毎年議決ニ依リ徵收スル者トシ其ノ七千三百萬磅餘ハ經常法ニ  
依リ徵  
收ス 此レ乃昔日ノ因襲ト及法律ノ効力ニ依リ經常不動ノ歲入トシ毎年



ニ議ニ付スルコトヲ要セサル者ナリ普國ハ憲法第九條ニ依リ現稅ハ舊ニ依ルノ條規ヲ實行シタリ彼ノ理論ノ巢窟タル所ノ佛國ニ於テモ其ノ著述者ノ言ニ據ルニ毎年租稅ヲ議スルノ原則ハ依違ノ間ニ之ヲ施行スルニ過キス<sup>「ポリーウ」氏財政學第三版第二卷七十五頁及七十六頁</sup>而シテ其ノ殊ニ毎年討議シテ以テ稅率ヲ定ムル所ノ直稅ノ如キモ亦既ニ其ノ不便ヲ論スル者アリ蓋之ヲ立國ノ原理ニ求ムルニ國家ノ成立ハ永久ニシテ假設ノ物ニ非ス故ニ國家其ノ永久ノ存立ヲ保ツ爲ノ經費ノ大局ハ毎一年ニ移動ヲ爲スヘキニ非ス而シテ何人モ及何等ノ機關モ必要經費ノ源ヲ杜塞シテ以テ國家ノ成立ヲ戕害スルノ權利ナカルヘキナリ彼ノ歐洲各國ノ中古ノ制度ノ如キハ國家常存ノ資源ハ王室ノ財產ニ在テ租稅ニ在ラス故ニ人民ハ隨意ニ納稅ノ諾否ヲ毎一年ニ限ルコトヲ得ヘキモ近世國家ノ原理漸ク論定ヲ得ルニ至テハ國家ノ經費ハ租稅ノ正供ニ資ルヘク而シテ殊ニ國家ノ存立ニ必要ナル經常稅ノ徵收ハ專ラ國權ニ據ル者ニシテ人民ノ隨意ナル獻饋ニ因ル者ニ非サル

コト既ニ疑ヲ容ルヘキノ餘地アルコトナキナリ

我カ國上古ヨリ國家ノ經費ハ之ヲ租稅ニ取リ中古三稅<sup>租庸調</sup>ノ法ヲ定メ國民ヲシテ均ク納稅ノ義務アラシメ正供ノ外ニ徵求ノ路ヲ開クコトヲ假ラズ現在各種稅法皆常經アリテ毎年移動ノ方法ニ由ル者アルコトナシ今憲法ニ於テ現行稅ヲ定メテ經常稅トナシ其ノ將來ニ變更アルヲ除ク外總テ舊ニ依リ徵收セシムルハ之ヲ國體ニ原ツケ之ヲ理勢ニ酌ミ紛更ヲ容レサル者ナリ

第六十四條 國家ノ歲出歲入ハ毎年豫算ヲ以テ帝國議會ノ

協賛ヲ經ヘシ

豫算ノ款項ニ超過シ又ハ豫算ノ外ニ生シタル支出アルト

キハ後日帝國議會ノ承諾ヲ求ムルヲ要ス

豫算ハ以テ會計年度ノ爲ニ歲出歲入ヲ豫定シ行政機關ヲシテ其ノ制限ニ準



據セシメムトス國家ノ經費ニ豫算ヲ設クルハ財政ヲ整理スルノ初步發軔タリ而シテ豫算ヲ議會ニ付シ其ノ協賛ヲ經及豫算ニ依リ支費スルノ後仍超過支出及豫算外ノ支出ヲ以テ議會ノ監督ニ付シ事後承諾ヲ求ムルニ至テハ之ヲ立憲制ノ成果トスルニ足ルナリ

豫算ノ事大寶ノ令ニ見ル所ナシ徳川氏ノ時各官衙ニ定額アリテ而シテ豫算ナシ維新ノ後仍舊慣ニ因リ國庫又ハ各廳ニ於テ逐次出納スルニ止マル明治六年大藏省ニ於テ始メテ歲入出見込會計表ヲ作り太政大臣ニ呈出ス我カ政府ノ豫算ヲ以テ公文トスルハ此ヲ以テ始トス七年ニ同年度ノ豫算會計表ヲ作り嗣後逐年ニ豫算ノ科目及様式ヲ改良シ十四年ニ會計法ヲ頒布スルニ至テ稍整頓ニ就キ十七年ニ歲入出豫算條規ヲ施行シ益々成緒ヲ見ルコトヲ得タリ十九年ニ勅令ヲ以テ豫算ヲ發布ス此ヲ式ニ依リ豫算ヲ公布スルノ初トス而シテ豫算ノ制ハ實ニ會計上必要ノ準繩トナルニ至レリ本條ハ更ニ進ミテ豫算ヲ議會ニ付スルノ制ヲ取ラムトス蓋豫算ヲシテ正當明確ナラシメ又

其ノ正當明確ナルコトヲ公衆ニ證明シ及行政官衙ヲシテ豫算ヲ遵守スルノ必然ノ義務アラシムルハ之ヲ議會ニ付スルヨリ最モ緊切ナル効力ヲ見ルニ若クハナカルヘシ

茲ニ辯明ヲ要スル者ハ各國ニ於テ豫算ヲ以テ一ノ法律ト認メタルコト是ナリ抑々豫算ハ單ニ一年ニ向テ行政官ノ遵守スヘキ準繩ヲ定ムル者ナルニ過キス故ニ豫算ハ特別ノ性質ニ因リ議會ノ協賛ヲ要スル者ニシテ本然ノ法律ニ非サルナリ唯然リ故ニ法律ハ以テ豫算ノ上ニ前定ノ効力ヲ有スヘク而シテ豫算ハ以テ法律ヲ變更スルノ作用ヲ爲スコトヲ得ス豫算ヲ以テ法律ヲ變更スルハ豫算議定權ノ適當ナル範圍ヲ越ユル者ナリ彼ノ各國ニ於テ豫算ヲ以テ法律ト稱ヘタルハ或ハ豫算ノ議定ヲ過重シテ議院無限ノ權トスルニ因リ又或ハ凡ソ議院ノ議ヲ經ル者ハ總テ法律ヲ以テ稱呼スルノ謬ヲ蹈ムニ因ルニ過キス抑々法律ハ必議會ノ議ヲ經ト謂フコトヲ得ヘシ而シテ議會ノ議ヲ經ル者ハ必法律ト名クト謂フコトヲ得サルナリ何トナレハ議會ノ承諾ヲ



經ルモ其ノ特別ノ一事ニ限り普通ニ遵由セシムルノ條則ニ非サル者ハ固ヨ  
 リ法律ト其ノ性質ヲ殊ニスレハナリ  
 第二項歳出ノ豫算ノ款項ニ超過スル者アルカ又ハ豫算ノ外ニ生シタル費用  
 ノ支出ヲナシタルトキハ議會ノ事後承諾ヲ求ムルハ政府已ムヲ得サルノ處  
 分ニ於テ仍議會ノ監督ヲ要スルナリ蓋精確ナル豫算ハ過剩アルヨリモ寧不  
 足アルハ往々避クヘカラサルノ事實ナリ各大臣ハ豫算ニ拘束セラレテ既ニ  
 不要トナリタル豫定ノ政費ヲ支出スルノ責ヲ有セサルカ如ク已ムヲ得サル  
 ノ必要ニ由リ生シタル豫算超過及豫算ノ外ノ支出ヲ施行スルモ亦憲法ノ禁  
 スル所ニ非ス何トナレハ大臣ノ職務ハ獨豫算ニ關ル國會ノ協賛ニ由リ指定  
 セラル、ノミニ非スシテ寧至高ノ模範タル憲法及法律ニ依リ指定セラル、  
 者ナレハナリ故ニ憲法上ノ權利又ハ法律上ノ義務ヲ履踐スル爲ニ必要ナル  
 供需アルニ際シ大臣ハ豫算ニ不足ヲ生シ又ハ豫算中ニ正條ナキノ故ヲ以テ  
 其ノ政務ヲ廢スルコトヲ得ス而シテ已ムヲ得サルノ超過及豫算外ノ支出ハ

仍適法ノ事タルコトヲ失ハサルナリ抑々適法ノ事ニシテ猶事後承諾ヲ要ス  
 ルハ何ソ乎行政ノ必要ト立法ノ監督トヲシテ兩々並行互相調和セシムル所  
 以ナリ蓋國家モ一蓋個人ト同ク濫費冗出ノ情弊アルハ免レサルノ弱點タル  
 カ故ニ豫算ノ議決款項ヲ細密ニ履行スルハ此ヲ以テ政府ノ重要義務トセサ  
 ルコトヲ得ス 英國千八百四十九年三月三十日ノ衆議院ノ議決ニ云國會經費ノ科  
 額ヲ決定シタルトキハ其ノ經費ヲシテ其ノ目的ノ爲ニ委任セラレ  
 タル額ニ超過セザラシムルコトニ注意ス 而シテ已ムヲ得サルノ超過支出及豫  
 算外支出アルハ異例ノ事トシ若議會ニ於テ濫費違法ノ情弊ヲ發見シ其ノ必  
 要ナルコトヲ認メサルトキハ以テ法律上ノ爭議ヲ提起スルコトヲ得サルモ  
 以テ政事上ノ問題ヲ媒介スルコトヲ得ヘシ但シ財政上政府ノ既ニ支出シタ  
 ル費額及政府ノ爲ニ生シタル義務ニ付テハ其ノ結果ヲ變動スルコト能ハサ  
 ルノミ豫算款項ノ超過ハ議會ニ於テ議決セル定額ヲ超エ支出シタルヲ謂フ  
 豫算ノ外ニ生シタル支出トハ豫算ニ設ケタル款項ノ外ニ豫見セサルノ事項  
 ノ爲ニ支出シタルヲ謂フ 普國檢査院章程第十九條ニ云憲法第百四條ニ謂ヘル豫  
 算超過トハ豫算ニ於テ各項ノ流用ヲ許シ此ノ項ノ少支



出ヲ以テ彼ノ項ノ多ク支出ヲ補充シ得ルモノ外第九十九條ニ從ヒ既ニ確定シタル會計豫算ノ各款各項ハ又議院ノ承認シタル特別豫算ノ各項ニ違ヘル多額ノ支出ヲ請フ豫算超過及豫算外ノ支出ノ證明ハ翌年ニ兩議院ニ提出シテ其ノ承諾ヲ受クヘシト此レ其ノ憲法第四條ノ遺漏ヲ補注シ并ニ豫算超過ヲ推シテ豫算外ノ支出ニ及ホス者ナリ

(附記) 豫算超過ノ支出ハ各國ノ會計ニ於テ實際ノ免レサル所ナリ英國千八百八十五年收入支出監督條規トシテ議院ノ議決スル所ニ依ルニ毎年ノ決算ハ最後ニ下院ノ決算委員ニ於テ之ヲ審査シ各科目ニ付議決ノ金額ニ超過シタル支費アルトキハ立法ノ認可ヲ經ヘシト云ヘリ「コックス」氏ニ據テ著シテ云國會ノ議定費額ハ豫算調製ノ當時ニ在リテハ十分餘裕アルカ如キモ實際ニ缺乏ヲ告ケ次年度ニ於テ不足ヲ補充スルノ費目アルハ少シトセスト蓋英兩國ハ事後承諾及補充議決ノ普國ハ事後承諾ノ方法ヲ取り而シテ憲法ニ之ヲ明言セリ伊國ハ半ハ現年度ニ於ケル豫算修正ノ方法ヲ取り半ハ事後承諾ノ方法ヲ取レリ千八百六十年ノ法佛國ハ豫算ニ定メタル經費ニシテ當然ノ理由ニ因リ不足ヲ生シタル者ハ補充費トシ豫見セサル事項又ハ豫算ニ定メタル事務ニシテ既定ノ區域ノ外ニ擴張スル者ハ非常費トシ補充費非常費ハ

皆法律ヲ以テ之ヲ許可スヘキ者トシ國會閉會ノ場合ニ於テハ參議院ノ發議ニ由リ內閣會議ヲ經命令ヲ以テ假ニ之ヲ許可シ而シテ其ノ命令ハ次回ノ國會ニ於テ承諾ヲ受クヘキ者トシタリ千八百七十八年法

第六十五條 豫算ハ前ニ衆議院ニ提出スヘシ

本條豫算議案ヲ以テ衆議院ニ最先ノ特權ヲ付シタリ蓋豫算ヲ議スルハ政府ノ財務ト國民ノ生計トヲ對照シ兩々顧應シ豊儉ノ程度ヲ得セシムルヲ要ス此レ乃衆民ノ公選ニ依リ成立スル代議士ノ職任ニ於テ尤緊切ナリトスル所ナリ

第六十六條 皇室經費ハ現在ノ定額ニ依リ毎年國庫ヨリ之

ヲ支出シ將來増額ヲ要スル場合ヲ除ク外帝國議會ノ協賛ヲ要セス

第六十四條ニ豫算ハ帝國議會ノ協賛ヲ經ヘキコトヲ定メタリ而シテ本條ハ



皇室經費ノ爲ニ其ノ例外ヲ示ス者ナリ

恭テ按スルニ皇室經費ハ天皇ノ尊嚴ヲ保ツ爲ニ缺クヘカラサルノ經費ヲ供給スル國庫最先ノ義務タリ其ノ使用ハ一ニ宮廷ノ事ニ係リ議會ノ問フ所ニ非ス從テ議會ノ承諾及検査ヲ要スルコトナカルヘキナリ皇室費額ヲ豫算及決算ニ記載スルハ支出總額ノ成分ヲ示ス者ニ過キスシテ之ヲ議會ノ議ニ付スルノ一欸トナスニ非サルナリ而シテ其ノ將來ニ増額ヲ要スルニ當リ仍議會ノ協賛ヲ要スルハ其ノ臣民ニ負擔セシムルノ租稅ト密切ナル關係ヲ有スルヲ以テ之ヲ衆議ニ詢ハムトスルナリ

第六十七條 憲法上ノ大權ニ基ツケル既定ノ歲出及法律ノ結果ニ由リ又ハ法律上政府ノ義務ニ屬スル歲出ハ政府ノ同意ナクシテ帝國議會之ヲ廢除シ又ハ削減スルコトヲ得ス

憲法上ノ大權ニ基ツケル既定ノ歲出トハ第一章ニ掲ケタル天皇ノ大權ニ依レル支出即チ行政各部ノ官制陸海軍ノ編制ニ要スル費用文武官ノ俸給并ニ外國條約ニ依レル費用ニシテ憲法施行ノ前ト施行ノ後トヲ論セス豫算提議ノ前ニ既ニ定マレル經常費額ヲ成ス者ヲ謂フ法律ノ結果ニ由ル歲出トハ議院ノ費用議員ノ歲費手當諸設ノ恩給年金法律ニ依レル官制ノ費用及俸給ノ類ヲ謂フ法律上政府ノ義務ニ屬スル歲出トハ國債ノ利子及償還會社營業ノ補助又ハ保證政府ノ民法上ノ義務又ハ諸般ノ賠償ノ類ヲ謂フ

蓋憲法ト法律トハ行政及財務ノ上ニ至高ノ標準ヲ示ス者ニシテ國家ハ立國ノ目的ヲ達スル爲ニ憲法ト法律トヲ以テ最高ノ主位ヲ占領セシメ而シテ行政ト財務トヲ以テ此レニ從屬セシメサルヘカラサルナリ故ニ豫算ヲ議スル者ハ憲法ト法律トニ準據シ憲法上及法律上國家ノ制置ニ必要ナル資料ヲ給備スルヲ以テ當然ノ原則トセサルヘカラス其ノ他前定ノ契約及民法上又ハ諸般ノ義務ハ均ク法律上ノ必要ヲ生スル者トス若議會ニシテ豫算ヲ議スル



ニ當リ憲法上ノ大權ニ準據セル既定ノ額又ハ法律ノ結果ニ由リ及法律上ノ義務ヲ履行スルニ必要ナル歳出ノ廢除削減スルコトアラハ此レ即チ國家ノ成立ヲ破壞シ憲法ノ原則ニ背ク者トセサルコトヲ得ス但シ既定ノ歳出ト謂フトキハ其ノ憲法上ノ大權ニ基ツクニ拘ラス新置及増置ノ歳出ハ仍議會ニ於テ論議ノ自由ヲ有スルナリ而シテ政府ノ同意ヲ經ルトキハ憲法上既定歳出及法律ノ結果ニ由リ又ハ義務ノ必要ニ由ル者ト雖法律及時宜ノ許ス限ハ仍省略修正スルコトヲ得ヘキナリ

(附記)「ボーリウ」氏ノ著論ニ據ルニ瑞典ニ於テハ國會ニシテ歳出ヲ削減シ現在建設ノ事業ヲ繼續スルニ足ラサル場合ニ於テハ國王ノ認許ヲ得スシテ之ヲ決議スルコト能ハス瑞典憲法第八十九條其ノ他、獨逸各邦ニ於テ議會ハ憲法上ノ義務又ハ法律及民法上ノ義務ニ生スル必要ナル歳出ヲ拒ムコトヲ得サルノ主義ヲ掲クル者ハ「ブラウンシュ、ワイヒ」憲法第七十三條「オルデンブルヒ」憲法第八十七條「ハノーフル」憲法第九十一條「サクソン、マイニンゲ

ン」憲法第八十一條是ナリ又一タヒ豫算ヲ以テ定メタルノ經費ハ其ノ事項又目的ノ消滅セサル間ハ國會ノ承諾ナクシテ之ヲ増加スルコトヲ得ス政府ノ承諾ナクシテ之ヲ削減スルコトヲ得サルコトヲ定ムル者ハ「アルデンブルヒ」憲法第二百三條是ナリ、此レ皆各國ノ舊慣又ハ成文ニ存スル者ニシテ而シテ近世國家原理ノ發達ト符合スル者ナリ茲ニ附記シテ以テ參考ニ備フ

### 第六十八條 特別ノ須要ニ因リ政府ハ豫メ年限ヲ定メ繼續費トシテ帝國議會ノ協賛ヲ求ムルコトヲ得

歳費ハ毎年ニ議定スルヲ以テ常トス蓋國家ノ務ハ活動變遷シテ一定ノ繩尺ヲ以テ概律スヘカラス故ニ國家ノ費用ハ亦前年ヲ以テ後年ニ推行スヘカラス但シ本條特別ノ須要アル場合ニ對シ例外ヲ設クルハ陸海軍費ノ一部又ハ工事製造ノ類數年ヲ期シ其ノ成功ヲ見ルヘキ者議會ノ協賛ヲ以テ數年ニ亘ルノ年限ヲ定ムルコトヲ得ルナリ



第六十九條 避クヘカラサル豫算ノ不足ヲ補フ爲ニ又ハ豫算ノ外ニ生シタル必要ノ費用ニ充ツル爲ニ豫備費ヲ設クヘシ

本條ハ豫備費ノ設ヲ以テ豫算ノ不足及豫算ノ外ノ必要ナル費用ヲ補給スルコトヲ定ム蓋第六十四條ハ豫算超過及豫算外支出ニ付議會ノ事後承諾ヲ求ムヘキコトヲ掲ケタリ而シテ其ノ超過及額外支出ハ何等ノ財源ニ資リテ以テ之ヲ供給スル乎ヲ指示セス此レ本條ニ豫備費ノ設ヲ定ムルヲ必要トスル所以ナリ

(附記) 各國豫備費ノ設ヲ參考スルニ荷蘭ニ於テハ各省ニ豫備費五萬フロリンヲ置キ又政府一般ノ爲ニ五萬フロリンヲ置キ以テ議決科目ノ不足ヲ補給スルニ備フ伊國千八百六十九年ノ會計法ハ豫算ノ中ニ豫備費ヲ設クルコトヲ掲ケ豫算定額ノ避クヘカラサル不足ニ應スル爲ニ二項ノ定額ヲ許可ス其ノ一ハ義務ト及命令ニ依リ生スル經費ヲ支辨スヘキ豫備費トシ

四百萬<sup>フ</sup> 其ノ二ハ別ニ一項ヲ爲スヘキ豫知スヘカラサル經費ノ爲ノ豫備費トス<sup>四百萬<sup>フ</sup></sup> 其ノ第一豫備ノ使用ハ會計検査院ノ登記ヲ經テ大藏長官之ヲ施行シ第二豫備ノ使用ハ大藏長官ノ發議ニ由リ内閣會議ヲ經テ勅令ヲ以テ之ヲ定ム普國ハ各省ニ豫備費ヲ置キ更ニ大藏省ニ非常豫備費ヲ置ク此レ皆豫算ノ不足ト豫算ノ外ノ必要ヲ補充スル爲ニ豫メ設クル者ナリ瑞典ハ豫見セサル場合ニ備フル爲ニ國債局ノ收入ヨリ二種ノ豫備金ヲ設ケ其ノ第一種ハ國家ノ防禦又ハ重要緊急ナル事件ニ備ヘ第二種ハ戰時ノ用ニ備フ此レ亦別ニ一法タリ

第七十條 公共ノ安全ヲ保持スル爲緊急ノ需用アル場合ニ於テ内外ノ情形ニ因リ政府ハ帝國議會ヲ召集スルコト能ハサルトキハ勅令ニ依リ財政上必要ノ處分ヲ爲スコトヲ得

前項ノ場合ニ於テハ次ノ會期ニ於テ帝國議會ニ提出シ其



ノ承諾ヲ求ムルヲ要ス

本條ノ解釋ハ既ニ第八條ニ具ハル但シ第八條ト異ナル所ノ者ハ第八條ハ憲法ニ於テ議會開會セサルトキハ臨時會ノ召集ヲ要セス本條ハ議會開會セサルトキハ臨時會ノ召集ヲ要ス而シテ内外ノ情形ニ由リ議會ヲ召集シ能ハサルトキニ限り始メテ議會ノ叶同ヲ待タスシテ必要ノ處分ヲ施スコトヲ得蓋本條ハ專ラ財政ニ關ルヲ以テ更ニ一層ノ慎重ヲ加フルナリ

所謂財政上必要ノ處分トハ立法議會ノ協賛ヲ經ヘキ者ニシテ而シテ臨時緊急ノ場合ノ爲ニ協賛ヲ經スシテ處分スルヲ謂フ

臨時財政ノ處分ニシテ將來ニ國庫ノ爲ニ義務ヲ生スル者若議會ノ事後承諾ヲ得サルトキハ何等ノ結果ヲ生スヘキ乎蓋議會ノ承諾ヲ拒ムハ將來ニ繼行スルノ効力ヲ拒ム者ニシテ其ノ既ニ行ヘル過去ノ處分ヲ追廢スルニ非ス

第八條ノ說明ニ之ヲ詳ニス故ニ勅令ニ依リ既ニ生シタルノ政府ノ義務ハ議會之ヲ廢スルコト能ハス抑々事若此ニ至ラハ國家不祥ノ結果トシテ視サルコトヲ得ス此

レ本條ノ國家ノ成立ヲ保護スル爲ニ至テ已ムヲ得サルノ處分ヲ認メ又議會ノ權ヲ存崇シテ尤慎重ノ意ヲ致ス所以ナリ

第七十一條 帝國議會ニ於テ豫算ヲ議定セス又ハ豫算成立

ニ至ラサルトキハ政府ハ前年度ノ豫算ヲ施行スヘシ

議會自ラ議定ノ結局ヲ爲サスシテ閉會ニ至ルトキハ之ヲ豫算ニ議定セストス兩議院ノ一ニ於テ豫算ヲ廢棄シタルトキハ之ヲ豫算成立ニ至ラストス其ノ他議會未ダ豫算ヲ議決セスシテ停會又ハ解散ヲ命セラレタルトキハ其ノ再ヒ開會スルノ日ニ至ルマテ亦豫算成立セサルノ場合トス

議會ニ於テ豫算ヲ議定セス又ハ豫算成立ニ至ラサルトキハ其ノ結果ハ大ニシテハ國家ノ存立ヲ廢絶シ小ニシテハ行政ノ機關ヲ麻痺セシムルニ至ル千八百七十七年北米合衆國ニ於テ國會陸軍ノ豫算ヲ議定スルコトヲ遷延シタルカ爲ニ三月ノ間兵士ノ給養ヲ缺クコトヲ致セリ同年澳斯特刺利ニ於テメ<sup>ル</sup>ボル<sup>ン</sup>ノ議院ハ豫算ノ全部ヲ廢棄シタリ是レ民主主義ノ上ニ結架セル邦



國ノ情態ニシテ我カ國體ノ固ヨリ取ルヘキ所ニ非サルナリ乃或國ニ於テ此ノ場合ヲ以テ一ニ勢力ノ判決スル所ト爲シ議會ニ拘ラスシテ政府ノ專意ニ任シ財務ヲ施行セルカ如キモ(普國千八百六十二年ヨリ六十六年ニ至ル)亦非常ノ變例ニシテ立憲ノ當然ニ非サルナリ我カ憲法ハ國體ニ基ツキ理勢ニ酌ミ此ノ變狀ニ當リ前年ノ豫算ヲ施行スルヲ以テ終局ノ處分トスルコトヲ定メタリ

第七十二條 國家ノ歲出歲入ノ決算ハ會計検査院之ヲ検査確定シ政府ハ其ノ検査報告ト俱ニ之ヲ帝國議會ニ提出スヘシ

會計検査院ノ組織及職權ハ法律ヲ以テ之ヲ定ム

豫算ハ會計ノ初トシ決算ハ會計ノ終トス議會ノ會計ヲ監督スルニ其ノ方法ニツアリ即チ一ハ期前ノ監督ニシテ二ハ期後ノ監督トス期前ノ監督トハ次

年度ノ豫算ヲ承諾スルヲ謂ヒ期後ノ監督トハ經過セル年度ノ決算ヲ審査スルヲ謂フ此ノ期後ノ監督ヲ取ル爲ニ政府ハ會計検査院ノ検査ヲ經タル決算ヲ以テ該院ノ報告ヲ併セテ議會ニ提出スルノ義務アリ  
検査院ノ職掌ハ一ニ各部ノ出納官ノ證明ヲ検査シ其ノ責任ヲ解除スルニ在リ二ニ支拂命令官ノ處分ヲ監督シテ其ノ豫算超過豫算外ノ支出及豫算又ハ法律勅令ニ違反シタル事件ヲ検査スルニ在リ三ニ國庫ノ總決算及各省決算報告ヲ検査シ各出納官ノ報呈シタル各部會計ノ積數ト對照シ以テ之ヲ確定スルニ在リ

會計検査院ノ行政上ノ検査ハ議會ノ立法上ノ検査ノ爲ニ準備ノ地ヲ爲ス者ナリ故ニ議會ハ検査院ノ報告ト俱ニ政府ノ決算書ヲ受ケテ其ノ正當ナルヲ承諾シ之ヲ決算スヘシ  
會計検査院ハ政府ノ會計ヲ監査スル爲ニ獨立ノ資格ヲ有セサルヘカラス故ニ其ノ組織及職權ハ裁判官ト同ク法律ヲ以テ之ヲ定メ行政命令ノ區域ノ外ニ



在ル者トス但シ其ノ検査上ノ規程ノ如キハ仍勅令ノ定ムル所タルハキノミ

## 第七章 補則

第七十三條 將來此ノ憲法ノ條項ヲ改正スルノ必要アルト  
キハ勅令ヲ以テ議案ヲ帝國議會ノ議ニ付スヘシ此ノ場合  
ニ於テ兩議院ハ各々其ノ總員三分ノ二以上出席スルニ非  
サレハ議事ヲ開クコトヲ得ス出席議員三分ノ二以上ノ多  
數ヲ得ルニ非サレハ改正ノ議決ヲ爲スコトヲ得ス

恭テ按スルニ憲法ハ我カ天皇ノ親ク之ヲ制定シ上祖宗ニ繼キ下後世ニ遺シ  
全國ノ臣民及臣民ノ子孫タル者ヲシテ其ノ條則ニ遵由セシメ以テ不磨ノ大  
典トナス所ナリ故ニ憲法ハ紛更ヲ容サス但シ法ハ社會ノ必要ニ調熟シテ其  
ノ効用ヲ爲ス者ナリ故ニ國體ノ大綱ハ萬世ニ亘リ永遠恒久ニシテ移動スヘ

カラスト雖政制ノ節目ハ世運ト俱ニ事宜ヲ酌量シテ之ヲ變通スルハ亦已ム  
ヘカラサルノ必要タラスムアラズ本條ハ將來ニ向テ此ノ憲法ノ條項ヲ改定  
スルノ事アルヲ禁セス憲法ヲ改定スル爲ニ更ニ特別ノ要件ヲ定メタリ  
通常ノ法律案ハ政府ヨリ之ヲ議會ニ付シ或ハ議會之ヲ提出ス而シテ憲法改  
正ノ議案ハ必勅令ヲ以テ之ヲ下付スルハ何ソヤ憲法ハ天皇ノ獨リ親ラ定ム  
ル所タリ故ニ改正ノ權ハ亦天皇ニ屬スヘケレハナリ改正ノ權既ニ天皇ニ屬  
ス而シテ仍之ヲ議會ニ付スルハ何ソヤ一タヒ定マルノ大典ハ臣民ト俱ニ之  
ヲ守リ王室ノ專意ヲ以テ之ヲ變更スルコトヲ欲セサルナリ議院ニ於テ之ヲ  
議決スルニ通常過半數ノ議事法ニ依ラシメスシテ必三分ノ二ノ出席ト及多  
數ヲ望ムハ何ソヤ將來ニ向テ憲法ニ對スル慎守ノ方嚮ヲ扶持スルナリ  
本條ノ明文ニ據ルニ憲法ノ改正條項ヲ議會ノ議ニ付セラル、ニ當リ議會ハ  
議案ノ外ノ條項ニ連及シテ議決スルコトヲ得サルヘキナリ又議會ハ直接又  
ハ間接ニ憲法ノ主義ヲ變更スルノ法律ヲ議決シテ以テ本條ノ制限ヲ逃ル、



コトヲ得サルヘキナリ

第七十四條 皇室典範ノ改正ハ帝國議會ノ議ヲ經ルヲ要セ  
ス

皇室典範ヲ以テ此ノ憲法ノ條規ヲ變更スルコトヲ得ス

恭テ按スルニ憲法ノ改正ハ既ニ議會ノ議ヲ經ルヲ要ス而シテ皇室典範ハ獨  
其ノ議ヲ經ルヲ要セサルハ何ソヤ蓋皇室典範ハ皇室自ラ皇室ノ事ヲ制定ス  
而シテ君民相關カルノ權義ニ涉ル者ニ非サレハナリ若夫改正ノ必要アルニ  
當テ之ヲ皇族會議及樞密顧問ニ付スルノ條則ノ如キハ亦典範ニ於テ之ヲ制  
定スヘキ者ニシテ而シテ憲法ニ之ヲ示明スルノ要用ナシ故ニ此ノ條ニ之ヲ  
併セ掲ケサルナリ  
但シ皇室典範ノ改正ニ由リ直接又ハ間接ニ此ノ憲法ヲ變更スルノ事アラシ  
メハ憲法ノ基址ハ容易ニ移動スルノ不幸ナキコトヲ保タサラムトス故ニ本  
條特ニ憲法ノ爲ニ保障ヲ存スルノ至意ヲ示シタリ

第七十五條 憲法及皇室典範ハ攝政ヲ置クノ間之ヲ變更ス  
ルコトヲ得ス

蒸テ按スルニ攝政ヲ置クハ國ノ變局ニシテ其ノ常ニ非サルナリ故ニ攝政ハ  
統治權ヲ行フコト天皇ニ異ナラスト雖憲法及皇室典範ノ何等ノ變更モ之ヲ  
攝政ノ斷定ニ任セサルハ國家及皇室ニ於ケル根本條則ノ至重ナルコト固ヨ  
リ假攝ノ位置ノ上ニ在リ而シテ天皇ノ外何人モ改正ノ大事ヲ行フコト能ハ  
サルナリ

第七十六條 法律規則命令又ハ何等ノ名稱ヲ用キタルニ拘  
ラス此ノ憲法ニ矛盾セサル現行ノ法令ハ總テ遵由ノ効力  
ヲ有ス  
歲出上政府ノ義務ニ係ル現在ノ契約又ハ命令ハ總テ第六  
十七條ノ例ニ依ル



維新ノ後法令ノ頒布ハ御沙汰書又ハ布告及布達ト稱フ明治元年八月十三日  
 法令頒布ノ書式ヲ定メ以後被仰出御沙汰等ノ文字ヲ用キルハ行政官ニ限リ  
 其ノ他ノ五官神祇官、會計官、軍務官、外國官、刑法官及府縣ハ申達ノ字ヲ以テス五官府縣ニ於テ重  
 立タル布告ハ行政官ニ差出シ議政官決議ノ上行政官ヨリ達セシム五年正月  
 八日達ニ自今布告ニ番號ヲ附シ各省ノ布達亦同様タラシム此レヨリ始メテ  
 布告布達ノ名稱ニ區別ヲナシタリ六年七月十八日達ニ布令中揭示スヘキ者  
 ト然ラサル者トヲ區別シ布令書ノ結文ノ例ヲ定メ各廳及官員ニ達スルハ此  
 旨相達又ハ此旨可相心得トシ全國一般ニ布告スルハ此旨布告トシ華族或ハ  
 社寺ニ達スルハ此旨華士族ヘ布告又ハ此旨社寺ヘ布告トス其ノ各廳及官員  
 ニ達スル者ハ揭示ヲ要セス此レ人民ニ對スル布告ト官廳訓令トヲ區別シタ  
 ルノ始ナリ十四年十二月布告布達式ヲ定メ布告ハ太政大臣奉勅旨布告トシ  
 布達ハ太政大臣ヨリ布達シ並ニ主任ノ卿之ニ連署ス同月三日布告ニ法律規  
 則ハ布告ヲ以テ發行ス從前諸省限布達セル條規ノ類ハ自今總テ太政官ヨリ

布達ス此レ諸省布達ノ制ヲ廢シ及始メテ諸省卿ノ連署ノ制ヲ定メタルナリ  
 十九年二月二十六日ノ勅令ニ法律勅令ハ上諭ヲ以テ公布シ親署ノ後御璽ヲ  
 鈐シ内閣總理大臣及主任ノ大臣之ニ副署ス閣令ハ内閣總理大臣之ヲ發シ省  
 令ハ各省大臣之ヲ發ス以上之ヲ總フルニ維新以來ノ官令ニ御沙汰書ト曰ヒ  
 布告ト曰ヒ布達ト曰ヘルハ其ノ文式ニ依テ稱呼シタルナリ其ノ法ト曰ヒ戶籍  
 法ノ律ト曰ヒ新律綱領ノ類令ト曰ヒ徵兵令、戒類條例ト曰ヒ新聞條例ト曰ヒ改定律規  
 則ト曰フ府縣會規ノ類ハ總テ皆人民ニ公布シ遵由ノ效力ヲ有セシムルノ條則ヲ  
 謂フノ義ニシテ其ノ間ニ輕重スル所アルニ非サルナリ而シテ十九年二月二  
 十六日ノ勅令ニ至テ始メテ法律勅令ノ名稱ヲ正シタリシモ何ヲカ法律トシ  
 何ヲカ勅令トスルニ至テハ亦未タ一定ノ限界アルニ非サルナリ八年ノ元老  
 院ノ章程ニ元老院ハ新法ノ設立舊法ノ改定ヲ議定スト謂ヒ十九年二月二十  
 六日ノ勅令ニ法律ノ元老院ノ議ヲ經ルヲ要スル者ハ舊ニ依ルト謂フ然ルニ  
 八年以後布告ノ中何ヲカ指シテ法律トスヘキヤ未タ明白ナラス從テ元老院



立法ノ權限亦明劃ナラス十一年二月二十二日元老院ノ上奏ニ依ル十九年以後勅令ニシテ院議ニ付  
 スル者亦少シトセス要スルニ憲法發布ノ前ニ當テハ法律ト勅令トハ其ノ名  
 稱ヲ殊ニシテ其ノ事實ヲ同クスル者タルニ過キス而シテ其ノ名稱ニ依テ以  
 テ効力ノ輕重ヲ區別スヘカラサルハ十九年以前布告ト布達ト時アリテ區別  
 アリ時アリテ區別ナキニ異ナルコトナキナリ

故ニ憲法ノ指定スル所ニ從ヒ法律ト命令トノ區別ヲ明ニセントスルハ必立  
 法議會開設ノ時期ニ於テ其ノ始ヲ履ムコトヲ得ヘク而シテ立法議會開設ノ  
 前ニ當テハ法律規則命令其ノ他何等ノ名稱ヲ用キ何等ノ文式ヲ用キタルモ  
 此ヲ以テ其ノ効力ノ輕重ヲ判斷スルノ繩尺トスルコトヲ得ス

前日ノ公布ハ何等ノ名稱ヲ用キタルモ總テ遵由ノ効力アリトス但シ此ノ憲  
 法ニ矛盾スル者ハ憲法ノ施行ノ日ヨリ其ノ法令ノ全文或ハ或ル條章ニ限り  
 効力ヲ失フヘキナリ

前日ノ公令今日ニ現行シテ將來ニ遵由ノ力アル者ノ中ニ就テ更ニ憲法ノ定

ムル所ニ依ルトキハ必其ノ法律タルコトヲ望ム者アリ第二十條兵役第二十條租稅ノ類今過  
 去ニ沂リテ一々之ニ法律ノ公式ヲ予ヘ以テ憲法ノ文義ニ副ハシメムトスル  
 ハ形式ニ拘リ徒ニ多事ヲ爲スニ過キス故ニ本條ハ現行ノ法令條規ヲシテ總  
 テ皆遵由ノ力アラシムルノミナラス其ノ中憲法ニ於テ法律ヲ以テ之ヲ望ム  
 者ハ即チ法律トシテ遵由ノ力アラシムルコトヲ示ス者ナリ而シテ法律トシ  
 テ遵由ノ力アラシムル者ニシテ若將來ニ於テ改正ヲ要スルトキハ其ノ前日  
 ニ勅令布達ヲ以テ公布シタルニ拘ラス總テ皆法律ヲ以テ舉行スルヲ要セル  
 コト知ルヘキナリ



### 皇室典範義解

恭テ按スルニ皇室ノ典範アルハ益々其ノ基礎ヲ鞏固ニシ尊嚴ヲ無窮ニ維持スルニ於テ缺クヘカラサルノ憲章ナリ  
祖宗國ヲ肇メ一系相承ケ天壤ト與ニ無窮ニ垂ル此レ蓋言説ヲ假ラスシテ既ニ一定ノ模範アリ以テ不易ノ規準タルニ因ルニ非サルハナシ今人文漸ク進ミ遵由ノ路必憲章ニ依ル而シテ皇室典範ノ成ルハ實ニ祖宗ノ遺意ヲ明徴ニシテ子孫ノ爲ニ永遠ノ銘典ヲ貽ス所以ナリ  
皇室典範ハ皇室自ラ其ノ家法ヲ條定スル者ナリ故ニ公式ニ依リ之ヲ臣民ニ公布スル者ニ非ス而シテ將來已ムヲ得サルノ必要ニ由リ其ノ條章ヲ更定スルコトアルモ亦帝國議會ノ協贊ヲ經ルヲ要セサルナリ蓋皇室ノ家法ハ祖宗ニ承ケ子孫ニ傳フ既ニ君主ノ任意ニ制作スル所ニ非ス又臣民ノ敢テ干涉スル所ニ非サルナリ

### 第一章 皇位繼承

#### 第一條 大日本國皇位ハ祖宗ノ皇統ニシテ男系ノ男子之ヲ繼承ス

恭テ按スルニ皇位ノ繼承ハ祖宗以來既ニ明訓アリ和氣清麻呂還奏ノ言ニ曰我國家開闢以來君臣分定矣以臣爲君未之有也天之日嗣必立皇緒ト  
皇統ハ男系ニ限リ女系ノ所出ニ及ハサルハ皇家ノ成法ナリ上代獨女系ヲ取ラサルノミナラス神武天皇ヨリ崇峻天皇ニ至ルマテ三十二世曾テ女帝ヲ立ツルノ例アラス故ニ神功皇后ハ國ニ當ルコト六十九年終ニ攝位ヲ以テ終ヘタマヘリ飯豐尊政ヲ攝シ清寧天皇ノ後ヲ承ケシモ亦未タ皇位ニ即キタマハス清寧天皇崩シテ皇子ナシ亦近親ノ皇族男ナシ而シテ皇妹春日大娘アリ然ルニ皇妹位ニ即カスシテ群臣從祖履中天皇ノ孫顯宗天皇ヲ推奉ス是レ以テ上代既ニ不文ノ常典アリテ易フヘカラサルノ家法ヲ成シタルコトヲ見ル



ヘシ其ノ後推古天皇以來皇后皇女即位ノ例ナキニ非サルモ當時ノ事情ヲ推原スルニ一時國ニ當リ幼帝ノ歳長スルヲ待チテ位ヲ傳ヘタマハムトスルノ權宜ニ外ナラス之ヲ要スルニ祖宗ノ常憲ニ非ス而シテ終ニ後世ノ模範ト爲スヘカラサルナリ本條皇位ノ繼承ヲ以テ男系ノ男子ニ限り而シテ又第二十一條ニ於テ皇后皇女ノ攝政ヲ掲クル者ハ蓋皆先王ノ遺意ヲ紹述スル者ニシテ苟モ新例ヲ創ムルニ非サルナリ

祖宗ノ皇統トハ一系ノ正統ヲ承クル皇胤ヲ謂フ而シテ和氣清麻呂ノ所謂皇緒ナル者ト其ノ解義ヲ同クスル者ナリ皇統ニシテ皇位ヲ繼クハ必一系ニ限ル而シテ二三ニ分割スヘカラス天智天皇ノ言ニ曰天無雙日國無二王ト故ニ後深草天皇以來數世ノ間兩統互ニ代リ終ニ南北二朝アルヲ致シ、ハ皇家ノ變運ニシテ祖宗典憲ノ存スル所ニ非サルナリ

以上本條ノ意義ヲ約說スルニ祖宗以來皇祚繼承ノ大義炳焉トシテ日星ノ如ク萬世ニ亘リテ易フヘカラサル者蓋左ノ三大則トス

第一 皇祚ヲ踐ムハ皇胤ニ限ル

第二 皇祚ヲ踐ムハ男系ニ限ル

第三 皇祚ハ一系ニシテ分裂スヘカラス

第二條 皇位ハ皇長子ニ傳フ

第三條 皇長子在サルトキハ皇長孫ニ傳フ皇長子及其ノ子

孫皆在ラサルトキハ皇次子及其ノ子孫ニ傳フ以下皆之ニ

例ス

恭テ按スルニ菟道稚郎子ノ言ニ曰昆上而季下古今之常典ト葛野王持統天皇ニ進奏スルノ言ニ曰我國家爲法也神代以來子孫相承以襲天位若兄弟相及則亂從此興ト此レ乃祖宗以來子孫直系相傳ヘ長幼序ニ從フヲ以テ天位繼承ノ正法トス而シテ其ノ兄弟相傳フルハ反正天皇ノ履中天皇ニ於ケル允恭天皇ノ反正天皇ニ於ケルヨリ始マリ皆已ムヲ得サルニ出テ其ノ正ニ非サルナリ

第二第三條繼承ノ法ヲ一定シテ後王ノ爲ニ常典ヲ貽シ敢テ權宜左右スルコ



トヲ容サ、ルハ蓋祖宗ノ遺範ヲ恪ミ永ク亂萌ヲ後裔ニ絶ツ所以ナリ凡ソ子孫ト云ヘルハ曾孫以下皆其ノ内ニ在リ（古典ニ天神之孫也トアルハ日本書紀卷七世孫トアリ同書卷十是レ姓氏錄ノ慣用スル所ナリ）長子ノ子孫ハ次子ニ先タツハ宗統ヲ重ニスルナリ長子ノ子孫在ラサルニ至テ始メテ次子ニ移ル次子ノ子孫ノ第三子以下ニ於ケルモ亦同例トス

次條ニ皇庶子孫ノ皇位ヲ繼承スルハ皇嫡子孫皆在ラサルトキニ限ルト謂フトキハ第二第三條ハ嫡子孫ニ就テ其ノ長ヲ擇フヲ謂フ而シテ嫡子孫皆在ラサルトキハ庶子孫ニ於テ其ノ長ヲ擇フモ亦本法ニ依ルコト知ルヘキナリ

第四條 皇子孫ノ皇位ヲ繼承スルハ嫡出ヲ先ニス皇庶子孫ノ皇位ヲ繼承スルハ皇嫡子孫皆在ラサルトキニ限ル

恭テ按スルニ皇宗ノ嫡ヲ先ニシ庶ヲ後ニスルハ神武天皇庶長子手研耳命ヲ措テ綏靖天皇ヲ立テタマフニ始マル是ヲ繼嗣ノ常典トス但シ皇緒萬世一日モ曠クスヘカラス故ニ既ニ嫡出ナキトキハ庶出亦位ヲ繼クコトヲ得セシム

蓋清寧天皇崩シ皇嗣ナシ履中天皇ノ孫顯宗天皇位ヲ繼ク而シテ天皇ハ實ニ其ノ姊飯豐青尊兄仁賢天皇ト俱ニ履中天皇ノ庶出磐坂市邊押羽皇子ノ子ナリ（清寧天皇ノ妹春日大娘アリ亦庶出ナリ）武烈天皇崩シ皇嗣ナシ應神天皇五世ノ孫繼體天皇ヲ迎ヘ位ニ即ク而シテ天皇ハ實ニ應神天皇ノ庶出稚渟毛二派皇子ノ後ナリ此ノ時ニ當テ皇統絶エサルコト綫ノ如シ若庶系ヲ立ツルコトナカリセハ當時既ニ言フヘカラサルノ事アラム我カ國ノ庶出ヲ絶タサルハ實ニ已ムヲ得サルニ出ル者ナリ

皇嫡子孫皆在ラサルトキニ限ルトハ長子及次子以下及其ノ子孫ニ通シテ之ヲ謂フナリ故ニ皇庶長子ハ皇嫡幼子孫ニ先タツコトヲ得ス長系ノ皇庶孫ハ次系ノ皇嫡子孫ニ先タツコトヲ得サルナリ

問皇庶子ノ子嫡出ナルトキハ之ヲ嫡皇孫トスルコトヲ得ヘキカ答皇庶子ノ子孫ハ即チ庶流ナリ故ニ皇庶子ノ嫡出ノ子ハ其ノ庶出ノ兄弟ニ先タツヘキモ皇嫡子孫ニ先タツコトヲ得ス



第五條 皇子孫皆在ラサルトキハ皇兄弟及其ノ子孫ニ傳フ

第六條 皇兄弟及其ノ子孫皆在ラサルトキハ皇伯叔父及其

子孫ニ傳フ

第七條 皇伯叔父及其ノ子孫皆在ラサルトキハ其ノ以上ニ

於テ最近親ノ皇族ニ傳フ

恭テ按スルニ第五第六第七條ハ皇子孫在ラサルニ當リ繼嗣ヲ定ムルニ最近親ヲ以テスルコトヲ示スナリ皇子孫ハ現在ノ天皇ニ屬スル至親ノ宗系タリ皇子孫ノ嫡庶俱ニ在ラサルトキハ皇兄弟ヲ以テ最近親トス故ニ繼承ノ權皇兄弟ノ中ノ一ニ移ル其ノ現在ノ天皇ト同父ナレハナリ皇兄又ハ皇弟ノ子及孫ハ皇兄又ハ皇弟ノ系統ニ屬スル者ナリ皇兄弟及其ノ子孫ノ嫡庶俱ニ在ラサルトキハ此ニ次キ皇伯叔ヲ最近親トス故ニ繼承ノ權皇伯叔ノ中ノ一ニ移ル其ノ現在ノ天皇ノ父ト同父ナレハナリ皇伯又ハ皇叔ノ子及孫ハ皇伯又ハ

皇叔ノ系統ニ屬スル者ナリ皇伯叔以上最近親ノ皇族ト謂ヘルハ皇大伯叔及其ノ以上皆之ニ準スルナリ一系ノ下ハ尊卑相承ケ而シテ宗系盡キテ支系ニ及ヒ近系盡キテ遠系ニ及フ蓋繼承ノ疑義ヲ將來ニ絶チ皇緒ノ慶福ヲ永遠ニ保タムトスルナリ

第八條 皇兄弟以上ハ同等内ニ於テ嫡ヲ先ニシ庶ヲ後ニシ

長ヲ先ニシ幼ヲ後ニス

恭テ按スルニ皇兄弟一等トシ皇伯叔又一等トシ皇大伯叔又一等トス皇兄弟ノ等内ニ於ケルハ其ノ嫡長ヲ擇ヒ嫡ナキトキハ庶出ノ中ニ就テ其ノ長ヲ擇フ皇兄弟ノ子孫ニ於ケルハ總テ皇子孫ノ例ニ同シ皇伯叔ノ等内ニ於テ嫡ヲ先ニシ長ヲ先ニスルハ其ノ例皇兄弟ノ等ニ同シ其ノ皇大伯叔ノ等ニ於ケルモ亦同シ蓋皇子孫ノ庶出ハ皇兄弟ノ嫡出ニ先ンスルハ皇家其ノ宗系ヲ重ンスルノ例典ニシテ天皇ノ下尊卑相承ケ嫡庶俱ニ盡クルニ非サレハ支系ニ移ルコトナシ本條推シテ之ヲ各等ニ及ホシ一等コトニ嫡長ヲ先ニシ庶幼ヲ後



ニシ嫡庶俱ニ盡クル毎ニ其ノ等ヲ上ス皆其ノ例ヲ同クス故ニ同等内ニ於テト謂ヘルナリ

嫡ヲ先ニストハ嫡出ヲ先ニシ嫡系ヲ先ニスルヲ謂フ長ヲ先ニストハ長子ヲ先ニシ長系ヲ先ニスルヲ謂フ故ニ皇嫡兄弟及其ノ子孫ハ皇庶兄弟ニ先タチ皇嫡兄弟ノ中ニ就テハ皇長兄及其ノ子孫ハ皇幼弟ニ先タチ皇嫡兄弟ナキトキハ皇庶兄及其ノ子孫ハ又皇庶弟ニ先タツヘキナリ

第九條 皇嗣精神若ハ身體ノ不治ノ重患アリ又ハ重大ノ事故アルトキハ皇族會議及樞密顧問ニ諮詢シ前數條ニ依リ繼承ノ順序ヲ換フルコトヲ得

恭テ按スルニ皇嗣ハ先王憲典ノ存スル所ニ循ヒ大統ヲ繼キ神器ヲ傳フルノ位ニ居ル而シテ人主ノ任意ニ左右スルコトヲ得ル所ニ非ス故ニ繼承ノ順序ヲ換フルハ必精神若ハ身體ノ不治ノ重患アリ又ハ重大ノ事故アリテ神器ノ重キヲ承クルニ堪ヘサルトキニ限り而シテ又必皇族會議及樞密顧問ニ諮詢スルヲ經テ始メテ決行スルコトヲ得若本條ノ定ムル所ニ依ラスシテ繼嗣ヲ易ヘ置クハ典範ノ認メサル所タリ而シテ一時ノ過失ノ如キハ以テ重大ノ事故ト爲スノ類ニ非サルナリ

第一章 踐祚即位

第十條 天皇崩スルトキハ皇嗣即チ踐祚シ祖宗ノ神器ヲ承ク

恭テ按スルニ神祖以來鏡劍璽三種ノ神器ヲ以テ皇位ノ御守ト爲シタマヒ歷代即位ノ時ハ必神器ヲ承クルヲ以テ例トセラレタリ允恭天皇元年紀ニ大中姬命謂群卿曰皇子允恭天皇將聽群臣之請今當上天皇皇璽符於是群臣大喜即日捧天皇之璽符再拜上焉乃即帝位日本書紀ト云ヘル是ナリ上古ハ踐祚即チ即位ニシテ兩事ニ非ス合義解ニ天皇即位謂之踐祚祚位也ト



アル是レナリ此ノ時ヨリ踐祚ノ日ニ神器ヲ奉ラレタリ蓋天子之位一日不可  
 曠歴世ノ宣命ニ見ユ蓋古諺ナリ故ニ繼體天皇群臣ノ迎フル所トナリ未タ帝位ヲ踐ミタマ  
 ハス而シテ史臣既ニ天皇移樟葉宮ト書シタリ藤原兼然ルニ天智天皇重キヲ實玉海  
 承ケテ仍皇太子ト稱ヘ七年ノ後ニ即位ノ禮ヲ行ヒタマヘリ是レ踐祚ト即位  
 ト兩様ノ區別ヲ爲シタルノ初ナリ其ノ後歷代踐祚ノ後數年ニシテ即位ノ禮  
 ヲ行ハレタルコトアリシモ神器ハ必踐祚ノ時ニ奉ラル、コト上古ト異ナル  
 コトナシ本條ハ皇位ノ一日モ曠闕スヘカラサルヲ示シ及神器相承ノ大義ヲ  
 掲ケ以テ舊章ヲ昭明ニス若乃繼承ノ大義ハ踐祚ノ儀文ノ有無ヲ問ハサルハ  
 固ヨリ本條ノ精神ナリ

再ヒ恭テ按スルニ神武天皇ヨリ舒明天皇ニ至ル迄三十四世嘗テ讓位ノ事ア  
 ラス讓位ノ例ノ皇極天皇ニ始マリシハ蓋女帝假攝ヨリ來ル者ナリ繼體天皇ノ安閑天皇  
 皇ニ讓位シタマハ同日ニ崩御アリ未タ讓位ノ始トナスヘカラス聖武天皇光仁天皇ニ至テ遂ニ定例ヲ爲セリ  
 此ヲ世變ノ一トス其ノ後權臣ノ強迫ニ因リ兩統互立ヲ例トスルノ事アルニ

至ル而シテ南北朝ノ亂亦此ニ源因セリ本條ニ踐祚ヲ以テ先帝崩御ノ後ニ即  
 チ行ハル、者ト定メタルハ上代ノ恒典ニ因リ中古以來讓位ノ慣例ヲ改ムル  
 者ナリ

第十一條 即位ノ禮及大嘗祭ハ京都ニ於テ之ヲ行フ

恭テ按スルニ天智天皇稱制ノ後更ニ即位ノ禮ヲ行ハレシ以來歷代相因ルノ  
 大典トナレリ文武天皇紀ニ載セタル即位ノ詔ニ集侍皇子等、王、臣、百官人等、天  
 下公民諸々聞食ト詔ルトアルハ蓋上代ノ遺例ニシテ皇族以下百官人民ヲ集メ  
 テ詔命ヲ天下ニ布キタマヒシナリ即位ノ古禮ノ史乘ニ見エタルハ持統天皇紀  
 ニ物部麻呂朝臣樹大盾神祇伯中臣大島朝臣讀天神壽詞畢、忌部宿禰色夫知奉  
 上神璽劔鏡於皇后皇后即天皇位公卿百僚羅列匝拜而拍手焉トアルヲ始トス  
 此ノ前孝德紀ニ見エタルモ備ハラス即位ノ式ハ太極殿ニテ行ハレ冕服ヲ服シ高御座ニ即キタ  
 マフ貞觀儀式冷泉天皇御惱ニ由リ紫宸殿ニテ行ハル其ノ後太極殿災廢シテ或ハ  
 太政官廳ニテ行ハレ或ハ南殿即紫宸殿ニテ行ハレタリ武門政ヲ專ニスルノ時用



度供給セスシテ踐祚ノ後數年ヲ經ト雖猶大禮ヲ行ハレサルコトアリシ維新ノ後明治元年八月二十七日即位ノ禮ヲ舉行セラレ臣民再ヒ祖宗ノ遺典ヲ仰望スルコトヲ得タリ十三年車駕京都ニ駐マル舊都ノ荒廢ヲ嘆惜シタマヒ後ノ大禮ヲ行フ者ハ宜ク此ノ地ニ於テスヘシトノ旨アリ勅シテ宮闕ヲ修理セシメタマヘリ本條ニ京都ニ於テ即位ノ禮及大嘗祭ヲ行フコトヲ定ムルハ大禮ヲ重シシ遺訓ヲ恪ミ又本ヲ忘レサルノ意ヲ明ニスルナリ

大嘗ノ祭ハ神武天皇元年以來歷代相因テ大典トハセラレタリ蓋天皇位ニ即キ天祖及天神地祇ヲ請饗セラル、ノ禮ニシテ一世ニ一タヒ行ハル、者ナリ天武天皇以來年毎ニ行フテ新嘗トシ一世ニ一タヒ行フテ大嘗トス王政ノ中コロ衰ヘタルトキ此ノ儀久シク廢絶シタリシニ後土御門天皇以來二百二十二年ノ間廢止シ東山天皇ニ至リ再ヒ行ハレ中御門天皇以來五十二年ノ間行ハレス櫻町天皇ニ至テ舉行セラル明治四年十一月詔アリテ舉行セラレタリ

第十二條 踐祚ノ後元號ヲ建テ一世ノ間ニ再ヒ改メサルコト明治元年ノ定制ニ從フ

恭テ按スルニ孝德天皇紀ニ改天豐財重日足姬天皇四年爲大化元年トアルハ是レ建元ノ始ニシテ歷代ノ例制トナレリシモ其ノ後陰陽占トノ説ニ依リ一世ノ間屢々年號ヲ改メ徒ニ史乘ノ煩キヲ爲スニ至レリ明治元年九月八日ノ布告ニ云今般御即位御大禮被爲濟先例之通被爲改年號候就テハ是迄吉凶之象兆ニ隨ヒ屢々改號有之候へ共自今御一代一號ニ被定候依之改慶應四年可爲明治元年旨被仰出候事ト此レ本條ノ依ル所ノ令典ナリ

第三章 成年立后立太子

第十三條 天皇及皇太子皇太孫ハ滿十八年ヲ以テ成年トス  
恭テ按スルニ中古以來天皇元服ノ制ヲ設ケラレ大抵十一歳ヨリ十五歳ニ至リ元服ヲ行ハレタリ明治九年民法上ノ丁年ヲ定メテ滿二十年トス本條天皇及皇太子皇太孫ノ爲ニ成年ヲ定メテ十八年トシタルハ天皇及皇嗣ハ神器ノ重ニ當リ尋常通法ノ拘ル所ニ非サレハナリ



第十四條 前條ノ外ノ皇族ハ滿二十年ヲ以テ成年トス

恭テ按スルニ天皇及皇嗣ノ成年ヲ以テ之ヲ他ノ皇族ニ及ホサルハ前條特例ノ限ニ在ラサルナリ

第十五條 儲嗣タル皇子ヲ皇太子トス皇太子在ラサルトキハ儲嗣タル皇孫ヲ皇太孫トス

恭テ按スルニ皇太子古ハヒツギノミコト稱フ神武天皇紀ニ立皇子神淳名川耳尊爲皇太子ト此レ乃史臣皇太子ノ稱ヲ用キ日嗣ノ御子ノ名ニ當テタル者ニシテ中古以來ハ取テ典禮トセラレタリ其ノ皇子ニ非スシテ入テ皇嗣トナルモ史臣亦皇太子ヲ以テ稱フ成務天皇日本武尊ノ第二子足仲彥尊即チ皇姪ナリ從姪孫ノ天皇ニシテ族叔祖ヲ立ツルニ至テモ亦太子ト呼ヘリ孝謙天皇ノ淳仁天皇但シ或ハ立太子ヲ宣行スルアリ或ハ宣行セサルアリテ其ノ實一定ノ成例アラス皇弟ヲ立ツルニ至テハ成ハ儲君ト稱ヘ反正天皇ノ履中或ハ太子ト稱ヘ後三條天皇ニ於ケル

皇ノ後冷泉天 或ハ太弟ト稱フ嵯峨淳和村上圓融 亦未タ畫一ナラス今既ニ皇位繼承ノ法ヲ定メ明文ノ掲クル所ト爲ストキハ立太子立太孫ノ外支系ヨリ入テ大統ヲ承クルノ皇嗣ハ立坊ノ儀文ニ依ルコトヲ須キス而シテ皇太子皇太孫ノ名稱ハ皇子皇孫ニ限ルヘキナリ

第十六條 皇后皇太子皇太孫ヲ立ツルトキハ詔書ヲ以テ之ヲ公布ス

恭テ按スルニ立后ノ事ハ神武天皇以來歷世ノ帝紀ニ載セタリ而シテ立后ノ詔ハ始メテ聖武天皇紀ニ見ユ其ノ宣命ニ謂ヘルコトアリ天下ノ政ニ於キテ獨知ルヘキ物ニアラス必モ後ノ政アルヘシ此ハ事立ツニアラス天ニ日月アル如ク地ニ山川アル如ク並坐テ在ルヘシト云フコトハ汝等王臣等明ニ見知レルコトナリ云々此ノ詔命ハ坤位冊立ノ義ヲ表スルニ於テ事理昭明更ニ贊辭ヲ須キサル者ナリ本條ニ立后ノ大禮必詔書ヲ以テ公布スルコトヲ定ムルハ先王ノ典故ヲ重シ且中古以來中宮准后ノ設アリ從テ冊立ノ儀ヲ缺クコ



トアルハ將來ニ依ルヘキモノ模範ト爲スヘカラサルコトヲ明ニスルナリ立太子ノ詔ハ始メテ光仁天皇紀ニ見ユ貞觀儀式ニ立皇太子ノ式ヲ載ス曰法ノマヽニ有ルヘキ政トシテ某ノ親王ヲ立テ、皇太子ト定メ賜フ、故此ノ狀ヲ悟リテ百官人等仕奉ト詔ル云々ト蓋皇太子皇太孫ハ祖宗ノ正統ヲ承ケ皇位ヲ繼嗣セムトス故ニ皇嗣ノ位置ハ立坊ノ儀ニ由リ始メテ定マルニ非ス而シテ立坊ノ儀ハ此ニ由テ以テ臣民ノ瞻望ヲ歴カシムル者ナリ

第四章 敬稱

第十七條 天皇太皇太后皇后ノ敬稱ハ陛下トス

恭テ按スルニ陛下ハ臣下ヨリ天子ニ敷奏スルトキノ敬稱ナリ本條ニ陛下ノ敬稱ヲ以テ通シテ至尊ニ對スルノ稱謂トシ而シテ敷奏陛見ノ辭ニ限ラサルハ舊典ヲ敷衍シテ之ヲ内外ニ廣ムルナリ大寶ノ令ニ三后ニ上啓スルハ殿下ト稱フ本條ニ太皇太后皇太后皇后皆陛下ト稱フルハ嫡后國母ハ至尊ニ齊匹

シ至尊ト俱ニ臣民ノ至隆ナル敬禮ヲ受クヘケレハナリ但シ君位ハ一アリテ二ナシ皇后ハ固ヨリ他ノ皇族ト均ク人臣ノ列ニ居ル而シテ大寶ノ制ト其ノ稱ヲ殊ニシテ仍其ノ實ヲ同クスルコトヲ失ハサルナリ

第十八條 皇太子皇太子妃皇太孫皇太孫妃親王妃親王妃内親

王王妃女王ノ敬稱ハ殿下トス

恭テ按スルニ本條ハ舊制皇太子ニ於テ殿下ト稱フルノ例ニ因リ推シテ之ヲ皇族ニ及ホスナリ

第五章 攝政

第十九條 天皇未タ成年ニ達セサルトキハ攝政ヲ置ク

天皇久キニ亘ルノ故障ニ由リ大政ヲ親ラスルコト能ハサルトキハ皇族會議及樞密顧問ノ議ヲ經テ攝政ヲ置ク



恭テ按スルニ攝政ハ以テ皇室避クヘカラサルノ變局ヲ救濟シ一ハ皇統ノ常  
 久ヲ保持シ二ハ大政ノ便宜ヲ疏通シ兩ツナカラ失墜ノ患ヲ免ル、所以ナリ  
 攝政ハ天皇ノ天職ヲ攝行シ一切ノ大政及皇室ノ内事皆天皇ニ代リ之ヲ總攬  
 ス而シテ至尊ノ名位ニ居ラサルナリ之ヲ古今及各國ニ參照スルニ攝政ノ事  
 例一ニ非ス或ハ君祚ヲ假攝スルアリ 飯豐青尊ノ攝政ニ居タ 或ハ人臣ヲ以テ  
 大政ヲ攝行スルアリ 殷ノ伊尹、我カ藤原良房是レナリ 或ハ共同攝政ヲ組織シ輔臣ヲ以テ攝政  
 體ト爲スアリ 周ノ幽王ノ後ノ共和及巴威爾索遜互敦 而シテ國家ノ危機亦往々  
 攝政ノ時ニ起ル者少カラス本條ハ攝政ヲ認メテ攝位ヲ認メス以テ大統ヲ嚴  
 慎ニスルナリ而シテ人臣ノ攝政ヲ許サ、ルハ次條ニ於テ之ヲ見ル  
 天皇久キニ亘ルノ故障トハ重患彌留歲月ノ久キニ亘リ醫治ノ望ナク又ハ其  
 ノ他ノ事故ニ因リ天職曠闕ナルヲ謂フ而シテ其ノ大政ヲ親ラスルニ堪ヘサ  
 ルニ至テ始メテ攝政ヲ置クノ事アルヘシ若天皇一時ノ疾病違和又ハ國疆ノ

外ニ在スノ故ヲ以テ皇太子皇太孫ニ命シ代理監國セシムルカ如キハ大寶令  
 以令代勅ノ制ニ依リ別ニ攝政ヲ置カス 歐洲各國亦此 攝政ヲ置クハ已ムヲ得  
 サルノ必要ニ由ル故ニ天皇既ニ成年ニ達シ又ハ違豫常ニ復シタマフトキハ  
 攝政ヲ罷ムルコト別ニ明言ヲ待タスシテ知ルヘキナリ  
 次項皇族會議及樞密顧問ノ議ヲ經ルハ何ソ乎蓋事體時アリテ或ハ疑似ニ涉  
 ルコトアルヲ免レス故ニ典範ニ於テ其ノ議ヲ經ルコトヲ掲ケテ要件ト爲ス  
 ナリ其ノ諮詢ト謂ハスシテ議ヲ經ト謂ヘルハ何ソ乎乎天皇或ハ諮詢ノ命ヲ親  
 ラスルコト能ハサルノ情況ニ在ルモ皇族會議樞密顧問ハ皇室ノ大事ニ於テ  
 推諉傍觀スヘキニ非ス進テ其ノ誠ヲ致シ以テ宮禁ノ大計ヲ定ムヘキナリ其  
 ノ或ハ皇族會議ニ由テ發議シ樞密顧問ノ審議ニ付スルト或ハ樞密顧問ノ發  
 議ニ由リ皇族會議ノ協同ヲ求ムルト俱ニ時宜ニ從フナリ

第二十條 攝政ハ成年ニ達シタル皇太子又ハ皇太孫之二任  
 ス



第二十一條 皇太子皇太孫在ラサルカ又ハ未タ成年ニ達セ

サルトキハ左ノ順序ニ依リ攝政ニ任ス

第一 親王及王

第二 皇后

第三 皇太后

第四 太皇太后

第五 内親王及女王

恭テ按スルニ推古天皇紀ニ立厩戸豐聰耳皇子爲皇太子仍錄攝政以萬機悉委焉是ヲ皇太子攝政ノ例トス仲哀天皇崩シ應神天皇胎中ニ在リ皇母神功皇后攝政ス是ヲ皇后攝政ノ例トス顯宗天皇紀ニ白髮天皇崩皇太子億計王與天皇讓位久而不處由是天皇ノ姉飯豐青皇女臨朝秉政是ヲ皇女攝政ノ例トス上世攝政ニ當ル者ハ必皇族ニ限ル中古以來始メテ大臣攝政ノ例アリ而シテ要ス

ルニ一時ノ便宜ニシテ以テ後世ノ模範ト爲スヘカラス本條攝政ノ制ヲ定メ皇族ニ限り人臣ニ及ホサルハ蓋大政ノ繫ル所ヲ嚴ニシ神器ノ重キヲ慎ムナリ第一條ニ皇位ヲ繼承スルハ男系ノ男子ニ限ルコトヲ掲ケタリ而シテ本條皇后皇女ニ攝政ノ權ヲ付與スルハ蓋上古以來ノ慣例ニ遵ヒ且攝政其ノ人ヲ得ルノ道ヲ廣クシ人臣ニ下及スルノ漸ヲ杜カムトナリ

第二十條ニ謂ヘル皇太子皇太孫ノ成年ハ第十三條ニ依ル其ノ他親王以下普通ノ成年ニ達セサルハ仍攝政ニ任スヘカラサルコト知ルヘキナリ

第二十二條 皇族男子ノ攝政ニ任スルハ皇位繼承ノ順序ニ從フ其ノ女子ニ於ケルモ亦之ニ準ス

恭テ按スルニ上代皇太子攝政ノ任ニ當ルノ事アルハ是レ既ニ攝政ノ重任ト皇位繼承ノ順序トヲ以テ併セテ一條ノ軌轍ト爲スノ義例ヲ始ムル者ナリ蓋各國古史ノ載スル所ニ參考スルニ攝政ハ長年德器ノ人ヲ擇テ之ニ任ス而シテ繼續ノ變多クハ此ニ因テ起ル本條ニ攝政ノ任ヲ以テ專ラ皇位繼承ノ順序



ニ從ハシムルハ宗統ノ倫序ヲ以テ併セテ攝政ニ及ホシ危疑ノ門ヲ將來ニ絶ツ所以ナリ故ニ第十九條ニ依リ攝政ヲ置クヲ要スルノ時アルニ際リテハ皇位繼承ノ順次ニ當レル皇族ハ群臣ノ推奉アルヲ待タスシテ進テ攝政ニ任スルノ權利及義務ヲ有スヘキコト皇太子ノ大位ヲ繼クニ於ケルト異ナルコト無キナリ

皇族女子ハ皇位繼承ノ權ナシ第一條但シ攝政ニ任スルノ順序ハ皇族男子ノ繼承ノ順序ニ比準シテ先後ヲ定ム

### 第二十三條 皇族女子ノ攝政ニ任スルハ其ノ配偶アラサル者ニ限ル

恭テ按スルニ上代既ニ嫁スルノ皇族女子攝政ニ任スルノ例アルコトナシ蓋其ノ夫ニ從フノ義ト並行スヘカラサレハナリ而シテ異姓ニ嫁スルノ王女ハ王族ニ非サルトキハ從テ又攝政ノ權アラサルヘキナリ但シ其ノ皇族ニ嫁スルノ後、夫ヲ喪ヒ寡居スル者及異姓ニ嫁スルモ離婚シテ

本族ニ復シ又ハ孀婦トナルノ後、其ノ夫ノ家ヲ離レ本族ニ復スル者ハ仍攝政タルノ權ヲ失ハサルヘシ故ニ本條ハ未タ嫁セサルノ皇女ト謂ハスシテ配偶アラサル者ト謂フ

### 第二十四條 最近親ノ皇族未タ成年ニ達セサルカ又ハ其ノ他ノ事故ニ由リ他ノ皇族攝政ニ任シタルトキハ後來最近親ノ皇族成年ニ達シ又ハ其ノ事故既ニ除クト雖皇太子及皇太孫ニ對スルノ外其ノ任ヲ讓ルコトナシ

恭テ按スルニ本條ハ明文ヲ以テ豫メ疑義ヲ判スルナリ皇太子皇太孫ハ大統ノ宗系ニ居ル故ニ已ニ成年ニ達シ又ハ事故已ニ除クトキハ他ノ皇族及皇后以下攝政ニ當レル者總テ其ノ任ヲ讓ラサルコトヲ得ス但シ甲ノ皇族ト乙ノ皇族トノ間ニシテ單ニ親疎ノ別アル者ニ在テハ一タヒ攝政ニ當レルノ甲ハ更ニ其ノ任ヲ乙ニ讓ルコトヲ要セス又任意ニ之ヲ讓ルコトヲ得サル者トス



第二十五條 攝政又ハ攝政タルヘキ者精神若ハ身體ノ重患アリ又ハ重大ノ事故アルトキハ皇族會議及樞密顧問ノ議ヲ經テ其ノ順序ヲ換フルコトヲ得

恭テ按スルニ攝政又ハ攝政タルヘキ者重患又ハ重故アルニ因リ其ノ順序ヲ換フルノ必要ナル時機アルニ當テハ皇族會議及樞密顧問ハ和衷同心以テ其ノ誠ヲ致シ大計ヲ定メサルコトヲ得ス

本條ニ重患ト謂テ不治ノ重患ト謂ハス第九條ト文ヲ異ニスルハ彼此ノ間ニ固ヨリ輕重ノ別アレハナリ

### 第六章 太傅

第二十六條 天皇未タ成年ニ達セサルトキハ太傅ヲ置キ保育ヲ掌ラシム

恭テ按スルニ太子傅ノ職ハ大寶ノ令ニ見ユ而シテ持統天皇紀ニ以直廣壹當麻國見爲東宮太傅ノ事ヲ載セタレハ蓋其ノ由テ來ルコト久キナリ本條天皇幼冲ノ爲ニ太傅ヲ置クコトヲ定ムルハ保育ノ任其ノ重キコト攝政ニ亞ケハナリ大寶令ニ傳一人掌以道德輔導東宮上而シテ太傅ハ專ラ保育教導ノ任ニ止マリ大政ニ干預スルコトナク攝政ハ大政ヲ攝行スルモ保導及天皇ノ私事ニ干涉セス

第二十七條 先帝遺命ヲ以テ太傅ヲ任セサリシトキハ攝政ヨリ皇族會議及樞密顧問ニ諮詢シ之ヲ選任ス

第二十八條 太傅ハ攝政及其ノ子孫之ニ任スルコトヲ得ス  
第二十九條 攝政ハ皇族會議及樞密顧問ニ諮詢シタル後ニ非サレハ太傅ヲ退職セシムルコトヲ得ス

恭テ按スルニ攝政ハ大政ヲ總攝スルノミナラス兼テ又皇家ノ内事ヲ監督ス故ニ先帝ノ遺命アラサリシトキハ攝政ハ太傅ヲ選任スルノ事ヲ怠ラサルヘ



ク而シテ攝政及其ノ子孫ハ太傅ニ任スルコトヲ得ス及太傅ノ任免ハ必皇族會議及樞密顧問ニ諮詢シ而シテ後決行スルコトヲ定ムルハ危疑ノ門ヲ慎ミ攝政ヲシテ其ノ忠順ヲ全クセシメムトナリ

### 第七章 皇族

第三十條 皇族ト稱フルハ太皇太后皇太后皇后皇太子皇太

子妃皇太孫皇太孫妃親王親王妃內親王王王妃女王ヲ謂フ

恭テ按スルニ太皇太后皇太后ハ令義解ニ謂天子ノ祖母登后位者爲太皇太后

謂天子ノ母登后位者爲皇太后ト云ヘリ續日本紀ニ天平應眞仁正皇太后聖武

皇帝儲貳之日納以爲妃トアリ是レ古ハ皇太子ノ正配ヲ稱ヘテ妃ト謂ヒシナ

リ御息所ノ稱ハ延喜以後ノ物語ニ見又日本書紀ニ大津皇子妃皇女山邊ノ文ア

皇族トハ凡ソ皇胤ノ男子及其ノ正配及皇胤ノ女子ヲ謂フ凡ソ皇族ノ男子ハ

皆皇位繼承ノ權利ヲ有スル者ナリ故ニ中世以來空費府庫ヲ以テ姓ヲ賜ヒ臣籍ニ列スルノ例ハ本條ノ取ラサル所ナリ皇女ニシテ異姓ノ臣籍ニ嫁シタル者ハ其夫ノ身分ニ從フ故ニ本條ニ內親王女王ト謂ヘルハ未タ嫁セサルノ女王ヲ指スコト知ルヘキナリ

太皇太后皇太后皇后ノ叙列ハ大寶令ニ依リ尊屬ノ序次ニ從フナリ

第三十一條 皇子ヨリ皇立孫ニ至ルマテハ男子親王女王ヲ内

親王トシ五世以下ハ男子女王ヲ女王トス

恭テ按スルニ子ノ子ヲ孫トシ孫ノ子ヲ曾孫トシ曾孫ノ子ヲ玄孫トス和名抄ニ依ル

子ヲ一世トシ孫ヲ二世トシ曾孫ヲ三世トシ玄孫ヲ四世トシ玄孫ノ子ヲ五世

トス大寶令ニ自親王五世ト謂ヘル是レナリ之ヲ上古ニ考フルニ皇子ハ「ミコ」

ト稱ヘ皇女ハ「ヒメ」ト稱フ親王內親王ノ稱ハ持統天皇紀六年正月朔賜親

王內親王女王內命婦等位ト見エタルヲ始トス大寶令ニ凡皇兄弟皇子皆爲親

王ト此ノ時未タ宣下ノ式アラス宣下ノ式ハ蓋淳仁天皇紀ニ兄弟姊妹悉稱親



王ト見エタルヲ始トス皇孫ニシテ親王内親王ノ宣下アリシハ三條天皇ノ皇孫敦貞親王敦元親王孫子内親王嘉子内親王ヲ始トス紹運錄ニ見エタル龜山天皇ノ皇子恒明親王其ノ子全仁親王其子滿仁親王其ノ子直仁親王其ノ子全明親王其ノ子恒直親王相嗣テ常葉井宮ト稱ヘタルハ是レ世襲親王家ノ始ナリ蓋令ニハ親王ノ稱ハ皇兄弟皇子ニ限リシヲ其ノ後宣下式ニ依リ歷世ノ皇孫亦親王ノ稱ヲ賜ヒシナリ本條ニ皇玄孫以上ハ親王内親王トスルコトヲ定ムルハ現行ノ慣例ヲ斟酌シ且宣下ヲ待タスシテ皇親ノ王男王女タルコトヲ示スナリ

大寶令五世以下ハ皇親ノ限ニ在ラス而シテ正親司ノ司ル所ハ四世以上ニ限ル然ルニ繼體天皇ノ皇位ヲ繼承シタマヘルハ實ニ應神天皇五世ノ孫ヲ以テス此レ乃中古ノ制ハ必シモ先王ノ遺範ニ非サリシナリ本條ニ五世以下王女王タルコトヲ定ムルハ宗室ノ子孫ハ五世ノ後ニ至ルモ亦皇族タルコトヲ失ハサラシメ以テ親々ノ義ヲ廣ムルナリ文武天皇慶雲三年ノ詔ニ曰、准令、五世之王、雖有王名、雖得王名、不在皇親之限、今五世之王、雖有王名、

已絶皇親之籍、遂入諸臣之例、願念親々之恩、不勝絶籍之痛、自今以後、五世之王、在皇親之限、其承嫡者相承爲王、自餘如令ト又聖武天皇天平元年ノ詔ニ曰、五世王嫡子以上、皇親之王、生男女者、入皇親之限、自餘入慶雲三年格ト其ノ後、桓武天皇延暦十年ニ至リ勅シテ令制ニ復シタリ

第三十二條 天皇支系ヨリ入テ大統ヲ承クルトキハ皇兄弟

姊妹ノ王女王タル者ニ特ニ親王内親王ノ號ヲ宣賜ス

恭テ按スルニ大寶令ニ凡皇兄弟皇子皆爲親王トアリ是レ皇兄弟ハ皇子ト同ク親王ト稱フヘキコト既ニ成典アルナリ天皇支系ヨリ入テ大統ヲ承クレハ皇兄弟姊妹ハ皆親王内親王ノ尊號ヲ得ルハ光仁天皇大統ヲ繼キ皇弟湯原王榎井王ヲ陞セテ親王ト爲シタマヘルヲ以テ始例トス前條ノ註ニ引ク所淳仁天皇兄弟姊妹ノ例亦同シ本條ニ仍宣下ノ例ヲ用キルハ前條ト其ノ義ヲ異ニスレハナリ

第三十三條 皇族ノ誕生命名婚嫁薨去ハ宮内大臣之ヲ公告ス



恭テ按スルニ皇太子皇太孫ノ立場ハ詔書ヲ以テ公布スルノ外凡ソ皇族ノ生死婚及命名ハ宮内大臣ヨリ公告ス蓋皇族ハ皇統ノ係ル所ニシテ臣民仰望ノ集マル所タリ故ニ之ヲ臣民ニ公ニシ皆聞知ラシムルナリ

第三十四條 皇統譜及前條ニ關ル記録ハ圖書寮ニ於テ尙藏ス

恭テ按スルニ圖書寮尙藏スル所ノ皇統譜及皇族記録ハ大統ノ源流ヲ徵明シ宗室ノ本末ヲ疏證ス本條特ニ之ヲ掲ケテ皇室圖書ノ登録ハ嫌疑ヲ定メ亂萌ヲ絶ツノ典籍タルコトヲ明ニス

第三十五條 皇族ハ天皇之ヲ監督ス

恭テ按スルニ天皇ハ皇室ノ家父タリ故ニ皇族ノ廩俸ハ皇室經費ヨリ給賜シ皇族各人ノ結婚又ハ外國ニ旅行スルハ勅許ヲ要シ父ナキノ幼男幼女ノ教育及保護ハ勅命ニ由ル凡ソ皇族ハ總テ天皇監督ノ下ニ在ルコト家人ノ家父ニ

於ケルカ如シ此レ乃皇族ノ幸福及榮譽ヲ保ツ所以ナリ

第三十六條 攝政在任ノ時ハ前條ノ事ヲ攝行ス

恭テ按スルニ攝政ハ大政ヲ攝行スルノミナラス兼テ又皇室家父タルノ事ヲ攝行ス故ニ皇族各人ハ攝政ニ對シ家人從順ノ義務ヲ有スヘシ

第三十七條 皇族男女幼年ニシテ父ナキ者ハ宮内ノ官僚ニ命シ保育ヲ掌ラシム事宜ニ依リ天皇ハ其ノ父母ノ選舉セ  
ル後見人ヲ認可シ又ハ之ヲ勅選スヘシ

第三十八條 皇族ノ後見人ハ成年以上ノ皇族ニ限ル

恭テ按スルニ天皇ハ皇族ヲ監督ス故ニ皇族幼年ニシテ父ナキトキハ勅旨ニ由リ宮内ノ官僚ニ命シテ保育ヲ掌ラシムヘシ或ハ其ノ父ノ遺囑ニ由リ後見人ヲ選舉シ又ハ其ノ母後見人ヲ選舉シタルトキハ天皇之ヲ認可シ或ハ特ニ後見人ヲ勅選シテ保育ニ當ラシムルコトアルハ皆事宜ニ從フ而シテ後見人



ノ行フ所ノ事ハ仍天皇親ラ之ヲ監督スヘシ

第三十九條 皇族ノ婚嫁ハ同族又ハ勅旨ニ由リ特ニ認許セラレタル華族ニ限ル

恭テ按スルニ皇族ノ婚嫁ト謂ヘルハ皇后ヲ擇フコト固ヨリ其ノ中ニ在リ上代皇后ハ皇親ニ擇フ其ノ人臣ノ家ニ取レルハ聖武天皇藤原不比等ノ女安宿媛ヲ立テ、皇后ト爲シタマヘルニ始マル仁德天皇ノ磐之媛ニ於ケルハ聖武天皇ノ先例トシテ引擧シタル所ナレトモ其ノ實中古以來皇親ノ外ハ藤原氏橘氏平氏源氏ノ四姓ヨリ皇后ヲ奉ルコトハナレリ其ノ他ノ皇族ハ大寶令ニ凡王娶親王臣娶五世王者聽唯五世王不得娶親王ト此レ其ノ婚娶ニ於テ尤名位ヲ重シタルナリ本條ハ祖宗ノ古法ヲ存重シ又華族ノ家ニ婚嫁スルコトヲ許スハ兼テ中世以來ノ慣例ヲ斟酌シ貞淑ヲ擇フノ道ヲ廣ムルナリ而シテ又特ニ認許ヲ得タルノ家ニ限ルハ名門右族ヲ擇ハムトナリ

第四十條 皇族ノ婚嫁ハ勅許ニ由ル

恭テ按スルニ皇族ノ婚嫁必勅許ニ由ルハ至尊監督ノ大權ニ依リ皇族ノ榮譽ヲ保タシメムトナリ

第四十一條 皇族ノ婚嫁ヲ許可スルノ勅書ハ宮内大臣之ニ副署ス

恭テ按スルニ皇族ノ婚嫁本法ニ違ヒ勅許ヲ得サル者ハ其ノ婚嫁ヲ認メス其ノ婦ハ皇族タルノ禮遇及名稱ヲ得サルヘシ故ニ勅許ヲ付スルニ當テ亦特ニ慎重ノ意ヲ致ス

第四十二條 皇族ハ養子ヲ爲スコトヲ得ス

恭テ按スルニ皇家養子猶子ノ習アルハ蓋嵯峨天皇ノ皇子源定ヲ淳和天皇ノ子トシ時ノ人定ニニ源融ヲ仁明天皇ノ子トセラレタルニ始マル而シテ未タ養子猶子ノ稱ヘハアラス皇族ノ子孫ニシテ天皇ノ養子トナレルハ融ノ孫是茂ヲ光孝天皇ノ養子トセラレタルニ始マル猶子ノ稱ハ神皇正統紀ニ龜山



院天皇姪熙仁ヲ猶子ニシテ東宮ニスエタマフトアリ及職原鈔ニ忠房親王爲  
 後宇多院御猶子トアルヲ始メトス猶子トハ蓋皇子ニ準スルノ義ナリ大日本  
史ニ清本  
仁親王與弟昭登等並帝(花山帝)薨後所生也帝最愛清仁託左大臣道長  
 長請以皇子準冷泉上皇諸子救以清仁爲第五子昭登第六子並爲親王  
 以來ノ沿習ニシテ古ノ典例ニ非サルナリ本條ハ獨異姓ニ於ケルノミナラス  
 皇族互ニ男女ノ養子ヲ爲スコトヲ禁スルハ宗系紊亂ノ門ヲ塞クナリ其ノ皇  
 猶子ノ事ニ及ハサルニ皇養子ト同例ナレハナリ

第四十三條 皇族國疆ノ外ニ旅行セムトスルトキハ勅許ヲ  
 請フヘシ

恭テ按スルニ此レ皇族天皇ノ監督ニ屬スル要件ノ一ニ居ル者ナリ疆外ニ旅  
 行スル者勅許ヲ要スルトキハ外國政府ノ文武ノ官ニ補スル者ハ謂ハスシテ  
 知ルヘキナリ

第四十四條 皇族女子ノ臣籍ニ嫁シタル者ハ皇族ノ列ニ在

ラス但シ特旨ニ依リ仍内親王女王ノ稱ヲ有セシムルコト  
 アルヘシ

恭テ按スルニ女子ノ嫁スル者ハ各々其ノ夫ノ身分ニ從フ故ニ皇族女子ノ臣  
 籍ニ嫁シタル者ハ皇族ノ列ニ在ラス此ニ臣籍ト謂ヘルハ專ラ異姓ノ臣籍ヲ  
 謂ヘルナリ仍内親王又ハ女王ノ尊稱ヲ有セシムルコトアルハ近時ノ前例ニ  
 依ルナリ然ルニ亦必特旨アルヲ須ツハ其ノ特ニ賜ヘルノ尊稱ニシテ其ノ身  
 分ニ依ルニ非サレハナリ

第八章 世傳御料

第四十五條 土地物件ノ世傳御料ト定メタルモノハ分割讓  
 與スルコトヲ得ス

恭テ按スルニ世傳御料ハ皇室ニ係屬ス天皇ハ之ヲ後嗣ニ傳ヘ皇統ノ遺物ト



シ隨意ニ分割シ又ハ讓與セラル、コトヲ得ス故ニ後嵯峨天皇後深草天皇ヲシテ龜山天皇ニ位ヲ傳ヘシメ遺命ヲ以テ長講堂領二百八十所ヲ後深草天皇ノ子孫ニ讓與アリタルカ如キハ一時ノ變例ニシテ將來ニ依ルヘキノ典憲ニ非サルナリ

上代ニ屯家ヲ置カル又ハ御田ト呼フ御田ノ穀ヲ收ムルノ處ヲ屯倉ト謂フ垂仁天皇紀ニ屯倉此云爾夜氣ト註セル是レナリ仁德天皇紀ニ倭屯田者每御宇帝皇之屯田也其雖帝皇之子非御宇者不得掌矣トアリ是レ上古既ニ世傳御料ノ制アリテ繼體ノ天皇之ヲ掌有シタマヒシナリ其ノ他ノ屯田ハ賜予又ハ遺命ヲ以テ分割讓與セラル、コト總テ勅旨ニ隨フ者アリ即チ天皇ノ私法上ノ財産トシテ皇室ニ係屬セサル者ナリ安閑天皇紀ニ爲皇后次妃建立屯倉之地、使留後代令顯前迹トアルカ如キ是レ世傳御料ト其ノ類ヲ異ニスルコト知ルヘキナリ

我カ肇國ノ初夙ニ一國統治ノ公義ニ依リ豪族ノ徒ヲ斥ケテ其ノ私ニ邦土ヲ

領有スルヲ許サス古事記建御雷神大國主命ニ問ヘラクノ條ニ汝カ、ウシハ而シテ皇室ノ經費ハ全國ノ租稅ヲ以テ之ヲ供奉シ更ニ内庫ノ私產ヲ用キテ供給スルヲ假ラサリシハ全ク立憲ノ主義ニ符合スル者ニシテ善美ナル國體ノ基礎ナリト謂フヘシ故ニ本條ハ上代ノ所謂屯家御田ノ類專ラ一部ノ御料ニ屬スル者ヲ指ス而シテ皇室經費ハ別ニ憲法ヲ以テ之ヲ定メタリ

### 第四十六條 世傳御料ニ編入スル土地物件ハ樞密顧問ニ諮

詢シ勅書ヲ以テ之ヲ定メ宮内大臣之ヲ公告ス

恭テ按スルニ土地物件ノ世傳御料ニ編入スル者ハ普通民法ノ外ニ於テ處分セラルヘキ者ナリ故ニ樞密顧問ノ議ヲ詢フノ後勅書ヲ以テ之ヲ定ムルハ其ノ慎重ヲ致スナリ又宮内大臣ヨリ公告スルハ臣民ヲシテ普ク之ヲ聞知ラシムルナリ

皇室常産ハ皇室ノ圖書ニ登錄シ其ノ土地ハ地籍ニ明記スルヲ要ス叡旨ヲ以テ一タヒ皇室常産ニ編入セラレタル者ハ更ニ分離シテ私産トナサル、コト



ヲ得ス

第九章 皇室經費

第四十七條 皇室諸般ノ經費ハ特ニ常額ヲ定メ國庫ヨリ支出セシム

恭テ按スルニ皇室ノ經費ハ特ニ常額ヲ定メ國庫至重ノ義務トシテ毎年支出セシム蓋天皇ハ一國ノ元首トシテ臣民ヲ統治シ從テ臣民ノ正供ニ由リ其ノ需要ニ奉スルハ當然ノ權利タリ故ニ議會ハ皇室經費既定ノ歲額ヲ議シ及之ヲ檢査スルノ權アルコトナシ但シ新ニ増額ヲ要スルニ當テハ更ニ議會ノ協賛ヲ經ルヲ要ス故ニ常額ト謂フナリ  
皇室ノ歲費ハ皇族經費ヨリ支辨シ別ニ國庫豫算ノ科目ヲ設ケス所謂諸般經費ノ中ニ包括スル者ナリ

第四十八條 皇室經費ノ豫算決算檢査及其ノ他ノ規則ハ皇

室會計法ノ定ムル所ニ依ル

恭テ按スルニ皇室經費ハ既ニ議會ノ議ヲ經ス又會計檢査院ノ檢査ヲ要セス而シテ別ニ皇室會計法ニ依リ其ノ條規ヲ定メテ以テ精確ト節約トヲ要スヘキナリ

第十章 皇族訴訟及懲戒

第四十九條 皇族相互ノ民事ノ訴訟ハ勅旨ニ依リ宮内省ニ於テ裁判員ヲ命シ裁判セシメ勅裁ヲ經テ之ヲ執行ス

恭テ按スルニ皇族ト皇族トノ間ニ起ル訴訟ハ内廷ノ裁判ニ依ルヘシ故ニ宮内省ニ於テ之ヲ勸解セシメ勸解成ラサルトキハ特ニ裁判員ヲ命シテ之ヲ裁判セシメ更ニ勅裁ヲ經テ之ヲ執行セシム其ノ他普通ノ民法ニ於テ裁判所ノ登錄又ハ處分ヲ要スル者ハ皆宮内省之ニ當ル

第五十條 人民ヨリ皇族ニ對スル民事ノ訴訟ハ東京控訴院



ニ於テ之ヲ裁判ス但シ皇族ハ代人ヲ以テ訴訟ニ當ラシメ  
自ラ訟廷ニ出ルヲ要セス

恭テ按スルニ本條人民ヨリ皇族ニ對スル民事ノ訴訟ハ東京控訴院ニ於テ之  
ヲ裁判スルコトヲ定ムルハ皇族ノ特權ヲ示スナリ而シテ其ノ詳節ハ蓋別ニ  
之ヲ定ムル所アラムトス其ノ皇族ヨリ原告トシテ人民ニ對スル訴訟ハ仍普  
通ノ訴訟原則ニ依リ被告人ノ所轄裁判所之ヲ裁判スヘキナリ  
普通ノ訴訟人ハ裁判所ヨリ本人訊問ヲ要シ召喚スルニ當リ訟廷ニ出サルコ  
トヲ得ス而シテ皇族ハ自ラ出ルヲ要セサルハ此レ亦特權タリ  
其ノ他ノ訴訟手續ニシテ此ノ典範又ハ他ノ法律ニ別段ノ條規ナキ者ハ總テ  
普通ノ裁判構成法及訴訟法ニ依ル

第五十一條 皇族ハ勅許ヲ得ルニ非サレハ勾引シ又ハ裁判  
所ニ召喚スルコトヲ得ス

恭テ按スルニ皇族ハ犯罪アルモ之ヲ勾引スルコトヲ得ス其ノ現行犯ニ於ケ  
ルモ亦同シ又刑事ノ審問ノ爲ニ裁判所ニ召喚スルコトヲ得ス豫審判事書記  
ト俱ニ其ノ所在ニ就テ陳述ヲ聽クヘシ但シ天皇ノ勅許ヲ得タルトキハ例外  
トス

皇族證人タルノ場合ハ治罪法ニ之ヲ掲ク第一百八十七條而シテ勅許ヲ予フルノ限ニ  
在ラス

第五十二條 皇族其ノ品位ヲ辱ムルノ所行アリ又ハ皇室ニ  
對シ忠順ヲ缺クトキハ勅旨ヲ以テ之ヲ懲戒シ其ノ重キ者  
ハ皇族特權ノ一部又ハ全部ヲ停止シ若ハ剝奪スヘシ

恭テ按スルニ皇族ハ皇室ニ對シ忠順ノ義務ヲ負フ者ナリ故ニ皇室ニ不忠ナ  
ルト品位ヲ辱ムルノ汚行トハ俱ニ紀律ヲ敗ル者トシ懲戒ノ處分ヲ被ルヘシ  
皇族懲戒ノ權ハ天皇ノ親ヲ執ル所タリ懲戒ノ重キ者ハ皇族特權ノ一部又ハ



全部ヲ停止シ又ハ全部ヲ剝奪ス停止ハ期間アリ剝奪ハ期限ナシ

第五十三條 皇族蕩産ノ所行アルトキハ勅旨ヲ以テ治産ノ

禁ヲ宣告シ其ノ管財者ヲ任スヘシ

恭テ按スルニ皇族蕩産ノ所行アル者ニ對シ民法上治産ノ禁ヲ宣告シ及其ノ管財者ヲ命シ財産ヲ管理セシムルコト亦勅旨ニ由ル此レ固ヨリ天皇監督ノ權ニ屬スレハナリ

第五十四條 前二條ハ皇族會議ニ諮詢シタル後之ヲ勅裁ス

恭テ按スルニ皇族會議ハ皇室ノ内事ニ付天皇ノ諮詢ニ應フヘク而シテ皇族ノ懲戒又ハ治産ノ處分ニ付テハ特ニ諮詢ヲ以テ必要トス

第十一章 皇族會議

第五十五條 皇族會議ハ成年以上ノ皇族男子ヲ以テ組織シ

内大臣樞密院議長宮内大臣司法大臣大審院長ヲ以テ參列セシム

恭テ按スルニ皇族會議ハ第一ニ皇室典範ニ係ル改正ノ諮詢ヲ受ケ第二ニ第十九條第二項及第二十五條ノ場合ニ於テ其ノ議ヲ經ルヲ要シ第三ニ皇嗣ヲ換フル時ニ諮詢ヲ受ケ第四ニ皇族ノ懲戒及治産處分ノ諮詢ヲ受ケ其ノ他皇室ニ係ル重要ノ事件及民法ニ於テ親族會議ニ係ル事件ノ諮詢ヲ受クヘシ其ノ議事ノ規則ノ若キハ蓋別ニ之ヲ定メラルヘキナリ

第五十六條 天皇ハ皇族會議ニ親臨シ又ハ皇族中ノ一員ニ命シテ議長タラシム

恭テ按スルニ天皇皇族會議ニ親臨セラルトキハ親ラ會議ヲ統理セラル其ノ親臨セラレサルトキ又ハ親ラ會議ヲ統理セラレサルトキハ別ニ議長ヲ任命セラルヘシ



第十二章 補則

第五十七條 現在ノ皇族五世以下親王ノ號ヲ宣賜シタル者ハ舊ニ依ル

恭テ按スルニ典範ノ定ムル所ニ依レハ五世以下ノ王ハ親王ト稱フルコトヲ得ス本條ハ現在ノ宣下親王ノ爲ニ其ノ既得ノ尊榮ヲ奪ハサルナリ而シテ其ノ繼嗣以下未タ宣下アラサルハ典範ノ本則ニ依ルコト知ルヘキナリ

第五十八條 皇位繼承ノ順序ハ總テ實系ニ依ル現在皇養子皇猶子又ハ他ノ繼嗣タルノ故ヲ以テ之ヲ混スルコトナシ

恭テ按スルニ現在ノ親王家親王宣下アリシハ多クハ皇養子皇猶子タルノ近例ニ從ヒシナリ第四十二條ハ皇族養子ノ制ヲ廢ス而シテ現在既ニ行ヘル者ニ上及セス但シ皇位繼承ノ順序ハ總テ宗支遠近ノ實系ニ依リ養子猶子ノ名

稱及甲家ノ子乙家ノ繼嗣タリシニ拘ラス其ノ間多少紛錯アルモ其ノ名ニ因テ其ノ實ヲ混スルコトナカルヘキナリ

第五十九條 親王内親王王女王ノ品位ハ之ヲ廢ス

恭テ按スルニ親王内親王ノ叙品王女王ノ叙位ハ蓋中古ニ在テ隋唐ノ制ニ依レルナリ皇族既ニ品位ヲ以テ班別ヲ爲シ而シテ親疎長幼ノ倫序從テ失ヘリ抑々皇族ハ生レテ潢流ノ尊榮ニ居ル而シテ人臣ノ位階ニ依テ陞叙スルノ比ニ非ス本條ニ品位ノ舊制ヲ廢スルハ一ハ倫叙ヲ以テ重シトスルニ因ルナリ

第六十條 親王ノ家格及其ノ他此ノ典範ニ牴觸スル例規ハ總テ之ヲ廢ス

恭テ按スルニ有栖川宮、閑院宮ハ明治元年閏四月ノ令ニ依リ世襲親王タリ  
被仰出書ニ有栖川宮嫡子者即今先是迄之通爲御養子可有親王宣下  
宣下閑院宮嫡子相續之節先是迄之通爲御養子可有親王宣下  
院宮、仁和寺宮、華頂宮、聖高院宮、根井宮ハ同令ニ依リ一代皇族タリ  
嫡子始賜姓  
可被列臣籍



三年十二月十日ノ令ニ四親王伏見宮、桂宮、有栖川宮、閑院宮、ナ親王トスノ外ノ親王家ハ二代目ヨリ賜姓華族ニ列セラル、コトヲ定メラル山階宮、東伏見宮、梨本宮十四年二月小松宮親王ヲ世襲皇族ニ山階宮親王ヲ二代皇族ニ列セラル十六年七月久邇宮親王ヲ二代皇族ニ列セラル今典範ニ於テ已ニ皇養子皇猶子ノ制ヲ廢シタルトキハ從テ世襲親王ノ舊制モ亦廢除ニ歸セサルコトヲ得ス皇子孫ハ諸王ト雖亦皇族タルコトヲ失ハサルトキハ從テ賜姓ノ制及一代皇族又ハ二代皇族ノ家格ハ亦廢除ニ歸セサルコトヲ得ス

第六十一條 皇族ノ財産歳費及諸規則ハ別ニ之ヲ定ムヘシ

恭テ按スルニ皇族ノ各個財産及歳費廩給ノ方法及其ノ他皇族ニ係ル諸般ノ規則ハ蓋別ニ皇族令ヲ以テ之ヲ定メムトス故ニ典範ハ務メテ大體ヲ舉ク而シテ詳節繁文ニ涉ルコトヲ欲セサルナリ

第六十二條 將來此ノ典範ノ條項ヲ改正シ又ハ増補スヘキ

ノ必要アルニ當テハ皇族會議及樞密顧問ニ諮詢シテ之ヲ

勅定スヘシ

恭テ按スルニ皇室典範ハ天皇立憲ヲ經始シタマヘル制度ノ一トシテ永遠ニ傳ヘ皇室ノ寶典タリ故ニ本條ノ紛更ヲ慎ムノ意ヲ致スナリ抑々憲法ニ據ルニ其ノ條項ニ改正ヲ要スルコトアルトキハ之ヲ議會ノ議ニ付シ特ニ鄭重ナル方式ニ依リ議決セシム而シテ皇室典範ニ於テハ獨皇族會議ト樞密顧問ニ諮詢スルニ止マリ憲法ト同一ノ軌轍ニ依ラサルハ何ソヤ蓋皇室ノ事ハ皇室自ラ之ヲ決定スヘクシテ之ヲ臣民ノ公議ニ付スヘキニ非サレハナリ

(參照)

皇室典範増補 (明治四十年二月十一日)

天祐ヲ享有シタル我カ日本帝國皇家ノ成典ハ祖宗ノ洪範ヲ紹追シテ敢テ違フコトアルナシ而シテ人文ノ發展ハ寰宇ノ進運ニ隨ヒ制度ノ燦備ハ條章ノ増廣ヲ必トス是ノ時ニ當リ朕ハ祖宗ノ丕基ヲ永遠ニ鞏固ニスル所以ノ其圖ヲ惟ヒ且憲章ニ由テ以テ皇族ノ分義ヲ昭ニセムコトヲ欲シ茲ニ皇族會議及樞密顧問ノ諮詢ヲ經テ皇室典範増補ヲ裁定シ朕カ子孫及臣民ヲシテ之ニ率由シテ愆ルコトナキナ期セシム

第一條 王ハ勅旨又ハ情願ニ依リ家名ヲ賜ヒ華族ニ列セシムルコトアルヘシ



- 第二條 王ハ勅許ニ依リ華族ノ家督相續人トナリ又ハ家督相續ノ目的ヲ以テ華族ノ養子トナルコトヲ得
- 第三條 前二條ニ依リ臣籍ニ入りタル者ノ妻直系卑屬及其ノ妻ハ其ノ家ニ入ル但シ他ノ皇族ニ嫁シタル女子及其ノ直系卑屬ハ此ノ限ニ在ラス
- 第四條 特權ヲ剝奪セラレタル皇族ハ勅旨ニ由リ臣籍ニ降スコトアルヘシ
- 前項ニ依リ臣籍ニ降サレタル者ノ妻ハ其ノ家ニ入ル
- 第五條 第一條第二條第四條ノ場合ニ於テハ皇族會議及樞密顧問ノ諮詢ヲ經ヘシ
- 第六條 皇族ノ臣籍ニ入りタル者ハ皇族ニ復スルコトヲ得ス
- 第七條 皇族ノ身位其ノ他ノ權義ニ關スル規程ハ此ノ典範ニ定メタルモノノ外別ニ之ヲ定ム
- 皇族ト人民トニ涉ル事項ニシテ各々適用スヘキ法規ヲ異リスルトキハ前項ノ規程ニ依ル
- 第八條 法律命令中ニ皇族ニ適用スヘキモノトシタル規定ハ此ノ典範又ハ之ニ基ツキ發スル規則ニ別段ノ條規ヲキトキニ限リ之ヲ適用ス

### 皇室典範增補 (大正七年十一月二十八日)

朕惟フニ祖宗ノ遺範ヲ紹述シ時ニ隨ヒ宜ヲ制シ以テ國運ノ進展ニ順應スルハ皇考ノ宏謀ニシテ朕ノ率循スル所ナリ今ヤ皇家ノ成典ヲ增廣スルノ要ヲ認メ皇族會議又樞密顧問ノ諮詢ヲ經テ皇室典範增補ヲ裁定シ茲ニ之ヲ公布セシム

皇室典範增補

皇族女子ハ王族又ハ公族ニ嫁スルコトヲ得

## 廢藩論に於ける建議

明治元年の春、伊藤公始めて朝官となり、始め參與仰付けられ、尋で外國事務局判事、兵庫縣知事となつた、略傳參照岩倉右大臣に謁し、維新の宏謀は、玉松操なる學者の識見に聽き、建武の中興よりも神武の東征に則るとの内意を聞き、驚喜して之に賛し、直ちに封建廢止の意見を開陳したが、當時東北未だ定まらず、朝廷の最も困みたるは軍費の繼がぬことであつた。是に於て薩長二藩の如きは其の采邑の一部を割いて献納するの内議さへあつたが、公は之を以て寧ろ姑息となし、一般的廢藩論を唱へ更に之を促進する爲め、封建の制度を廢し財政、兵制、學制を朝廷に一統するの綱目を案し、何禮之をして書を草せしめて、朝廷に建白した。其の稿本が今散逸して見得られぬのは遺憾である。然るに事重大なる爲め、容易に實行の緒に就くを得なかつた際、偶ま同年十一月、公の管轄内（公は兵庫縣知事であつた）姫路の酒井氏より其の藩の土地人民を朝廷に奉還したいとの請願が出たので、公は之を機とし重ねて廢藩の疎文を上つた。次の一篇がそれである。

臣項者道路の説を傳聞するに、姫路侯書を天朝に奉り、自家の政權領地舉げて之を奉還せんことを請ふと、臣未だ其事實を審かにする能はずと雖も、之を聞て欣躍に堪へず。若其事をして果して實ならしめば、皇國の幸曷んで之に加かん。夫王政を復する、徒らに幕府の政權を奪ひ、徳川氏の罪を責むるを以て然りとせんや。諸侯も亦特に自ら省責する所なくば、是徒らに幕府の威



權已の上に出づるを惡んで、眞に王政復古を望むものにあらずと云ふべし。今將に東北の賊平定に歸し、干戈庫に納らんとするの時に至て、皇國の安危に關するものは、唯其政體の立つと立たざるとに在るべし。苟も我國をして海外各國と並立て文明開化の政治を致さしめ、天性同體の人民、賢愚其處を得、上下均しく聖明の德澤に浴せしめんと欲すれば、唯全國の政治をして一齊に歸せしむるに如く者なし、其此を一齊に歸せんと欲するや、方今の如く各藩各自に其權を擁し互に相抗衡するの弊を除いて其權を盡く朝廷に歸せしめ、政令法度一切朝廷より出で、更に之を犯す者なきに至らざれば、海内の人民をして偏頗の政令を免がれしめ一様の德化に服せしむる能はざる也。且外國の侮を禦ぎ皇威を海外に輝かさんと欲するも、兵制區々に分れ、指令均しからざれば、決して是を行ふ能はざるなり。夫れ天地の間物力合すれば強く、離るれば弱し、則自然の理然らしむる所なり。故に我全國の諸侯、宇内の大勢を察し、終に其の政治兵馬の權を以て天朝に奉還するに至らざれば、百年の後我皇國の威武を海外に輝かすこと難し、諸侯も亦是を奉還することを欲せずして此勢數十年の久しきを經ば、後終に天朝より干戈を動かして是を奉還せしめずんば、勢止むを得ざるに至るべし。是を以て見れば、諸侯も、今日一家の富を顧みずして宜しく千載に注意し、天朝の興復を圖るの時なるべし。諸侯今若し是を知つて速に行ふ者あらば、

眞に所謂皇國を憂ふる者と云ふべし。天朝に於ても又其諸侯を處する克く之に禮を加へ、擧げて公卿と列を同うせしめ、爵位を進め、俸祿を賜ひ、所謂我國の貴族と爲し、各國議事の體裁に倣ひ上院の員に備ふべし。尤卓識有爲の人なれば樞要の地に立ち或は將相の任にも當るべし。是に次ぐに門閥を論せず人材を擢用し、其技倆に依り之を用ひば是則我全州之政治を興隆し、萬國と並立の威權を保つ基本たる也。於是今日姫路の所置最も急たるべし。朝廷若し一たび所置其當を失せば、後に臍を噬むも及ぶなし。是苟も天下を憂ひ天朝の爲めに力を效さんと欲する者其心を盡さずんば有るべからざる所也。臣謹んで是に處するの策を案するに、今速かに姫路に令するに勅命を以て願之通り勅許すべき旨を達し、姫路侯を公卿の列に加へ、爵位を進め俸祿を賜ひ、且勅して曰く、去冬徳川慶喜宇内之形勢不得止を察し、獨政權を奉還すと雖も猶土地兵馬の權を還すことを爲さず、其末終に干戈を動かして是を征討せしむるに至る。是朕實に忍びざる所なりと雖も、勢然らしめ、止むを得ざりし所なり。然して今汝宇内の大勢を熟察し、眞に王政復古を希望し、天下の大政をして一齊に歸せしめんと欲し、土地兵馬の權を併せて奉還せんことを請ふ。是實に皇室の萬幸。之に加ふるに朕平生皇祖在天の神靈を慰せんことを望む。故に今朕深く汝が忠志を感賞し、爵位を進め、俸を賜ひ、公卿の列に加ふ。自今而後益勉勵皇國の爲めに



力を盡し以て朕が興業を輔けよと。如此聖上宸斷を以被仰出ば、實に天下の耳目を驚かし、三百諸侯誰れか敢て是を依違する者あらんや。是以始て朝威海内に赫然たるべし。然後直に其領地は府縣の制に倣ひ是を所置せしめ、其藩土は強壯なる者は選んで朝廷の兵となし、吏才ある者は吏となし、其餘は土着に歸し、老若自ら給する能はざるものは是を養育するの法を立つべし。於是速かに天下列藩に布告して一大會議を興し、天下の公論を取り、皇國の基本を建て、内は神武天皇の神靈を慰し奉り、外は萬國をして威懾せしむる是れ今日在朝大臣の職なるべし。頓首再拜。

臣 伊藤 五位

## 常備軍設置に關する上疏

明治元年東北鎮定の後出征兵隊を轉用して常備軍とすべしとの意見を建白したるもの。

兵庫縣知事臣伊藤博文謹んで此地凱旋の軍隊を處するの策を上言す、抑本邦の政體に於けるや、上古は姑く措く、神武皇帝以後、文武の權共に朝廷にありて、文以て教化し、武以て威鎮す。其統御皆天子より出て、敢て一人之を冒すものなし。然して時代漸く變移し文教盛んなるに乘じ

て武威下に流れ、姦雄時に興り、其權終に源平二氏に歸す。源賴朝日本摠追捕使の任を受けてより政令全く將門に出づ 今日に至るまで其制を革むる能はず。其故何ぞや、中古以來の公卿大臣逸を貪り、勞を厭ひ、徒らに言辭を以て武臣を使役す。其始めは武臣も眞に力を朝廷に盡せしも、終に國家の大患となれり。抑も思ふ兵卒何れの處にありや。其本土地にあり、將門能く土地に在るの人民を使ひ、之を克く服さしめ、人民も亦之に服して、終に土地人民俱に將門に歸す、其末諸侯となり、封境となり、一塊も天子の有にあらざる如きの形勢に立至りしなり。吁豈嘆するに堪へんや。今や幸に復古の時に際會し、逆賊を殲滅し、文武の權一に朝廷に歸するに至る。中外の治、翹望すべし。而して其賊を討滅せしものは誰ぞ。其兵士軍隊は皆諸侯よりなる。朝廷猶一卒の親衛なし。何を以て諸侯を威鎮し而して海外各國に當らんや。夫治國の術豈唯仁徳のみを以て論ずべけんや。兵威も亦盛んに備はらすんばあるべからず。まのあたり此方を立る如何。今や東北衆賊平定せしなれば、必ず征討將士の功勞を重賞せざるを得ず。論者曰く、此地既に平定せしと雖も、餘隙尙之れあるならん、故に總督より兵士に至るまで、其土を割き交與せば、一は勸賞の道となり一は鎮撫の術ともならんと。是れ必ず衆議の歸する所なるべきも、臣が卑見を以てすれば未だ然らず。自今の後、文明の治教を施し、五洲諸國と並び立たんと欲するや、世祿



の制を以て國政を立つる能はざるは衆人の能く知る所なり。況んや諸藩忠勇の將士憤戰激闘、身を奮つて不顧、爲國に賊を亡し、勞を厭はざるは皆愛君憂國の赤心より出で、豈他に求むる所ありて然らんや。雖然其功績已に成りて、朝廷何ぞ其功を賞せざるを得んや。然り而して今之を封境の臣となし、僻隅の地に置かば、皆其れ諱憚せらるゝの懷ひをなし、却て其報國の本志を達せしむるの道竭絶せんことを恐る。將士も亦豈晏然として之に安んぜんや。又之を其藩に退かしめ藩主に於て尋常の祿賞を行ふとも、將士是を足れりとし區々たる藩國に自安せんや。顧ふに大政一新の際に當りて國家に大害をなせしもの、東北の諸賊に過ぐべからず。此賊を斥除せしもの、其功は世に冠たり。然れば亦大に之が功勞を顯はさずんばあるべからず。人又謂ふ、普天の下率士の濱王臣に非ざるなければ、諸侯に屯置するの兵皆天子の兵にして、天子此に令を傳へば百萬の衆も動くべしと。臣を以て觀れば、朝廷の兵權は名のみ、實あるにあらず。故に朝廷の力微なり。力微なれば下を御する能はず。今此の制を立てずんば、終に中古以來の代の如く、又朝廷は唯々たるに至らん。若かず此機に乘じ、東北凱旋の兵をして、改めて以て朝廷の常備軍隊と爲し、總督監軍參謀以下皆至當の爵位を與へ、之に兵士を司ごらしめ、兵士にも亦班秩を付して各其所を得せしめ、而して大に歐洲各國の兵制を折衷し、以て新に我兵制を改革し、朝廷親しくこ

れを統御せんには。今夫海内の兵を以て之を謂ふに、曰く此地に向ひしより強きはなしと、之に加ふるに能く練磨を以てせば、其力益至剛にして、内は不庭を制し、外は萬國に對して以て恥づるなかるべし。諸將軍隊も、天子親臨の恩を戴くに至らば、欣々服従し、方今一新の治、文武の二權克く天子に歸し、然る後國威皇張、復古の勢隨て以て成るを得べし。此の如くんば則ち一は征討の軍隊を處し、二は朝廷を助け、三は威武を海外に輝かさん。是則今日の急務なり。願はくば朝野の公議を経て以て萬分の裨益たらんと欲し、臣が至愚を顧みず謹んで上言す。

## 臺灣征討を不可とする意見

明治四年七月以降、臺灣の生蕃屢ば我が漂流民を害せしを以て、六年我國より副島種臣を支那に派して商議せしめたが支那は責任を取るを肯んじなかつた。此の時、我國では征韓論の故に佐賀に暴動が起つたので、旁々兵を外に用ゐて此の暴動を鎮撫せんとして臺灣征討の論が起つた。文部卿木戸孝允、内政の整はざるに事を外に構ふるの不可を論じて之に反對し、公も亦これと同意見で、四月四日、西郷從道が臺灣事務都督に任ぜられた日、意見書を右大臣岩倉卿に呈した。次の一文がそれである。其後、木戸の三條太政大臣に對する反對建白あり、諸外國の運送船提供拒絶あり、廟議は將に一變せんとしたが、西郷等獨斷を以て發航し、終に征臺の役となつたのである。

臺灣御征討之儀木戸不承知之儀、既に昨年來同人上言仕候通にて、今日の國情を以て將來を推考仕候時は、勿論同人議論至極至當之譯と萬々奉存候へ共、又今日之形勢に到候も自其原因有之儀に



て、不得止次第と奉存候に付、私に於ても必竟己を曲て御廟議に随ひ、心中甚不安又不忠之至りと不堪恐悚候へども他に可爲様も無之候に付奉職罷在候。如何にも奉恐入候。必竟此間政府上議論之兩立は所不免乎と奉存候。木戸並に私征韓論不宜と申主意は、前途國家の興隆を期するには先づ内政充分相整候儀今日之急務にて、又民力を培養仕候儀第一着之目的に御座候處より不承知を申立候儀に御座候、他の議論は緩急より相分れ候事故、均しく征韓も臺灣も其別緩急ある而已に御座候歟。到底一轍に歸候程無覺束奉存候へ共、尙又今日之事情を測り國家之御爲に如何之方略可有之乎、篤と木戸へ商議仕奉申上候様可仕、因循一日を過候も終に紛議を生候様立到候ては、却て不容易御高配にも可相成儀旁以前途之方向を定め置き候儀急要と奉存候、其上委細可申上候。誠惶頓首再拜。

四月五日

## 木戸起用に就き大久保參議來訪の記

臺灣征討事件に因り、木戸、大久保意見を異にし、延めて薩長の間に龜裂を生じたる際、伊藤公が大久保の意を諒して兩雄の間を斡旋し、其結果大阪會議となりて、二人握手するに至りたる經過を、公自ら手記せしもの。

明治七年冬季、大久保參議清政府と臺灣事件の談判を畢り歸朝復命の翌日余を神田錦町の私邸に訪て臺灣事件に就て日中兩國の葛藤を處理するに於て、結局國家の體面を全するを得たるは一に内外相應し其機宜を誤らざるの致す所なるを謝し、且つ曰く清國と談判中間にて殆ど破裂兩國遂に干戈に訴るに至らんとして僅に其局を平和に結ぶことを得たるは實に兩國の幸と謂ふべし、然るに是必竟皇上の聖威に依るものにして利通の功にあらずと。又曰將來我國家の事は益々進で内政を整理改良し國力を養成扶養し以て我獨立を鞏固ならしめざる可らず而して此れ容易の事業にあらず、余は前年歐洲より歸朝の後國家の大政に就ては木戸君の驥尾に附從し百事協心戮力せんことを希望せり、而して臺灣一事件を以て竟に去就を異にするに至れり、是れ余木戸君と聊其立場を異にし事情止むを得ざるに座するのみ、然れども今事幸に和平に歸したり、余は再び木戸君を起し余の素志を貫徹せんと欲す、足下以て奈何となす、若し余の言を是なりとせば余直に山口に馳て木戸君を迎んとすと。博文應へて曰く如此は眞に國家の慶なり、二公にして若し相合し協力以て皇猷を翼賛せば稍大計を全くすることを得べし、然るに閣下國家の重責を負ふは中外の共に知る所なり、閣下自ら山口に往くは政府の威重を示す所以にあらず、余將に一介の使ひを山口に馳せ書を齎して木戸翁に京攝の遊を促し、併せて閣下の眞意を通すべしと。茲に於て大久



保氏賜暇を以て温泉浴遊の途に上り浪華に到る。發するに臨み余に謂て曰余の誠意貫徹せざるに於ては足下を煩はすべしと。余之を諾す。

## 東京府警視廳權限論

我が特別警務機關たる警視廳と地方廳たる東京府との權限の錯交に就き、公が法制局長官として内務卿大久保利道に意見を開陳したもので、年次は明かでないが、法制局は明治八年七月の創設に係り、公が參議兼工部卿を以て其長官を兼ね、而して明治九年八月、公は御上の思召を以て北海道方面を巡視したことがある。今此の文書中に、博文今北行の命を奉ず、上途近きにあり、とあるに徴すれば、此の書は明治九年七月に筆せられたものと推定される。

過日教示を蒙りし警視權限取極の義に付、別紙第二號の通り草稿同廳より差出し、法制局に於て第一號の如く改正せり。第三號は同廳より追加を請求せしものにて、此箇條は、目下東京府と竊に紛議を生ぜんとしたる勢なり。第四號は巴里府警視の沿革並に實況參考の爲めに供す。

熟く東京府、警視兩廳の實況を見るに、事務執行の際、往々其所見を異にし、動もすれば權限の爭衡相生じ、歲月經過するに隨つて當廳の官吏相互に不和を生ぜんとするの形勢なり。今若し措て之を問はざるに附せば、終に其是非を糾すに遑ならずして、止むを得ず合併又は興廢するの時

期に臨まざるを保せず、然れども其權限を定め實務上障礙なからしめんと欲するは實に容易のことに非ず。其所以は、當廳所見を異にするの淵源あればなり。今其淵源を推究すれば、警視廳にては全く佛國の警察法に倣ひ、萬般皆其精神と形象とに摸擬せんと欲するなり。言ふ所爲す所必ず之を標的となせり。警察の一部を以て論ずれば其方法施設擧げて完全不缺の地位に達せんと圖るに似たり。

然れども又退て現今我地方の制度を省觀すれば、東京府と雖も其章程に別に警視に係るの諸件を尋常事務と區劃したるの制限なく、海内の府縣同一の制度權限を以て之を待つ。是故に東京府に於ては、警視廳の執行する事務にして同廳の章程に明文なきものは皆府廳の權内に立入り、或は範圍を侵したりと見ざることを得ざるの情況あり。是れ其所見の淵源を異にし、隨て紛議の生ずる所以なり。然り而して各地方に於て此煩難の情なき者は、百端の事務長官一人の主裁に任じ、便宜處分することを得せしむるの簡法あるに因るなり。東京既に警視廳を置き、又其模範を佛國に取る。豈各地の制度と同一なるを得んや。宜しく府廳の章程を改め、隨て警視の權限を分劃すべし。然るに博文今北行の命を奉ず、上途近に在り。僅に數日の間充分の思慮を費し、得失を考



定し、以て裁決を仰ぐに暇なし。依て警視廳の草案に聊か改正を加へたるのみにて電覽に供し、併て茲に愚見を開陳して以て参考の一助たらんと欲す。

七月三十一日

博文

## 自ら大阪に行きて舊官吏不平黨を説諭 せんとして裁可を仰ぐ上奏

明治十一年板垣退助を首領とする愛國公黨、大會を大阪に開くや、自由民権を唱ふる志士四方より來り會し、國會開設の請願を天皇に奉呈する決議をした時の事である。

臣 博文

近頃頻りに道路の説を聞くに、失意の舊官吏不平の士族等

陛下叡旨の在る所を察せず、名を民権に假託し黨類を結合し衆庶を煽動し漫りに政體を變革せんと謀る者ありと。臣日夜

天顏に咫尺し親しく陛下至仁の叡旨民を愛し國を利するに汲々たるを知る。然り而して 陛下の

叡旨獨り未だ天下衆庶に貫徹せざる者あるが如し。臣一念此に至る毎に、恐懼身を措く所を知らず。臣が聞く所に據るに、頃ろ各縣士民大阪府下に集合する者ありと。臣願くば此時に乘じ往て大阪に至り厚く此輩に説諭し、

上は

陛下至仁の叡旨を發揚し、下は良民をして苟くも方向を誤り罪辟に墜る事無らしむる様に盡力仕度、懇願の至に堪へず。謹而奏請、

裁可を仰ぐ。臣博文 誠惶頓首。

## 官立變則中學校新設に関する建議

博文竊に以爲らく、小學は以て童男童女に知識の初歩を教ふるに過ぎず、其中等以上の人智を開導し才器を成就するは必中學に倚る。李佛諸國に於て國費を付與するは専ら中學に於てし、其



小學に於ては寒貧の小邑之を設立するに堪へざる者を補助するのみ。

佛國官立中學校凡八十所、國費を以て支給し縣費區費之を助く、公立中學校凡二百四十二所、區費を以て資給し國費之を助くるの類。

教育の政治に於ける密切の關係を有し、人心を冥々の間に誘導すること形影相應するが如し。而して現今の勢ひ人智の叢まる所専ら中等以上の種族に在るが故に、中學の緊要なること實に小學の比に非ず。況んや各地に士族の方嚮未だ一定の歸あらざれば、則ち之を勸導誘掖して其効果を收むること中學を棄て、何を以てせんや。

現在公私中學校の設置大凡二百所、而して其效用未だ普遍ならず、却て私塾私社の勢力一時都鄙に浸漸鼓動し其侵蝕を被るに至る。其故は蓋中學の規則は主として歐洲に則り繁密零碎にして士族の子弟稍才氣ある者其拘束を厭ふことを免れず。然るに私塾私社は概ね變則を主とし常則に拘らず、活潑敏捷にして速成に便なる者あるを以て、年少往々此れを去つて彼れに就くことに至ればなり。

今其弊を改正せんと欲せば、公私の中學を獎勵して其學科を改良するに在りと雖も、方に傾か

んとする横流を挽回して既に成るの風習を變易せんとするに當ては、蓋尋常藥石の能く其效を見るべきに非ず。而して必ず急に應じ變に處する方法なかるべからず。宜しく官立變則中學校を數所に設け、士族の子弟稍才學ある者縣會の保證を以て其官費入學するを許し、其他廉費就學の法を設け、其校長教師には専ら主義純正にして學行優等なる者を以てし、其教科書は必ず平正着實の者を擇び、其他浮薄過激の嫌あることを得ざらしむべし。

獨逸學を廣むるの要用は、我國將來の主義を鞏固にするに於て其效益必少小ならず、宜しく良師を孛國碩學の中に擇び、各所學校に師授せしむべし。

右學校を設立し教師を使用する費用は大略二十萬圓とす。而して此の金額は將來士族の方嚮を教導し、其生計を間接に資助し及人心を救正し安寧を保固するに於て必ず無用の使費無實の恩恵たらざるを信ず。伏して閣裁を乞ふ。

明治十五年二月

參議 伊藤博文



三條 太政大臣殿  
有栖川宮左大臣殿  
岩 倉 右大臣殿

## 最初の内閣總理大臣としての施政綱領

明治十八年十二月、官制改革せられ、初めて内閣の制成りて、公が總理大臣に任ぜられた時定めた施政綱領である。

- 一、我が官制は、草創の餘未だ限るに定員の制を以てせず、濫弊從て生じ、官愈よ多くして務愈よ墜がることを免れず、名省大臣宜しく節減淘汰の意見を具へて閣議に付すべし。
- 二、選叙の法未だ定まらずして人各々知る所を擧ぐ。而して成學の士は或は其進む所を失ふ。此れ皆制度の未だ備はざる者にして、勢の免れざる所なり。今官制の一たび定まり、官仕限あるに及んで、選叙の法を設けざる時は、情弊の至る所其失に堪へず。而して行政部局其人を得るに由なからんとす。
- 三、維新の後、舊を變じ新に就くの際、下司の上司に稟請し、命を得て始めて施行するを例とし、

し、細大多端、往復織るが如く、相因て一の慣習を成し、一令出づる毎に疑問百出經何の文簿積で堆を爲し、往々半歳或は一年にし始めて定まる。此れ従前各省及太政官の事務繁劇官吏冗多なる所以にして、始めは已むを得ざるの勢に出で、終りに因習の弊に堪へざるものあり。繁文を省くは實に當分の急務とす。

四、凡そ行政官務整頓嚴確なるの國は、其經費必節省ならざるはなし、蓋富強の道は多質に在らずして、施す所其實を務め、緩急其要を得て以て成功を永久に期するにあり。維新以來歳出の歳を逐うて増加するは、内外政務の多端なる實に已むを得ざるに由ると雖も、明治六年の會計表に據り此れを昨十七年度の歳出と比較するに、幾んど四分一を増加したり。又俸給一項を以て之を言ふに、明治六年の概數に據り之を十六七年度に比較するに、即ち三分一を増加したり。實務の擧がる所、成果の得る所未だ經費の遞増と相比例するに至らず。今宜しく務めて制減を行ひ、各省の定額は内閣に於て事務の緩急を料り之を總判畫定し、越ゆべからざるの限を爲し各省大臣は全局の平衡を顧み以て各其省の費用を節省すべし。

五、官吏の品格は實に政府の威信に係り、官吏の忠順慎密勤勉清廉は政務の得失に於て密接の關聯を相爲す、此れ宜しく其規律を嚴にし、秩序を正しくし、一は以て官務を整理し、一は以て



忠順廉潔の風を維持せざるべからず。抑も官吏の規律を張り、其品格を保つは、一日も緩慢に付すべからざるの事なり。各省大臣宜しく其權内に於て振勵監督し、凡そ官吏忠順誠實の大義に乖き、法律を恪守せず、機事に慎密ならず、務を執つて勤勉ならざる者は、其情狀に従ひ之を告戒譴責し、或は之を懲罰すべく、贈遺の禁は細大に及ぼし、職務曠廢の戒めは其有意無心を問はず老朽務めに堪へざる者は其官を退かしむべく、務めて核實嚴明にして効力あることを要すべし。

## 帝國憲法起草の苦辛

伊藤公が明治十六年八月各國憲法調査の使命を終へて歸朝以來數年間、井上毅、伊東巳代治、金子堅太郎諸氏と共に、自ら帝國憲法の起草に従事し、愈々欽定憲法の明治二十二年二月十一日を以て煥發せられた時に、公が起草の苦辛を述べ懐したもの。

日本社會の特質には善惡兩方面あり。是に於いて吾人は其の善方面は、勉めて之を維持し、惡方面は、勉めて之を防禦するに力を致さざる可からず。而して我國實際の事情に適合すべき憲法を採定せんと欲せば前述の如き我が社會上の特質を斟酌する事最も丁寧親切なるを要す。此外更に我憲法制定に關して重大なる困難の存せしを見る。願れば當時我國は方に舊を送り、新を迎ふ

る過渡の時代であり、従つて國內の議論は多岐複雑、甚しきは是非の意見全く相返するものさへ往々これ無きに非ず。一方に於ては前代の遺老にして、尙天皇神權の思想を懐き苟も天皇の大權を制限せんとするが如きは其罪叛逆に等しと信する者あり、他方に於ては彼のマンチエスター派の論議が全盛の時代に於いて教育を受け、極端なる自由思想を懷抱せる有力なる多數の少壯者あり、政府の官僚が彼の反動時代に於ける獨逸學者の學說に耳を傾くるに反し、民間の政治家は未だ實際政治の責任を解せずして、徒にモンテスキウ、ルーソー等佛蘭西學者の痛快の學說、奇警の言論に心酔して揚々たるものあり、且つバックルの著文明史緒論と題する一書は、總ての政體を以て文明の進歩上無用有害の長物と罵倒せるものなるが、當時我國の學界は之を珍重する事甚だしく、大學を首め各高等學校の學生相競うて之を誦讀するに至れり。然れども是等學生は學校に於て之を誦讀すと雖も家に歸りて守舊家たる父兄の前にバックルの學說を喋々する勇氣としては之れ無かりき、蓋し當時に於ては我國民の智識未だ以て政府當局の政策に反對する事と國家既定の秩序を紊亂する反逆との間には、自ら截然たる區別ある事を知了するの程度に達せざりしなり。故に憲法の圓滑なる運用に必要な識量、例へば言論の自由を愛し議事の公開を愛し若くは自家に反對の意見を寛容するの精神の如きは更に幾多の經驗を積み然る後始めて之を得べき也。



## 露國皇太子遭難、明治天皇御西下の記

明治二十四年五月十一日露國皇太子（後年のニコラス二世）滋賀縣大津町通過の際、道路配置の巡查津田三藏、その帶劍を抜いて皇太子に斬り付け前額に輕傷を負はせた。明治天皇は翌早朝御發轍西京に赴かれ御慰問遊ばされた。伊藤公は此の月まで貴族院議長であつたが翌月一日に樞密院議長に轉任した。皇太子遭難當日から十六日に至るまでの顛末を伊藤公自ら筆を執つて書かれたもの。

明治二十四年五月十一日余塔の澤温泉に在り、岩倉公爵電信を以て報じて曰至急の使命を帶て小田原に來問せんとすと。須臾にして松方總理大臣の電報を接受す、曰大津に於て道路配置の巡查其帶る所の劍を以て魯國皇太子の頭部に負傷せしめたり、事容易ならず直に上京すべしと。余電文を讀み驚愕に勝へず、晩食半にして不覺箸を投じ直に人力車を命じ、上京の途に上り、小田原に立寄る。岩倉公爵の來着するに會す。相伴て小田原を發す。蓋し即刻上京すべきの内旨を拜すればなり。車を飛して國府津停車場に至り、最終汽車に乗じ、翌十二日午前一時新橋に着す。宮廷より用意の馬車にて公爵と共に宮中に伺候す。既に御寢の趣を聞き、宮内大臣に面會す。侍從を以て御寢所に伺候すべきの命あり。御床の下に拜伏して聖慮を伺ひ直に退出、内閣大臣に面

會事情を聞く、時已に三時過なり。西郷、青木兩大臣は十一日夜汽車にて已に西京に向へり。

詔勅の發表は十一日の事と見へ、余は十二日の朝新聞紙の張出しを車中より一見して之を知れり。

十二日午前六時御發轍。奉送の爲め新橋停車場に至り、龍車將に發せんとするに臨み、宮内大臣勅命を傳へ、次便の汽車にて西京に陪從せよとの事なり。

奉送の各大臣及黒田伯余等は、松方大臣の案内に依り、永田町の官邸に至り、朝餐の饗應を受けたり。相會するもの山田、後藤、陸奥及主人の四大臣、黒田及余なり。席上大津犯人處刑の論起る。山田伯曰裁判官中處刑の事に付兩説あり、即ち之を罰するに皇室罪を以て擬すると尋常謀殺を以てするとなりと。余は今般の事變は實に重大にして結局豫め逆視すべからざるものあるを以て其重きを取らざるべからず、萬一異説百出し處罰に困難なるに際せば、不得止戒嚴令を發するも可なり、國家の危険を防禦する爲めには非常の處置も亦施さざるを得ざる旨を述べ。各大臣も別に異論あるを聞かず。山田伯曰急に裁判官を呼寄せ其所見を聞き且其意を陳述すべしと。

余は黒田伯を促して西京に同行せんことを勸む。伯も之を諾し直に歸去、旅装を用意せん事を約せり。



余は宮中に伺候し皇后陛下に謁し、西京への御用を伺ひ退出して帝國ホテルに立寄り、預け置きたる荷物を携帯し將に發せんとするに臨み、陸奥大臣來訪して曰今朝松方邸にて談合の末、裁判官を呼出したるに異論多し、暫時發途を延引しては奈何と。余應ふるに發途を延引するは能はざる所、此際廟堂確乎不拔の定見を斷行すべきの意を以てす。而して余は末松に立寄り、一言を残して去らんとす。後藤陸奥兩大臣來訪せり。曰裁判の事困難なれば一策あり、金を投じ刺客を使ひ犯人を殺し以て病死せりと爲すこと容易ならん、魯國に於ては往々是等の處置あるにあらずやと。余曰是れ決して爲すべきの事にあらず、苟も國家主權の存する豈に如此無法の處置を容さんや、人に向て語るも愧づべしと。兩人に別れ直に黒田伯を三田邸に訪ひ同行、品川停車場に至り十一時の汽車に乗る。

十三日午前六時西京に着し、中村樓に投宿し、喫飯後黒田伯同伴直に魯太子旅館を訪問し、魯國公使に面會し、遭難の不幸に際會せられし事の遺憾に堪ざる旨を陳す。公使余等兩人の來問懇篤を謝し、且日本政府の安全を保證しながら其不注意より異常の事變を出來せし事を痛く批難せり、青木、山縣、山田に照覆又は應答せし事も陳述せり。

暫時對話の後旅館を辭し、行在所に伺候し拜謁す。龍駕は前夜即十二日午後九時半に西京に御着輦、七條停車場より直に魯太子を其旅館に御訪問の豫定なりしも、聞く所に據れば魯公使聖駕を七條停車場に奉迎拜謁を乞ひ、皇太子病床に在て療養中夜半聖駕の親臨を迎送するは醫師の甚だ懸念する所なるを以て、明日午前に親臨を辱せん事を陳奏したるに依り、同夜の御慰問は御延引仰せ出されし趣なり。

余等參朝間もなく行在所御發輦、魯太子旅館訪問在らせらる。太子御對話等は當時新聞に記載する所と大同小異なり。余等は行在所に在て御歸輦を待つ。十一時半頃御歸輦あらせらる。接待員三宮義胤行在所に來り、急報して曰魯太子本日京地を去り將に神戸碇泊の軍艦に歸らんとす、魯公使は急に青木子に面會を求むと。青木子曰、其事は余も既に之を聞く、旅館の形勢は魯人等恰も敵の圍繞中に在るの心地なり、我巡查は勿論兵隊の警護を見るも、其銃口より何時皇太子に向て發彈するも測り難し、今朝既に魯太子寢衣の儘日本館の欄干に倚るを見て、侍従の武官皇太子を擁抱して室内に引入れたり、如斯の形勢なるを以て、皇太子旅館の近邊にて短銃一發の聲を聽くも、其國旗を卸して退去せざるを得ずと、魯公使の語る所なりと。而して青木子入て此事情を奏聞す。須臾にして青木子出て來て余に聖諭を告て曰之を東京に誘招せずして此地を去らしむるは容易ならず、如かず先づ伊藤をして魯公使に面し皇太子を此地に留めしめん事を試むるべし



との聖諭なりと。余應て曰く聖諭若し皇太子を強て此地に留め然後東京に誘引せんとの叡慮にて其安全を保證する事の委任を蒙らば、余は必生の力を盡して之を試むべしと雖も、此事甚重大なり。然れば余足下と共に先づ旅館を訪問し公使に面會し、其事情に依り臨機の處置に出るの外なしと云て、青木子と同伴魯太子の旅館に馳せ、魯公使に面會を求む。玄關にて倉卒の際青木子他室に入る。余獨り公使に面會し、太子神戸に去らんとするは如何の事情なるやを問ふ。公使曰本國よりの電音に接す、皇太子をして其安全を得せしむる爲めに速に神戸碇泊の軍艦に避けしむべしとの命令なりと。實は魯皇后非常に皇太子の身上を憂慮し、已に嚮に太子の印度に在るに當り英人の新聞に印度等皇太子に不快の念を懷抱するもの多く或は禍害を加へんとするものありとの事を掲載したるを以て、皇后は中路より皇太子に回轉せしめんと欲せし程の事なり、圖らざりき日本に於て如斯の凶變に遭遇し、皇后の宸憂一方ならず、故に此の嚴命を寸時も等閑に附する能はず、皇太子は此電音に接せしにも拘らず、是非東京に至り日本皇帝に謁すべしと主張せらるれども本官等本國の命令を重んじて之を聽く能はずと。談話中青木子も家内に入り來り、三人對話中、公使曰冀くは日本天皇陛下魯太子を天皇の親子と思召され、其龍翼の中に入れて神戸港迄御連れ越しあらば、無上の恩澤なりと涙を揮て語れり。余應て曰好し然らば逐一に閣下の談話を奏

聞すべし。我皇上陛下の至仁なる固より閣下の請を容させらるべしと信ずと云て、青木子と共に去て、行在所に歸り其顛末を奏聞す。

同日午后四時御出門、魯太子の旅館を問はせられ、御同車にて七條停車場に至らせられ、四時三十分の特發汽車にて神戸港に魯太子及グリーンキ親王を御同伴あらせらる。三宮停車場に着御、同所より御同馬車にて御用邸に入らせられ、同所にて暫時御休憩御對話あり。余等陛下の側に侍して初めて皇太子に謁す。既にして海軍より端船の用意整ひたるを報じ、波戸場迄御見送りあらせられ、午後六時の汽車にて行在所に御還幸あらせらる。

十四日午前十時參朝。西郷、青木、土方三大臣、黒田伯及余も亦候所に列す。處刑の論及滋賀縣知事、警部長等進退の評議あり。井上伯東京より内閣の意を受けて來る。三好檢事長も裁判起訴の命を奉じて來る。

魯帝及魯皇后よりの電報達す。

此間東京政府と行在所との事變に付ての往復は一切余等與り知らず。十五日午前十時參朝。列座の人員は前日に同じ。但井上伯、野村子及三好檢事長も參會す。前日來處刑の論あり何れも皇室罪に擬するは異議なし。三好檢事長は東京政府は各大臣大に盡力せられ、皇室罪を以て罰せん



事を主張せらるれども、大審院判事中異議を挟むもの多く、謀殺未遂罪にあらざれば或は纏り難きを説く。青木子は詔勅を發し外國の皇帝及其繼嗣に對したる罪犯は法律上に於て之を我皇室に對し犯したるものに擬せんとの意を以て勅書案を提出す。余其文案に加筆す。青木子伊東樞密院書記官長を呼び其意見を問ふ。伊東の所論大に反對す。詔勅の論茲に於て止む。午後に至り尙朝來の議論一定せず。余は井上伯と共に魯公使を神戸に訪問し、太子に敬を表せんと欲し、闕を辭せんとす。西郷、青木兩大臣、三好と共に御前に伺候し、處刑の事に付東京及行在所にての論旨の在る所を奏聞せんと云ふ。同時に余等は時刻切迫せるを以て退出せり。

木屋町吉田屋に立寄り暫時休憩の後、七時五十分の汽車にて井上伯同伴、七條停車場を發し、九時半頃神戸に着、諏訪山西常盤樓に止宿し、接待掛三宮義胤氏に托し、露公使へ面會を乞ふ事を依頼せり。翌十六日午前なれば都合克き趣を回報せり。

十六日午前青木大臣來港の電音に接し、爲めに魯公使を訪問する事を延引せり。青木子は午前十時頃來港、余等の旅宿常盤樓に來り魯公使より面會を求め來れるに依り訪問せんと欲す、願くは余等兩人先づ面會したる後に青木自から訪問せんとの事なりしも、余等は公務に關係あるにあらざるを以て之を避け午後訪問せん事を陳し、青木子は直に魯公使を訪問の爲余等の旅館を辭せり。

正午頃青木子再び旅館に來り、魯政府より公使に訓示したる電報の英譯を示せり。

余等青木子に問て曰魯政府今般の事變に付我に向て要求する所なしとの事なれば、我が犯人の處分に於ても、喙を容るる事なく、彼れ満足するの意なる乎と。青木子曰犯人處罰は死刑にあらざれば到底彼の承服する所にあらずと。余等曰然らば現に擬律の事に就ては東京に於て異議紛々奈何の局を了するや豫め測るべからざるに、魯政府現に要求する所なくして、暗に處刑上に求むるの意なりとせば、政府は萬一法律論の變遷するに際せば、中間に彷徨し國家をして容易ならざる困難の地位に立たしめざるを得ざるべし、若し今手強く魯公使に談判し、其意嚮を聞料し、彼れ強て皇室罪即死罪に依り處刑せられん事を要求するとならば、公然書面にて照會せざる事を得ざるべし、果して如斯の意氣込なるや豫め探窮せざる事を得ざるべし、然らざれば再び困難に際會するなきを保し難きにあらずやと。青木子此説を是認し、然らば今一應公使に面會して之を確むべしとて再應魯公使を訪問する爲め辭し去りたり。凡そ一時間も經過したる頃一書を携帶し來り、余等に示せり、其書の趣意は罪の性質に依り罰せらるべきものなり云々なりしと記臆せり。青木子は余等に魯公使との談判の顛末は語らず。余等其曖昧なりしを疑惑せり。唯此書以外は彼れ語る能はずと云て、直に汽車の時刻切迫せるを以て立去れり。



余は井上伯同伴午後二時過ぎ魯公使を其旅館に訪ふ。榎本子先づ座に在り。子暫時にして辭し去る。余等公使と對話皇太子疹所經過の模様如何を尋ぬ。公使曰漸次快癒の趣なれ共未だ抱帶を取換ざるを以て明日取換ゆる筈なりと。且日本政府の皇太子に對する甚輕疎なるを痛談し、就中其安全を保證したる事に關聯して話を續け、初め太子自己の指揮に屬する軍艦八艘を率ゐる來るに付ては海路各港に寄泊する事の豫諾を得ん事を外務省に直話請求せし所、兩三日を経書記官を以て皇太子乗組艦の外一艘を隨伴する事を許すも、他艦は之に隨航する事を許さずとの事なりき、然るに八隻の軍艦は皇太子の指揮するものにして水師提督も其命に隨はざるを得ず、之を如何ぞ二艘に制限すると云は、恰も二人に隨意旅行を許し、他は之を禁すと云が如し、苟も魯國皇太子として待遇せられなば如斯回答なかるべし、若し日本政府不承知とならば炮撃せらるゝの外なし萬國決して簡様なる不敬の事なかるべしと書記官に返答せり、然るに數日を経て皇太子引率せらるゝ軍艦は各港に入港するも妨なし、前日の回答は書記官の誤傳なりとの事を報じ來れり、夫れ如斯政府の魯太子を待遇する一の商賈の來遊を待つに異ならず、若し魯國皇太子を日本に遊歴せしむるに於て微行の體を用ゆる事を得ば或は今般の事變の如きに遭遇せざりしならん。然れども魯帝は其皇太子をして敬意を日本皇帝陛下に表せしめん爲めに則皇太子の資格を以て來遊せしめ

られたり等の談話を爲せり。余等は此節の如き事變の出來せん事の遺憾に勝へざる趣を述て別を告げ、再び諏訪山旅店に立寄る。恰も好し榎本子來訪するに會す。子午後四時を以て皇太子を其軍艦に訪問するの豫約あり。余等子と試に所刑の事頗困難なるを談す。子曰本日時機を得て公使と私に之を談すべしと。子は直に去て軍艦を問ひ、再び余等を旅店を訪ふ。子曰試に日本の刑法論を提出して或は謀殺未遂を以て裁判官の擬律するなきを保し難し。左すれば其刑は終身懲役に止まるべしと語りたるに公使忽ち顔色を變じ、終身懲役の刑を以て擬す、余は兩國の間何等の大事の出來すべきを保せずと。子之を慰諭して公談にあらず、怒氣を含む勿れと云て去りたりと。如斯の事情なるを以て子の見る所も亦死刑にあらざれば到底此事變の終局を満足に了する事難かるべしとの意なりしなり。

## 谷將軍及び二條近衛兩公に答ふる書

明治廿七年一月二十四日、谷干城將軍及び二條、近衛兩公爵外三十數名の連名にて伊藤總理大臣に贈れる施政方針忠告書に對する答書である。

公爵二條基弘君外三十七名貴下諸君が衆議院解散に付て博文及び同僚に忠告せらるゝ書を領



す。諸君情誼の般なる感銘何ぞ堪へん、博文不肖叨に重任を受け以て大政統督の職に當る。獻替の責實に一身に在り、亦素より自ら信ずる所のものなくんばあらず。

來諭言ふ所要するに政府が客臘解散を奏請したるの非なるを論ずるものなり。博文乃ち亦解散を奏請したるの理由に付て辨せずんばあらず。博文謹みて惟るに憲法の施用は國家各機關の和衷協同に存す。

是れ憲法發布の日に宣示せられ各期の議會を開かるゝに付て亦毎々親諭あらせられ而して客歲二月十日の聖詔に至て特に申明せられたる所にして議院と閣臣との俱に眷々服膺せざるべからざる所なり。則ち互に各自の權域を守り、以て國務を審議するに於ては縱令常に扞格なきを得ずとするも政務の大事に於て國運の進歩を企畫するもの蓋し亦難しとせず。博文不肖就職以來夙夜戰兢以て重任を虚くせざらんと欲し、妄進を貪らず、乃ち議院の議の如きは實に不肖が取て以て己の及ばざる所を補ふの餘師となさんことを樂む所なり。

顧ふに立憲の義亦茲に存するを疑はず、奈何せん、衆議院の爲す所、主として政府の施設と相抗議し國家事業の案件に就て深く是非利害を究むることをなさず。

或は豫算に就て實施し難きの削減を加へんとし、或は國防に於て最も急要とする事業を廢止せ

んとし、群鷲嗷々閣臣の説明の如き殆んど耳に入る所に非ず。幸に第四議會は聖明の盛徳に依り至仁の優詔を垂れ玉ふありて協賛の任を盡し閉會に至るを得たりと雖も第五議會も亦第四議會開期の當初に於けるが如く諸黨派は開會の前よりして已に互に相排擠するの端を啓き其開會に至るや國法の豫算審査期日を特定し從て常任委員の選舉必ず開會の劈頭に於てすべきを明示せるにも拘らず忽ち議長進退の爭議となり、之が爲に上奏の特權を濫用して、宸問を蒙るの後繼かに不明を謝するの陳奏をなしたり。

是れ果して國務協賛の任を致すものと謂ふを得る乎。官紀の振肅素より政府の責任に屬す、議院若し質問する所あり、若くは忠告する所あらんとせば其事實を明かにし其肺肝を披くに於て政府亦欣然之を迎ふべし。

顧て衆議院の爲す所を視れば曾て議事日程に豫告せず、突然提議して直に宸聞に奏す。是れ議院或ひは現内閣を以て始より共に謀るに足らずと爲し以て宸裁を待つに至りたるなるべし。然るに數日にして宸裁を得ざるや翻て政府に對し處決を望むと稱し、殆ど宸裁を促すの決議を爲したり。

是れ果して俱に和協を望むべきものとする乎。博文等客歲二月十日の聖詔を奉じ行政諸般の整



理を遂げ制度の必要を考へ事業の進張に應じ、人民の利便を通じ、經濟の發達に資し、今の國情民度と方に相適當するの組織を立て、由て以て前年度削減額の外更に巨額の節減を経常の行政諸費に加へ、得る所の餘剰は之を以て國家民人の急需に供せんとし、改正官制及其他の勅令に基て明治二十七年年度の豫算を調製し、必要なる事業の計畫を定め勅允を得て之を提出したるに拘らず衆議院の豫算委員は政府提案の趣旨のある所を推窮せず、直に前期即ち行政未だ整理を加へざるの時に提出したる豫算に對して作りたる舊査定方針なるものを取り、以て直に新豫算を審査修正するの標準となしたり。

然れども閣臣は猶苦心經營の存する所を貫徹せんとし、委員會に出席して十分辨明を與へたるに委員會等は始め閣臣の出席辨明を求めたるに拘らず、多く抗議する所あらずして、而も頑然査定方針なるものを固執し自ら改むることを爲さず、而して其査定したる所に依れば、客歲二月十日に下されたる詔勅の趣旨に違ひ官吏俸給十分一納付の制を廢し、更に憑據なきの削減を加へんとし、又國防の急要事業として提出したる海峽砲臺建築の費額を削り、而も其藉口する所は政府が舉行したる改革の其の前會期に宣言したる所に違ふとすと雖も、抑も衆議院が政府の意向を聞く爲選舉したる委員に對し、博文が當時に宣言したるは官吏の俸給を減せず組織を簡にして吏員を

汰すると云ふに止まる、而して時宜の緩急を計り行政の組織を立つるは素より政府の責任に屬し、一々局外者の言議に徇ふ能はずと雖苟くも議會の審議に依て知見の至らざるを補ふを得ば博文亦喜んで之に就くべし。獨り事業を究めず理由を尋ねず、行政組織の觀念なくして輕々臆斷し、概して政府の措畫輿論に反すと稱して排撃するが如きは博文が和協の望を絶たざる所なり。然れども是れ豫算委員の言動に屬し、院議の決に至つては未だ知るべからざるものありとするも豫算委員は議院の屬望を以て選ばれたるものにして、其の意見は即ち實際に院議を代表すと認むべきものなるのみならず、現に各黨派の豫算に就いて論議する所を聞くに、其の妄之に加ふるあるも、決して之に減せざりしは諸君も亦其記憶に存せらるゝならん。

來諭乃ち衆議院は豫算削減の慣行を改め、大政翼賛の道に向ひ、其蹇々の誠を致すと云ふ。これ博文が事實に徴して諸君と其の見る所を同くする能はざる所なり。

開國進取の國是は政府の萬艱を排して奉行せざるべからざる所、而して條約を履行して國權を擴むべきものは素より之れを勵行すべきのみならず、苟も國權を主張するの必要あらん乎、亦之を排除訂正するに努めざるべからず、然るに現在の條約は維新前後の締結に係り今日の事情に適應せざるもの多く、其の條文を墨守するは却つて國家の不利益なるもの一にして足らず、其の得失



を推窮せずして一概に厲行せんと云ふが如きは不稽も亦甚し。

政府は素より其の利害の在る所を講究して其の宜を制し、以て外政の衝に當る徒に事を好み端を滋くし、以て平和を傷くるが如きは努めて之を避けざるべからずと雖も、亦未だ曾て國權の汚辱侵蝕を條約の外に受けず、而して議院の數黨派は聯合して政府を以て國權を汚損すとするの建議案を提出し、又名を條約の厲行に托して、現に條約の本文に抵觸するをも顧す外人を畏怖し、之を排斥するの目的を以て種々の方案を立て、甚しきは外交の運用が如何に重大なる干繋を國家に及ぼす乎を熟議せざるものあるを利とし、其の説を誇張して以て一時の感情を動かし、以て黨勢擴張の資と爲さんとするに至る。是れ實に國家の大計を玩弄するものと謂はざるを得ず。

政府は維新齊美の事業として條約を改正し、對等の國權を收復するに汲々たるが故に、從來屢屢着手して屢々其の成るを見ざるに拘らず、百折不撓以て早晚國是の目的を貫徹せんことを期す。顧ふに此の目的の一定不動なるに於いて政府が機宜に應ずるは、復た内外に對して其の言を二三にするの要を見ず。亦實に曾て之を二三にせざるなり。是を以て政府は永久無限に現條約に服従して以て我が國家の權利を犠牲にすることを甘受するの義務を負はざるを確信すると同時に、亦徒に遠來の外人の爲に不便不利を蒙らしめ、以て自ら勇とするの陋を學ぶを欲せず。而して衆議院

に於ける諸黨派の要望する所を視れば、其の主眼とする所全く彼に存せずして此に在り。而も一意之を迷執して毫も慎重に對外の要務を審議するの誠意を認むべからざりしは、閣臣が外政の方針を演説したる時の狀況に就いても觀るを得べし。即ち條約勵行に關する諸議案は固より國民多數の眞正なる意思と符合せざるものたるを確信すと雖も、衆議院に於ける勢の馴致する所は明に推定すべきものあり。

而して建議案の本文に政府國權を汚損すと明言し、其の理由書、亦多く無稽の事實を陳ね外人排斥の意思斑々見るべきは、諸君も亦本書に就いて知らるゝ所なるべし。博文素より議員の國權を以て念とするを喜ぶと雖も、慎思熟計但に開國進取の大計を講せんとするの誠を存せずして、無責任の言議を弄する者に與する能はず。以上の數件は博文をして衆議院は到底共に大業の翼賛に和協すべきの望み爲しと認めしめたる所以のものにして、一件は一件より迫り層疊累積して、政府を排撃するも一面に議院の法定要務を緩漫にし、他の一面に國家民人に利するの計畫を沮廢するの外成績の見るべきものあらず。

而も往々自ら休會して、其職任を曠くせんとするにより政府は茲に斷じて解散を奏請せんとし、之が準備を爲すの目的を以て先づ停會を奏請したり。停會の期日を豫定したるは國法の規程に



遵ひたるに過ぎず。其翌日解散を奏請したるは停會期日の経過を待つ必要あらざるを見たるが爲にして俄に廟議を變じて解散したるに非ず。其詔勅を重ねざるを得ざりしは憲法の定むる所、停會は解散の準備たると否とに關せず、必ず大權の示命を待つを以てのみ。抑も解散は大權の發動にして、閣臣苟くも責任を取り奏請奉行す。素より必ずしも一事一件を以て斷案とするを要せず。然れども強ひて斷案を求め今回の解散は博文衆議院を以て和協に由り、大業を翼賛するの望なしと認めたるに出づと斷言するに憚らず。

夫れ和衷なるもの固より此れを以て彼に徇ふの謂に非ず。博文素より衆議院を以て一に政府の提議に雷同すべしと望むものに非ず。但に國務に就いて得失を審議し、互に憲法上の權域を守りて相踰越することなくんば立憲の美果、亦之を收むるに難からざるべし。顧るに去年二月十日の詔勅の趣旨も亦此に外ならず、博文同僚と共に服膺他なし。博文素より諸君の忠告に對し、徒に抗議を試るに非ず、唯々諸君切悞の厚きに對して聊か心衷を披陳するのみ。敬具。

明治二十七年二月十日

内閣總理大臣 伯爵 伊藤 博文

## 山縣第一軍司令官を送る文

日清戦争の明治二十七年八月三十日、山縣大將が第一軍司令官に親補せられ、九月四日東京を發するの前日、宮中に於て午餐を賜はつたとき、公が陪席して奏聞した草稿である。

凡そ一國が他の一國と事を構へるに當り、敵國に對して進で軍戰に従事すると同時に、交戰に伴うて他の邦國と外交關係を生ずることの避くべからざるは、今更言を待たざる所なり。即ち今回帝國が清國と開戰の前に於ても、日清兩國の和戰に最も利害の關係を有する英露兩國の如きは、其各自の利害の互に相反對衝突するにも拘らず、名を調停に籍り、言を勸告に托して、均しく干渉を試み、異口同音に、日清兩國をして平和を維持し、干戈を動かすに至らしめざることを努め竟には強迫に渉る形跡を顯はしたりと雖も、帝國政府は固く我が是とする所を執て動かす、竟に日清兩國の開戰に至りたるを以て、今日は一時默視の姿に居れども、以來尙ほ交戰の繼續するに於ては、決して何時までも袖手傍觀せざるべく、必ず再び來て干渉を試みることをあるべし。而して更に干渉を試みるに至つては、單に之を口舌の間、簡牘の上のみに止めず、或は強力を用ひて其